

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 国際連携農学生命科学専攻（ジョイント・ディグリー・プログラム、以下、JDP）設置の趣旨及び必要性	1
（1）国際連携農学生命科学専攻（JDP）に至るまでの背景・経緯	1
（2）国際連携農学生命科学専攻（JDP）の必要性	5
1）国内の社会的要請	5
2）東南アジア諸国における国際的な高度専門職業人育成への要望	6
3）日本の農学・生命科学分野における東南アジア諸国との連携の重要性	6
4）熱帯性環境生物資源の開発とそれを利用したイノベーション創出に対する両国政府からの要請	7
5）国際連携農学生命科学専攻（JDP）設置の趣旨	7
（3）教育研究上の目的	10
1）養成する人材像	10
2）養成する人材の修得すべき能力	10
3）修士課程修了後の進路と人材需要	10
4）両大学間における教育研究上の目的等の共有方法	11
2. 専攻の特色	11
（1）山口大学の農学・生命科学分野の強み・特色	12
1）先導的な熱帯性環境生物資源の研究	12
2）先端的な生産技術開発	13
（2）カセサート大学の農学・生命科学分野の強み・特色	13
1）農学分野	13
2）生命科学分野	13
（3）研究・教育の中心的な学問分野	14
3. 専攻の名称及び学位の名称	14
（1）専攻の名称	14
（2）学位の名称	15
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	16
（1）教育課程の編成の考え方	16
（2）授業科目の概要	18
1）専攻基盤科目	18
2）専門科目	18
3）特別演習・特別研究（修士論文）	20

5. 教員組織の編制の考え方及び特色	21
(1) 教員組織の編成の考え方	21
(2) 教員配置計画	22
(3) 教員の専門分野の構成	22
(4) 連携外国大学との調整を行う専任教員	22
(5) 本専攻の長の選任方法	23
6. 教育方法、履修指導方法、研究指導体制及び修了要件	23
(1) 教育方法	23
(2) 履修指導	23
(3) 履修モデル	24
(4) 成績評価	25
(5) 修了要件	25
(6) 研究指導の方法	26
(7) 学位審査、学位授与	27
(8) 研究倫理審査体制	29
7. 施設、設備等の整備計画	29
(1) 校地・校舎等施設の整備計画	29
(2) 図書館の整備計画	30
(3) 自習室について	31
8. 基礎となる学部との関係	31
9. 入学者選抜の概要	32
(1) 学生の受入れに関する考え方	32
(2) 入学選抜の概要	32
1) 入学資格	32
2) 選抜方法・選抜時期	34
3) 転専攻の取扱い	34
(3) 入試運営体制	35
(4) 周知方法等	35
(5) 修業年限及び学籍の取扱	35
10. 学生の在籍管理及び安全に関する取組	35
11. 学生への経済的支援及び福利厚生に関する取組	36
12. 管理運営	36
(1) 学内の管理運営体制	36
(2) 連携外国大学との調整	37
(3) 事務組織	37
13. 自己点検・評価	38
(1) 全学の自己点検・評価	38
(2) 本専攻の自己点検・評価	38

14. 情報の公表	38
(1) 山口大学における教育情報等の公表	38
(2) カセサート大学大学院における教育情報等の公表	40
15. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	43
16. 連携外国大学について	43
17. 知的財産権の扱い	44
18. 協議及び協定について	44
資料目次（資料1～資料8）	45

1. 国際連携農学生命科学専攻（ジョイント・ディグリー・プログラム、以下、JDP）設置の趣旨及び必要性

（1）国際連携農学生命科学専攻（JDP）に至るまでの背景・経緯

設置を計画する国際連携農学生命科学専攻（JDP）の母体となる山口大学大学院創成科学研究科農学系専攻は、衣食住への関わりを基盤とする環境・生物・生命に関する総合的かつ広範囲な教育研究を行うことを基本とし、人類の生存に必要な食料を始めとして、生物機能の開発・応用に関する技術を発展させつつ、グローバルな視点から各種資源と自然環境の保全・再生との調和を図り、豊かな人間性及び国際性を持つ研究者・技術者養成を目的としている。その一環として、主にASEAN地域を中心とする海外の大学との大型共同研究事業や、国際感覚を持つ研究者・技術者の育成を目的とした国際シンポジウムやセミナー等を積極的に開催し、海外大学との学生交流及び研究者交流に力を注いできた。教育課程の編成においても、少人数形式で研究分野に関する外書や国内外の最新の学術論文を用いて討論を行うことにより、専門英語に関する知識や読解力、専門力を養う「専門英語特別演習」を必修科目とするなど、環境・生物・生命に関する専門的知識を持つグローバルな高度専門職業人の育成の重要性を早くから認識し、教育研究を行っている。

特に、ASEANの中でも本学の重点拠点国であるタイとは交流を盛んに行っており、チュラロンコーン大学、コンケン大学、メージョー大学等から多くの留学生を受入れている。その中でも、1992年から交流を開始したタイにおける最初の国立農業大学であるカセサート大学とは、1998年に大学間国際交流協定を締結し、2013年には本学の重点連携大学に選定、さらに、2016年11月には山口大学バンコク国際連携オフィスと同大学構内に開設し、2017年11月には山口大学に留学したことのあるカセサート大学関係者を中心に山口大学海外同窓会タイ支部を設立するなど、今日に至るまで20年以上にわたり活発な学術交流を続けている。特に、本学農学部及び創成科学研究科農学系専攻、また、その前身である農学研究科修士課程及び医学系研究科博士前期課程応用分子生命科学系専攻生物機能開発科学領域

（平成28年度から創成科学研究科農学系専攻へ移行）を中心としてカセサート大学理学部及び大学院生命科学関連専攻、農学部及び大学院熱帯農学専攻との共同研究や教育連携を精力的に展開している。共同研究においては、山口大学農学部とカセサート大学理学部の研究者が中心となり、主に微生物学分野における国際拠点事業（山口大学とカセサート大学が拠点大学として実施）や国際大型共同研究を含む多くの実績があり、双方の教員のみならず大学院生や学部生も参加し、研究と教育を一体的かつ実践的に推進している。教育連携においては、グローバル化教育に先駆けて、カセサート大学を含むASEAN地域の大学から短期及び長期留学生を受入れるとともに、後述の⑦「若手研究者セミナー」を2008年から開催し、同大学からも学生が参加するなど、相互の学生交流を様々な形で推進している。

以下に、カセサート大学と本学とのこれまでの研究交流及び教育連携実績について述べる。

①文部科学省「国際学術研究」（1992～1994年）

山口大学農学部の教員とカセサート大学農学部の教員による「タイの輸出園芸植物、

特にランの総合的管理に関する共同研究」を実施した。タイ南部ハジャイ地区、バンコク周辺、ナコンサワンとナコンパトン地区、北部チェンマイ地区で野外調査を実施し、交配品種の系統に関するデータベースの作成、花粉媒介種、狩猟蜂など訪花蜂類等の昆虫の分類、植物病原ウイルスの調査を実施した。

②日本学術振興会（以下、JSPS）「拠点大学交流事業」（1998～2007年）

「微生物の生物化学的研究分野・耐熱性微生物資源の開発と利用に関する研究」を日本（27大学）とタイ（21大学2研究機関）の2か国で実施した。総勢322名の研究者が参加し、5課題（発酵工業へ応用可能な耐熱性微生物とその分子生物学、耐熱性微生物による生物資源の酵素利用、耐熱性微生物による生理活性物質の生産、耐熱性微生物による環境浄化、工業的応用を視野に入れた耐熱性微生物による微生物生産物の開発）について100件を超える共同研究により遂行した。

③JSPS「アジア研究教育拠点事業」（2008～2012年）

「微生物の潜在能力開発と次世代発酵技術の構築」を日本（22大学）、タイ（19大学4研究機関）、ベトナム（5大学1研究機関）、ラオス（1大学）の4か国で実施した。総勢163名の研究者によって3課題（有用微生物の探索研究、耐熱性微生物の基本的機構研究、有用微生物を用いた応用研究）を約50件の共同研究により遂行した。

④文部科学省「アジア・アフリカ科学技術協力の戦略的推進地域共通課題解決型国際共同研究」（2010～2012年）

「熱帯性環境微生物による省エネ高温発酵技術」をテーマに、本学は文部科学省の支援を、カセサート大学はタイの農業研究開発機構（以下、ARDA）の支援をそれぞれ受けて実施した。本事業では、上記の②拠点大学交流事業や③アジア研究教育拠点事業によって開発された高温発酵技術を、タイのバイオマスを利用し、企業が使える実践的な技術へと昇華することを目指した。

⑤JSPS「研究拠点形成事業（先端拠点形成型）」（2014～2018年）

「バイオ新領域を拓く熱帯性環境微生物の国際研究拠点形成」を日本（28大学）、タイ（25大学3研究機関）、ドイツ（1大学）、ベトナム（6大学1研究機関）、インドネシア（7大学1研究機関）、ラオス（1大学）、イギリス（1大学）の7か国で推進した。総勢160名の研究者によって5課題（有用微生物の探索研究、ゲノム情報に基づく耐熱性微生物研究、熱帯性生態系を維持する環境微生物の研究、食品、食品保蔵、衛生及び生態系維持のための有用微生物研究、新規産業のための次世代発酵技術の構築）を約60件の共同研究により遂行し、2018年12月に山口大学においてファイナルジョイントセミナーを実施した。本事業は、熱帯性環境微生物資源の潜在能力について基礎・応用研究を世界に先駆けて推進する「熱帯性環境微生物の国際研究拠点」の形成を目指すものであり、ASEAN地域の研究力の底上げと国際ネットワーク構築といった成果が得られた。

⑥科学技術振興機構（以下、JST）「e-ASIA Joint Research Project」（2017～2019年）

「ASEANバイオマス活用に向けた耐熱性微生物を利用するバイオ燃料等変換プロセスの開発」を山口大学、カセサート大学、ブラビジャヤ大学（インドネシア）、ラオス国立大学をそれぞれの国の代表大学として推進している。

さらに、上記の事業と関連して次のようなセミナー等を実施している。これらの取組は、研究交流を一層深化させるだけでなく、本学及びカセサート大学の学生も参加させることにより、学生同士の交流を深める機会ともなっている。

○Thailand Research EXPO

2009年から毎年、タイ学術会議（以下、NRCT）の支援を受けて「Thailand Research EXPO」に参加し、本学における国際拠点事業などの研究成果を公開している。

○重点連携大学セミナー

2014年からカセサート大学及びタイで最も歴史のあるチュラロンコーン大学と共に、基礎研究を中心とした重点連携大学セミナーをタイ国内又は本学にて毎年開催している。

○JST 先端的低炭素化技術開発（以下、ALCA）のワークショップ

2014年6月にJSTのALCAのワークショップ「High-Temperature Fermentation Technology with Thermotolerant Microorganisms in Tropical Area」をカセサート大学で開催しコンピュータを用いた微生物学の解析を、タイの大学教員のみならず学生と一緒に体験し、研究交流を行った。

○発酵生産のための新技術セミナー

2016年9月に、在タイ日本国大使館において、これまでの国際拠点事業の研究成果として開発した新技術等を紹介する「発酵生産のための新技術セミナー」を本学及びカセサート大学が主催した。同セミナーをきっかけに、タイ企業や在タイ日本企業との共同研究に発展している。

上述の研究交流を実施していく中で、国際連携教育の必要性が認識されるようになり、前述の③アジア研究教育拠点事業のコーディネーター会議で国際的な教育連携の検討が開始され、以下のような事業が実施されてきた。

⑦若手研究者セミナー（Young Scientist Seminar）（2008年～）

山口大学農学部及び本専攻の母体となる創成科学研究科農学系専攻、また、その前身である農学研究科修士課程及び医学系研究科博士前期課程応用分子生命科学系専攻生物機能開発科学領域（平成28年度から創成科学研究科農学系専攻へ移行）では、比較的早くから海外の大学と連携して人材育成を進めてきており、③アジア研究教育拠点事業の

一環として、2008年から若手研究者セミナーを開始した。本セミナーは大学院生が企画・運営し、国内外の研究者による講演に加えて、参加者全員が各自の研究成果を英語で口頭発表することで、企画・運営やプレゼンテーションの経験を積むと同時に、関連分野の情報収集やネットワーク形成の場となっている。当初は40名程度の参加者であったが、最近では外国人留学生が半数を占め、100名以上の参加者がある。基本は山口大学において開催し、2010年からの3年間はカセサート大学においても開催した。

⑧外務省 若手研究者交流支援事業～東アジア首脳会議参加国からの若手研究者招聘事業 (JENESYS Program) (2009～2011年)

2009年から3年間、本プログラムを実施し、カセサート大学を含むタイの大学、ラオス、ベトナム、インドネシアの大学から大学院生を含む若手研究者を3か月程度受入れた(2009年14名、2010年23名、2011年21名)。来日した若手研究者は先端研究を習得するだけでなく、日本人研究者とのネットワークを構築できた。

⑨海外留学支援制度等を利用した相互学生交流 (2011年～)

2011年から日本学生支援機構「留学生交流支援制度(2014年からは海外留学支援制度)」を活用した「熱帯性環境生物資源開発国際ネットワーク形成のための人材育成プログラム」を開始し、タイを含むASEAN地域の7～8大学と協力して、相互学生交流を実施している。この取組では、毎年20～25名の本学の修士学生や学部生を1か月程度ASEAN地域に派遣し、また、ほぼ同数の留学生を2～3か月間受入れている。参加学生及び参加留学生には、上記⑦若手研究者セミナーへの参加を課すことにより、語学力やプレゼンテーション能力をさらに高める工夫もしている。加えて、学生の経済的負担を軽減するために、受入大学は学生に対して保険や宿舍費の支援を行っている。この取組により、カセサート大学からは大学院生命科学関連専攻及び熱帯農学専攻の大学院生を毎年5～10名の学生を受入れており、短期の交流ではあるが、交流を継続していることから学生間ネットワークが形成されている。

⑩JST 「日本・アジア青少年サイエンス交流計画」(さくらサイエンスプラン) (2016年)

2016年に、JSTの支援を受け、「熱帯性環境生物に関する国際教育連携ネットワーク」をテーマに、カセサート大学をはじめとするタイ、ベトナム、インドネシア、バングラデシュの7大学から修士課程の学生17名を10日間受入れた。計画の中に、⑦若手研究者セミナーでの研究発表を含めることにより、同セミナーに参加している日本人学生との交流が促進された。

⑪カセサート大学学士及び修士課程出身者への研究指導実績 (1992年～)

本学の創成科学研究科農学専攻及び前身の農学研究科では1992年から現在に至るまで、カセサート大学学士及び修士課程出身者の研究指導を実施しており、これまでに2名の修士号取得者、8名の博士号取得者を輩出している。また、タイ政府の奨学金を受給し

たカセサート大学の博士課程の学生3名を短期間受入れ、同学生の博士論文の副査を務めた実績やカセサート大学出身の論文博士1名を輩出した実績もある。

以上で述べた、カセサート大学との共同研究及び教育連携を継続していく中、今後も長期にわたり教育連携を継続し、両大学間の交流を深化させるため、2016年にカセサート大学側から国際連携農学生命科学専攻（JDP）の設置の可能性について相談があり、山口大学大学院創成科学研究科博士前期課程農学系専攻（農学コース及び生命科学コース）とカセサート大学 Master of Science Program in Tropical Agriculture（以下、「熱帯農学専攻」という。）及び Master of Science Program in Microbiology, Master of Science Program in Biology, Master of Science Program in Botany, Master of Science Program in Genetics, Master of Science Program in Zoology, Master of Science Program in Biochemistry（以下、「生命科学関連専攻」という。）による国際連携農学生命科学専攻（JDP）に関して、両大学間で3回の会議を開催した後、国際連携教育プログラムの実現に向けた連携を開始することについて、双方が合意した。2016年11月には、同専攻開設に向けた検討委員会の設置及びその検討事項に両大学関係者が合意し、両大学長が連名で同専攻設置に向けた連携に関する覚書に調印した。2016年12月から、両大学の教職員で構成されるJDP検討委員会を中心に、開設のために必要な事項について定期的に検討を重ね、2018年12月3日に両大学長による開設及び実施に係る事項を定めた協定書への調印を行い、2020年4月の開設を目指して「国際連携農学生命科学専攻」を設置することについて合意した。

（2）国際連携農学生命科学専攻（JDP）の必要性

上記の国際連携農学生命科学専攻（JDP）の設置に至るまでの背景・経緯に加え、現代社会及び関連分野からの強い要請がある。以下に、本専攻の設置の必要性を述べる。

1) 国内の社会的要請

国の政策会議の1つである「グローバル人材育成推進会議」は、審議まとめ（2012年6月4日）において「経済成長の著しい中国やインドあるいは近隣の韓国は海外留学生数を大きく増加させている中で、我が国は2004年以降、海外へ留学する日本人学生の数は減少に転じ、同世代に占める留学者の比率も減少傾向にある。」との課題を指摘している。さらには、2011年5月に文部科学省「産学連携によるグローバル人材育成推進会議」は、高等教育の国際化を効果的・効率的に進め、産学官を通じて社会全体でグローバル人材の育成に取り組むという方針のもと、その対応を「産学官によるグローバル人材の育成のための戦略」として取りまとめ、また、2012年5月に文部科学省「産学協働人材育成円卓会議」はアクションプランの概要の中で、新しい日本社会を牽引する人材像を示すとともに、今後の取組の方向性として「大学教育の質の向上と産業界との効果的な接続」、「グローバル人材の育成確保」、「知の拠点である大学を活用したイノベーション人材の育成」などを示した。そのような背景もあり、2012年6月に文部科学省は「大学改革実行プラン」の8つの基本的な方向性の1つとして「グローバル化に対応

した人材育成」を掲げた。これは、グローバル化によるボーダレス化や新興国の台頭による競争激化といった急激な社会の変化などに対して社会の変革を担う人材育成、知的基盤の形成やイノベーションの創出等、大学が担う役割が大きくなったとの判断からである（文部科学省「大学改革実行プラン」について（2012年6月5日）から引用）。

一方、日本学術会議の農学委員会は、2010年に「農学分野の展望」を取りまとめ、これからの人材育成として「開発途上国への技術移転・普及の人材不足、栽培研究者や圃場育種研究者の不足の人材育成、アジア・アフリカ向け人材育成と発展途上国への育種教育、生物-土壌/海洋-気象のモデル化表現能力と空間モデル化情報技術の動態把握・予測能力を有する人材育成、（略）自然共生・低炭素・循環型水産業のための教育、純粋に我が国発の世界的昆虫産業及び社会経済活動の発展と学術構築の実践可能な人材育成、（略）環境調和を図る持続可能な社会発展方式の推進教育、（略）等々の教育・人材育成の課題が重要である。」としている。

このような世界的な動向を踏まえた国内社会からの要請に対し、これまでの国際的な実績・ネットワーク等の環境を生かしつつ、さらなる農学・生命科学分野のグローバルな高度専門職業人育成を本学が担っていくことは、同分野に強み・特色を持つ本学のミッションに合致する。本学の農学・生命科学分野における強み・特色及びミッションについては、「5）国際連携農学生命科学専攻（JDP）設置の趣旨」で後述する。

2) 東南アジア諸国における国際的な高度専門職業人育成への要望

タイをはじめとする多くの東南アジア諸国は農業が基幹産業であるとともに、中国やアメリカに匹敵する豊富なバイオマスや極めて多様な熱帯性環境生物資源を保有する。特に、熱帯性環境微生物の開発は、食、エネルギー、医薬、環境等の分野での新規産業創出の可能性を秘めており、産業振興や雇用拡大にも資すると期待されている。また、地球温暖化の顕在化に伴って、燃料等の有用物質生産にバイオマスの利用が強く要請されており、熱帯性環境微生物の開発は、そうしたバイオマスへの転換にも利用できるため、大きな注目を浴びている。しかし、それらを活用するためのイノベーション人材が不足しているというのが現状であり、また、今日の地球規模の深刻な課題（地球温暖化、砂漠化、食料危機、食品廃棄物の増大、代替エネルギーの必要性）に立ち向かうために、熱帯性環境に棲息する微生物や植物を活用できる人材の育成も急務となっている。

3) 日本の農学・生命科学分野における東南アジア諸国との連携の重要性

生物資源（遺伝子資源）という観点において、日本は重要な課題を抱えている。生物多様性条約の締結が進む中、海外の生物資源へのアクセスは年々厳しさを増している。我が国の農学・生命科学分野における学界や産業界が、今後も生物資源（遺伝子資源）を活用した研究活動を精力的に行い、国際社会におけるプレゼンスをさらに高めると共に、地球温暖化や砂漠化、食料危機などの地球規模の深刻な課題の解決に資するためには、海外との友好的な国際ネットワーク形成がますます重要となっている。このような中、東南アジア諸国に存在する熱帯性環境生物資源、特に微生物や植物は、その高い有

用性や潜在能力が示されつつあり、鉱物資源と同様に、人類の共通財産として永続的な共同開発が望まれる。そのためには、我が国が熱帯性環境生物資源の重要性を理解し、東南アジア諸国の研究者と共に共同開発を行える優秀な人材の育成が不可欠であり、組織レベルでの国際的な友好関係の構築も必要である。本学では、国際拠点事業やその関連事業等によって、タイの大学、研究機関とは共同研究や学生交流を通じて良好な関係を築いてきたが、これまで以上に活発な教育連携によって、国際的なネットワークのさらなる深化及びそれを担う人材の育成が求められている。

4) 熱帯性環境生物資源の開発とそれを利用したイノベーション創出に対する両国政府からの要請

本学がこれまでに取り組んできた熱帯性環境生物資源の開発とそれを利用したイノベーション創出に対するASEAN地域の大学及び研究機関との共同研究の実績については、

(1) 国際連携農学生命科学専攻 (JDP) に至るまでの背景・経緯に示したとおりであるが、③アジア研究教育拠点事業並びに⑤研究拠点形成事業はJSPS及びNRCTと、④アジア・アフリカ科学技術協力の戦略的推進地域共通課題解決型国際共同研究は文部科学省及びARDAとのマッチングファンドにより、また、⑥e-ASIA Joint Research ProjectはJSTとARDAの支援により実施しており、両国政府から高い関心が寄せられていることがわかる。

このように、熱帯性環境生物資源の開発とそれを利用したイノベーション創出に対する両国政府からの要請や期待は極めて強く、それらを担う人材を育成すべく、本学とカセサート大学が連携をさらに深化させ本専攻を設置することは、その要請や期待に応えるものである。

5) 国際連携農学生命科学専攻 (JDP) 設置の趣旨

カセサート大学との国際連携農学生命科学専攻 (JDP) の設置は、前述の背景・経緯及び社会的要請に応えるものである。また、両大学における関連学問分野の特性を生かして、相互に補完・充実させた先端的かつ実践的な農学・生命科学分野の教育プログラムを構築し、地球規模の深刻な課題 (地球温暖化、砂漠化、食料危機、食品廃棄物の増大、代替エネルギーの必要性等) の解決や食、エネルギー、医薬、環境等の分野での新規産業創出のために、熱帯性環境に棲息する微生物や植物を活用できる国際感覚をもった高度専門職業人を育成することが趣旨である。

平成25年度に示された本学の農学分野における「ミッションの再定義」では、強みや特色、社会的な役割の1つとして「ASEAN諸国との留学生交流事業実績、(中略)国際交流及び国際学会研究プログラムなど特色ある教育を進めてきた実績を生かし、グローバルに活躍できる人材を育成する学部・大学院の教育を目指して不断の改善・充実を図る」や「長年のASEAN諸国との国際拠点事業等を筆頭に中高温機能性微生物開発研究や人工光型植物工場による作物生産新技術開発研究の実績 (中略) をはじめとする特色ある研究 (中略) を生かし、農学諸分野の研究を推進することで、我が国の農学分野の発展に寄与する」ことが整理された。これは、本学の中高温機能性微生物開発や作物生産新技術開発に関する

研究が、他の国立大学と比較しても強み・特色であることを示している。

また、平成27年度に本学が10年後に目指す姿を見据えて策定した「明日の山口大学ビジョン2015」には、グローバル力を強化する大学院教育の推進として「アジアの高等教育機関との連携を進めて海外拠点を整備拡充し、教職員や大学院生の国際交流を推進することにより、世界で活躍する高度な人材を育成する」、「国際通用性のある教育を提供するため、海外の大学院と国際教育連携による教育プログラムを推進する」といった2つの方針を掲げている。さらに、「第3期中期目標」において、「アジア地域の持続的な発展（サステナブル・アジア）に貢献し、日本発イノベーション（イノベーション・ジャパン）を生み出す人材を育成する」ことを掲げ、「第3期中期計画」では、「海外協定校とのダブルディグリープログラム等を推進し、国際水準を満たす教育課程の編成を実現する」と掲げている。

以上のように、本専攻の設置は、本学の第3期中期目標・中期計画をはじめとする本学の指針や農学分野のミッションとも合致する上、他の国立大学と比較しても、中高温機能性微生物や人工光型植物工場による作物生産新技術開発の研究に強みを持つ本学農学分野の特色を生かすものである。

一方、カセサート大学は、1943年に農業省の一部署として設立されたタイでは最初の国立農業大学であり、国内で3番目に古い大学である。国内に4つのキャンパスを有し、22学部と統合された大学院からなる総合大学であり、タイ教育省高等教育局が世界レベルの大学創成を目的に2009年から実施した国家研究大学プロジェクトにも選定されたタイの基幹大学である。また、学生数は2017年時点で66,763人（学部生57,869人、大学院生8,849人、学位取得を伴わない修士課程に学ぶ学生45人）と、タイで最も大きな規模の大学の一つである。本専攻の母体となる大学院熱帯農学専攻及び生命科学関連専攻には、講義室や実験室に加え、共通の研究設備が整備されている。また、熱帯農学専攻は、研究のための広大なフィールド等の施設・設備も整備されており、十分な教育研究環境を有している。

カセサート大学は農林業分野に非常に強く、2018年度のQS世界大学ランキングの分野別ランキング（農林業分野）では40位となっており、熱帯地域に位置する強みを生かして、豊富な植物や微生物を対象とした分類学やそれらを活用する研究が盛んに行われている。農林業分野で世界トップクラスのカセサート大学と連携することは、より高いレベルの教育・研究を行うことを可能とする。本学農学部はJSPSの研究拠点形成事業の支援を受け、1998年よりカセサート大学理学部と研究交流を行ってきた。この研究交流は現在も継続しており、強い信頼関係に基づく教育・研究連携を推進する素地が整っている。

学生交流という点では、本学農学部及び創成科学研究科農学系専攻、その前身である農学研究科修士課程が、これまでに最も多く受入れを行ってきたのがカセサート大学の学生である。カセサート大学以外のASEAN地域の大学からの学生受入れは、毎年1名～3名程度であるが、カセサート大学からは毎年5～6名を受入れている。

以上のように、長年にわたり交流を続けてきたカセサート大学との間で、両大学の強み・特色を生かし、相互に補完・充実させた本専攻において本学の学生が学び、カセサート大学の学生及び教員と積極的に交流することは、本学の中期計画に掲げられている「海外協

定校とのダブルディグリープログラム等を推進し、国際水準を満たす教育課程の編成を実現する」ことに資するものとなる。また、本専攻は、実践的かつ専門的な英語力の強化はもとより、多様な価値観や異文化に触れあう環境を整えること等、国内又は一つの大学だけでは実現が難しい多様で先進的な国際通用性のある教育を提供することが可能である。

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日）では、「我が国の高等教育機関の教育研究力の向上や国際通用性を強化し、特に高等教育が拡大し、学生の雇用市場としても拡大が予想されるアジアを含めた海外からのアクセスを向上させることで、世界に開かれた高等教育機関として期待される役割を果たすことが必要である」との見解が示されており、本専攻を設置することは、我が国の中長期的な施策とも合致する。また、同答申では、「多様な価値観や異文化を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現のためには、留学生の受入れに特化した教育プログラムから脱却し、日本人学生・留学生・社会人学生等が共に学ぶことのできる教育プログラムを提供していくことが重要である」としており、本学にとって初の国際連携専攻となる国際連携農学生命科学専攻(JDP)を設置することは、本学の国際展開において重要な局面であり、教育研究の両面において重視しているアジア地域との交流を本格化させるゲートウェイとも言える。

本専攻の設置を契機に、本学の農学・生命科学分野において国際的な視野をもった人材を継続的に育成でき、永続的な国際ネットワークの形成や熱帯性環境生物の研究及びそれらを担う人材の確保が可能となるばかりでなく、大学全体においても海外の大学との国際連携教育プログラムが身近に存在することにより、学生の留学に対する興味・関心がこれまで以上に高まるといった波及効果が期待される。本専攻の設置により、さらなる英語の専門科目の充実、国際テレビ会議、資料等の英文化並びに国際標準化などこれまで漸進してきた本学の国際化が急展開することが期待され、大学内のグローバル人材育成に向けた意識改革にも繋がる。

また、本専攻は、学生にとってもメリットの多い教育内容を提供することになる。本専攻は、我が国及びタイの高等教育機関により教育プログラムが提供され、より短い期間、かつ少ない経済的負担で本学及びカセサート大学の連名による学位を取得することが可能であり、同専攻修了後は、双方の国あるいは他国においても国際的に評価されるキャリアを形成することができる。日本の学生にとっては自国では接することのできない熱帯性環境の研究フィールドを体験でき、タイの学生にとっては先端的な研究に携わることが可能となる上、指導教員や双方の学生との議論を含めて英語でのコミュニケーションが不可欠となるため、実践的かつ専門的な英語能力の向上に繋がる。産業のグローバル化が進み、国内外においてグローバル人材を求める企業等が増える中、上述の経験や能力・スキルを有し、かつ外国大学と連名の学位を取得した学生は、高度専門職業人として企業等の国際活動において即戦力として期待されることから、就職や進学の面においても、大きな強みを得ると考えられる。

(3) 教育研究上の目的

1) 養成する人材像

本専攻では、農学・生命科学分野の専門的知識・技術を持ち、熱帯性環境生物資源を対象とする研究や異文化体験により、先端的技术や研究能力、東南アジア諸国の生物資源に対する理解を備え、国際的視点に立って新しい時代を牽引することのできる先導的・指導的かつグローバルな高度専門職業人を養成する。

また、極めて多様な生物資源に接する中で、生物多様性の理解、生物資源の先端的な解析と革新的な開発、持続可能な社会構築への貢献、バイオマスの利用と維持などを担える幅広い視野を持った人材へと養成する。

こうした人材を国際社会に輩出すること及び同分野の研究を継続的に進め、前進させることが本専攻を設置する教育研究上の目的である。

2) 養成する人材の修得すべき能力

本専攻において養成する人材が修得すべき能力は、「農学・生命科学分野の専門的知識・技能を有し、国際的な視点をもって熱帯性環境生物資源を理解し、解析し、応用する能力」であり、その詳細は以下のとおりである。

- ①熱帯性環境生物資源を人類共通の財産として利用価値を理解し、先端的な分析法によって解析ができ、新たな活用方法を探究する応用的な視点をもつ。
- ②英語によるコミュニケーションができる語学能力をもつ。
- ③セミナーや国際学会等で研究成果を発表できる専門的知識とプレゼンテーション能力をもつ。
- ④異なる機関での教育研究の教授や異文化の体験によって、幅広い専門性とグローバルな視点をもつ。

これらの能力を有する人材は、後述の「2. 専攻の特色」の中で述べる両大学の強みを生かして編成するカリキュラムを両大学が連携し、実施することによって養成される。

3) 修士課程修了後の進路と人材需要

本専攻の修了者は、熱帯性環境生物資源に対する理解と国際的な視野を有し、リーダーシップを発揮できる農学・生命科学分野の高度専門職業人として、その専門的知識や技術を生かし、日本国内及びタイ国内をはじめ、海外においても活躍することが期待される。

経済のグローバル化に伴い、既に多くの日本企業がタイをはじめとするASEAN地域に進出しているが、今後もASEAN地域における経済発展が見込まれるため、日本企業の同地域への進出はさらに加速することが予測される。特に、食品系、発酵系、バイオ燃料系、肥料系、農薬系、飼料系企業は、様々な熱帯性環境生物資源を対象にすることから、農学・生命科学分野におけるグローバルな高度専門職業人の需要が増加するものと考えら

れる。日本国内の企業においても、食品系、発酵系、製薬系企業は、熱帯性環境生物資源を取り扱うと同時に、ASEAN地域の企業等との取引が不可避となることから、同地域へ海外経験のある専門家あるいはタイ出身の専門家への需要は、ますます高まると期待される。また、熱帯性環境生物資源は無限の潜在能力があることから、科学技術立国を標榜する我が国にとってこの分野の高度専門職業人の育成は必須であり、さらなる需要が見込まれる。さらには、国際的な視野を身につけた高度専門技術者として、国際機関等で活躍することも期待される。

「12. 学生確保の見通し等を記載した書類」の中で触れるカセサート大学の学生に対するアンケート結果では、修了後の進路について「国際的に活躍する企業人」と回答した学生が約30%ほどおり、留学先である日本で就職を希望する学生もいると予想される。また、企業に対するアンケート結果では、本専攻の修了者を採用する可能性が高い、又は採用する可能性があると回答した企業が日本では約90%、タイでは約80%とともに高く、需要も十分にあることが分かる。

4) 両大学間における教育研究上の目的等の共有方法

本専攻は2大学で実施することから、それぞれの大学の特色を相加的あるいは相乗的に教育研究に生かしていくことによって、グローバルな高度専門職業人材を育成できると考えている。カセサート大学教員との研究・教育及び目的や運営等の共有のため、本専攻開設後は、協定書に定めるJDP運営協議会を設置することとしている。構成員は、以下のとおりとし、教育研究上の目的や運営等について共有していく。

- ①山口大学農学部長及び国際連携専攻長並びにカセサート大学の研究科長、研究科長アドバイザー、理学部長及び農学部長
- ②山口大学大学院創成科学研究科農学系専攻から選出された教員2名並びにカセサート大学理学部又は農学部から選出された教員2名
- ③その他委員会が必要と認めた者

本協議会は、本学又はカセサート大学において共同開設科目を実施する時期に合わせ、年1回以上開催することとする。本協議会における主な協議事項は、教育課程の編成に関する事項、教育組織の編成に関する事項、入学者の選抜及び学位の授与に関する事項、学生の在籍管理及び安全に関する事項、学生の奨学及び厚生補導に関する事項、教育研究活動等の状況の評価に関する事項である。これ以外にも、必要に応じてTV会議やE-mailなどを活用して、指導教員間で連絡を取り、指導内容や履修状況を確認し、課題等について対処する。

2. 専攻の特色

グローバル人材育成を担う拠点として大学の役割が求められている中で、海外の大学と連携

を進めていくことは必要不可欠な状況になっている。山口大学大学院創成科学研究科農学系専攻は、農学分野（園芸学、植物病理学、応用昆虫学、環境植物学、フィールド科学等）及び生命科学分野（微生物機能学、分子細胞機能学、植物生態科学、応用生命科学等）の多様な教育研究資源と、安心、安全、安定な作物生産を効率良く実現するために設置した「人工光型植物工場」及び西日本型農業の研究教育フィールド機能を有する「附属農場」等の設備を有している。カセサート大学は農林業分野に非常に強い大学院熱帯農学専攻を持ち、また生命科学専攻分野の基礎となる理学部は13の学科（Mathematics、Chemistry、Microbiology、Biochemistry、Botany、Genetics、Physics、Applied Radiation and Isotope、Computer Science、Earth Science、Statistics、Zoology、Material Science）と3つのセンター（Scientific Equipment Center、Nuclear Technology Research Center、Center of Excellence on Environment Strategy of Business、V-Green）から構成され、幅広い研究分野をカバーしている。

農林業分野に強いカセサート大学と本専攻を設立することで、山口大学としてカセサート大学の有する熱帯性環境生物資源のフィールド及び研究資源を活用することができ、また日本とタイの地理的、気候的、生物資源的な違いを連続的に研究・解析することで、より幅広い視野を持つことが期待され、本専攻の目的であるグローバルな高度専門職業人の育成を進めることができる。カセサート大学にとっても、本学の持つ先進的な研究設備を利用することが可能となる。

現在でも、短期の学生交流は行っているが、学生は当該交流等による成果を単位認定等ではか得ることができなかつた。これに対し、本専攻を修了した学生は両大学から学位を授与されることで、修了後に国際的なキャリアパスを入手することが可能となる。このようなキャリアを得ることで、既存の創成科学研究科農学系専攻の修了者が開拓していない国際機関や多国籍企業等への門戸も開かれることになる。

（1）山口大学の農学・生命科学分野の強み・特色

1）先導的な熱帯性環境生物資源の研究

創成科学研究科農学系専攻では、衣食住への関わりを基盤とする環境・生物・生命に関する総合的かつ広範囲な教育研究を行うことを基本とし、農学分野では園芸学、植物病理学、応用昆虫学、環境植物学、農業経済学、フィールド科学に関する分子・遺伝子レベル（ミクロ）からフィールドレベル（マクロ）まで多岐にわたる教育研究を展開し、生命科学分野では微生物機能科学、分子細胞機能科学、植物生態科学、応用生命科学に関する化学を基盤とする多様な教育研究を行っている。農学・生命科学分野における先端的研究として「ネギ属野菜のオミクス統合解析」、「昆虫とバキュロウイルスの特性を生かした新規有用タンパク質生産系の開発と利用に関する研究」、「農作物の光害を回避するLED照明技術の開発」、「植物生体情報及び生育環境の非破壊モニタリング技術の開発」、「植物アロマ受容分子機構の研究」、「タンパク質脂質修飾の網羅的同定法の確立とその応用に関する研究」、「微生物間のコミュニケーションの解明とその応用」、「環境浄化及び物質生産に活用可能な微生物の探索」などがある。特に、ISI社（現トムソン・ロイター社）によって作成された引用統計データベース” National Citation

Report (for Japan)” に基づいた1981～1997年の16年間の統計調査（平成12年の文科省学術月報）によると、本学のMicrobiologyとAgricultural Scienceが分野別でそれぞれ国内1位となっており、評価の高い研究が行われてきたことが示されている。また、微生物関連の研究者は、熱帯性環境微生物を対象とする国際拠点事業において日本の拠点大学として牽引し、その研究の中から「耐熱性微生物」の存在を明らかにするとともに、「耐熱性遺伝子」、「耐熱化と高温適応」、「高温発酵」など新たな微生物研究領域の開拓に貢献している。

2) 先端的な生産技術開発

本学は、安心、安全、安定な作物生産を効率良く実現するために設置した「人工光型植物工場」及び西日本型農業の研究教育フィールド機能を有する「附属農場」を有効活用し、重点分野にはテニユアトラック教員の配置などにより研究の活性化を図りながら、農学の諸分野を中心とする山口大学研究推進体（世界水準の研究推進拠点や地域の課題研究推進拠点の形成を目指し、分野横断的、学際的なプロジェクトを進める本学独自の制度）において先端のかつ特色ある研究を推進している。また、山口県農林総合技術センターとの連携推進会議における共同調査・研究、特許出願などの実績及び農学部教員の国や山口県など地方自治体の農業あるいは環境部門の専門委員としての活動をさらに発展・充実させ、山口県を中心とした地域の農林業・農山村の振興と地域産業の活性化、Center of community (COC) 機能の強化、ベンチャー企業創出、産学連携による6次産業化などを推進し、研究面から地域振興への貢献を図っている。

(2) カセサート大学の農学・生命科学分野の強み・特色

1) 農学分野

カセサート大学農学部は、9つの学科 (Entomology、Farm Mechanics、Home Economics、Soils Science、Agronomy、Horticulture、Plant Pathology、Agricultural Extension and Communication、Animal Science) と2つのセンター (Agri-Business Center、Rural Studies Center) を有し、幅広い研究分野をカバーしている。特に、農学部を基礎とする大学院熱帯農学専攻は、農林業分野に非常に強く、熱帯地域に位置するタイの豊富な植物や微生物を対象とした分類学やそれらを活用した有用物質生産研究が盛んに行われている。また、同専攻には、広大なフィールド等の施設・設備が整備されており、熱帯性環境生物資源の教育研究のために十分な環境を有している。(資料8：カンペンセンキャンパス図)

2) 生命科学分野

カセサート大学理学部は、13の学科 (Mathematics、Chemistry、Microbiology、Biochemistry、Botany、Genetics、Physics、Applied Radiation and Isotope、Computer Science、Earth Science、Statistics、Zoology、Material Science) と3つのセンター

(Scientific Equipment Center、Nuclear Technology Research Center、Center of Excellence on Environment Strategy of Business, V-Green) から構成され、幅広い研究分野をカバーしており、タイにおいては理学分野の先導的な存在であり、国際的にも教育・研究において高い評価を得ている。特に微生物研究についてはタイを代表する研究者を擁し、国際的に当該研究分野を牽引している。

(3) 研究・教育の中心的な学問分野

本専攻の研究・教育の中心的な学問分野は、農学及び生命科学である。農学は生命科学の一翼を担い、全国的にも生命農学あるいは農学・生命科学といった学問分野が定着し始めている。本専攻には、農学分野の研究者と生命科学分野の研究者が教員として加わり、先導的な農学・生命科学分野の研究教育を展開する。特に、「熱帯性環境生物資源の開発やその利用」を中心課題の1つとし、カセサート大学がこの課題を実践するためのフィールドとなる。一方、山口大学はその利用のための先端的な研究に必要な教育や研究指導を担当することになる。

3. 専攻の名称及び学位の名称

専攻の名称及び学位の名称については以下に記すとおりである。なお、いずれもカセサート大学と合意の上、協定書に明記している。

(1) 専攻の名称

専攻名は、「山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻」(英語名称: Yamaguchi University and Kasetsart University Joint Master's Degree Program in Agricultural and Life Sciences) とする。

英語名称の国際通用性について、2018年度のQS世界大学ランキングの分野別ランキング(農林業分野)で3位のコーネル大学(アメリカ)及び19位のテキサスA&M大学(アメリカ)では専攻名として、同ランキング11位のチューリッヒ工科大学(スイス)、28位のメルボルン大学(オーストラリア)、36位のサンパウロ大学(ブラジル)ではコース名として、34位のホーエンハイム大学(ドイツ)ではプログラム名として、いずれも「Agricultural Science」あるいは「Agricultural Sciences」を用いている。また、2018年度の分野別ランキング(生物化学分野)で9位のカリフォルニア大学ロサンゼルス校(アメリカ)ではプログラム名として「Life Science」を用いている。さらに、コーネル大学やウイスクンシン大学(アメリカ)では「Agricultural and Life Sciences」をCollegeの名称とし、国内においても東京大学で「Agricultural and Life Sciences」を、北海道大学で「Life Science」を研究科名称として用いている。一方、既に設置されているジョイント・ディグリー・プログラムの名称の例として、スウェーデン王立工科大学とストックホルム大学(スウェーデン)間における「Joint Master's programme in Mathematics」、アリゾナ州立大学(アメリカ)とロイファナ大学(ドイツ)間における「Joint Master's Degree Program in

Sustainability Science Between Arizona State University and Leuphana University of Luneburg, Germany)、また、京都工芸繊維大学とチェンマイ大学(タイ)による「Kyoto Institute of Technology and Chiang Mai University Joint Master's Degree Program in Architecture」等があり、専攻名称から連携専攻であること、修士課程であること、さらに専攻分野が分かる名称としている傾向にある。本専攻においても上記三点を踏まえた類似の英語名称を用いることから、国際通用性のある英語名称といえる。

(2) 学位の名称

授与する学位の名称は修士(農学)又は修士(生命科学)とする。

英語名称について、修士(農学)は「Master of Science in Agricultural Sciences」とする。2018年度のQS世界大学ランキングの分野別ランキング(農林業分野)で11位のチューリッヒ工科大学(スイス)、22位のマッセー大学(ニュージーランド)、28位のメルボルン大学(オーストラリア)等では、修士課程プログラムに「Agricultural Sciences」及び「Agricultural Science」の名称が用いられており、それぞれ「Master of Science ETH in Agricultural Sciences」、「Master of Science(Agricultural Science)」、「Master of Agricultural Sciences」という名称の学位を授与している。

また、修士(生命科学)については「Master of Science in Life Sciences」とする。2018年度のQS世界大学ランキングの分野別ランキング(生物科学分野)で51~100位圏にランクインしているライデン大学(オランダ)では、修士課程プログラムに「Life Science and Technology」の名称が用いられており、「Master of Science in Life Science and Technology」という名称の学位を授与している。また、国内においても、東京大学大学院農学生命科学研究科の修士課程において「Master of Science」が授与されている。

以上のような先行大学事例とも類似性が高いことから、国際通用性も十分にある学位名称であるといえる。

なお、現在、本学創成科学研究科博士前期課程農学系専攻では、修士(農学)及び修士(生命科学)の学位を授与しているが、本専攻の設置後においても授与する学位の分野に変更はない。カセサート大学においても、農学系分野及び理学系分野において「Master of Science(Tropical Agriculture)」、「Master of Science(Microbiology)」、「Master of Science(Biology)」、「Master of Science(Botany)」、「Master of Science(Genetics)」、「Master of Science(Zoology)」、「Master of Science(Biochemistry)」を授与していることから、本専攻で授与しようとする学位と同等の学位の授与実績があり、本学と連名で修士(農学)「Master of Science in Agricultural Sciences」及び修士(生命科学)「Master of Science in Life Sciences」を授与することに問題はない。

2つの学位のうち、授与する学位は入学時に確定する主指導教員の所属する分野により決定する。また、授与する学位に応じた科目(共同開設科目「Jointly Designed Course on Agricultural Science」又は「Jointly Designed Course on Life Science」のどちらか等)を履修する必要がある。研究テーマは学位に沿った内容を主任指導教員と相談の上で決定する。

本専攻で授与する学位記は、国際連携専攻ということ踏まえ、両大学が共同で、日本語、タイ語、英語の3か国語で併記された1枚の学位記を発行する。学位記には両大学が署名することとし、本学は学長が、カセサート大学は協議会議長、学長及び研究科長がそれぞれ署名し、入学手続きを行った大学から手交する。カセサート大学においては、協議会が学位授与を含む大学の管理・運営に関するすべての権限を有する最高決定機関であることから、協議会議長の署名も付されることになる。（資料1：学位記様式）

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成の考え方

本専攻は、農学・生命科学分野の専門的知識・技術を持ち、熱帯性環境生物資源を対象とする研究や異文化体験により、先端的技術や研究能力、東南アジア諸国の生物資源に対する理解を備え、国際的視点に立って新しい時代を牽引することのできる先導的・指導的なグローバル人材を育成するため、カリキュラム・ポリシーを以下のとおり定める。

＜カリキュラム・ポリシー＞

- ①本学における中高温機能性微生物開発研究や人工光型植物工場などの次世代農業技術開発研究を生かし、熱帯性環境生物資源を活用する知識・技術を修得する。
- ②カセサート大学のフィールドをはじめとする施設・設備を活用し、熱帯性環境生物資源の利用開発に関する知識を深める。
- ③英語を共通語としたコミュニケーションを円滑に行うため、専門用語を含む語学力の向上を図る。
- ④両国において授業を履修し、研究指導を受けることで国際的視野を涵養すると共に、成果を発表することにより、国際学会等での研究発表を可能とするようなプレゼンテーション能力を身につける。

本専攻の教育課程の構成は上記のカリキュラム・ポリシーに基づき、「熱帯性環境に棲息する微生物や植物を活用する能力」を有し、東南アジアを中心とした国際社会で活躍できる高度専門職業人の養成を目指すことから、農学・生命科学分野の高度専門職業人として共通に必要なとされる能力を身につけるための「専攻基盤科目」、各分野の専門知識を身につけるための「専門科目」の2つの科目区分により構成する。

共同開設科目については、両大学の特徴的な農学・生命科学領域の研究に関する講義を行うことで、各自の研究のより深い理解を目的として開設する。カセサート大学では熱帯性生物資源の利用を中心とした研究について、農学又は生命科学領域に沿った8回の講義を行い、山口大学では「中高温機能性微生物」の開発研究や「人工光型植物工場」による作物生産新技術開発研究について16回の講義を行う。成績評価は授業態度及びレポートにより行う。なお、双方の必要な使用教材、経費等は大学がそれぞれ負担することとする。

また、始業・修了時期については入学手続きを行う学生の修業に配慮し、各大学におい

て個別に設定するが、修業年限は両大学とも2年間とする。本学においては、4月に始まり翌年3月に終わるクォーター制と2期制を併用し、カセサート大学では6月に始まり翌年5月に終わる2期制とする。

教育課程編成の特色としては、以下のような特色を有している。

①山口大学大学院創成科学研究科農学系専攻において展開されてきた中高温機能性微生物開発研究や人工光型植物工場などの次世代農業技術開発研究を生かし、熱帯性環境生物資源を活用する知識・技術力を養成するための講義・演習を設ける。

②カセサート大学大学院熱帯農学専攻及び生命科学関連専攻に整備されている広大なフィールドをはじめとする施設・設備を利用した熱帯性環境生物資源の利用開発に関する講義、演習、実験、実習を設ける。第2キャンパスであるカンペンセンキャンパス内にフィールド（プラントエリア）があり、そこでサトウキビなどの穀物や熱帯植物、熱帯野菜、熱帯果樹等の育成・実験を行っている。そのフィールドを利用して、熱帯性環境生物資源をフィールドにて探索・開発する知識と技術力を修得するため、海外研究プロジェクト「Experimental work for selected topics I、II」において、有機農法での持続可能な作物生産、害虫及びその駆除、植物に関する環境生理学、土壌資源や土壌管理、トウモロコシやサトウキビの生産性向上、養蚕や産業昆虫学、野菜の育種や種子技術等について実験・実習等を行う。（資料8：カンペンセンキャンパス図）

③英語を共通語としたコミュニケーションを円滑にできる語学能力を身につけるために、授業は日本・タイ両国でそれぞれ一定期間履修することを原則とし、両大学の教員が英語による講義、演習、実験、実習を実施する。

④国際学会等での研究発表を可能とするようなプレゼンテーション能力を培うべく、両大学において演習を行い、さらに両国の学生による合同発表会を行う。

⑤連携大学に合計4か月滞在する間に行う海外研究プロジェクトをカリキュラムに組み込むことで、自国にいる間も連携大学の教員からの指導を受けることが可能であり、連携大学滞在時の研究をより深く、スムーズに進める。これまで行ってきた交流では、連携大学の教員からの継続的なフォローを受けることが難しかったが、本専攻においては、双方の持つ地理的・人的な資源を十分に活用する。

以上の教育課程の特色は、両大学の強みを本専攻の教育方針に反映させたものであり、各大学の得意分野において講義、演習、実験、実習などの専門科目を展開する。

なお、学位は修士（農学）「Master of Science in Agricultural Sciences」及び修士（生命科学）「Master of Science in Life Sciences」があり、前者の学位を取得する学生は、共同開設科目「Jointly Designed Course on Agricultural Science」（3単位）、

連携大学で受講する集中講義（2単位×2科目）が必修科目（本学の学生については、集中講義は選択必修）となり、後者の学位を取得する学生は共同開設科目「Jointly Designed Course on Life Science」（3単位）、連携大学で受講する集中講義（2単位×2科目）が必修科目（本学の学生については、集中講義は選択必修）となる。

（2）授業科目の概要

本専攻の授業科目は、国際的に需要が高いと見込まれる生物資源の開発に関連する分野を中心に据えており、具体的には、生物資源の研究手法、測定・分析技術やその原理を学ぶ「Bioresource Analytical Sciences I」及び動物及び植物の組織・細胞の代謝研究の分析方法について理解を深める「Bioresource Analytical Sciences II）」が中心となる。また、本学及びカセサート大学の豊富な教育資源を用いて、熱帯性環境生物資源分野における専門的知識・技術を備えた国際的な高度専門職業人を養成するため、科目群は農学・生命科学分野において共通に必要なとされる能力を身につけることを目的とした「専攻基盤科目」及び「専門科目」から構成し、「専門科目」は「共同開設科目」、「集中講義」、「海外研究プロジェクト」、「農学系共通科目」、「農学科目」、「生命科学科目」からなる。また、本専攻が目指すグローバルな高度専門職業人教育には、異文化理解に必要な体験的教育が不可欠であると考え、異なる環境下での熱帯性環境生物資源の理解及びその研究方法を体験的に修得することを目指す。本学学生がカセサート大学滞在中にはタイの熱帯性環境で棲息する微生物や植物、動物の探索・基礎的解析を含む講義、演習、実験、実習を履修し、10単位を修得する。カセサート大学学生が本学滞在中には日本の先進的科学技术を用いた生物資源の解析・評価方法を含む講義、演習を履修し、15単位を修得できるカリキュラムとしている。科目区分ごとの概要は以下のとおり。

1) 専攻基盤科目（必修 1単位×2科目）

研究者の使命のひとつに、公共の福祉と利益への貢献があることの自覚を促し、社会の付託に応えるため科学者としての倫理規範を涵養する「研究者行動規範特論（Code of Conduct Principles for Researchers）」と、持続発展可能な社会構築に必要なイノベーションを実現するため、知的財産の知識及び実社会における事例を学ぶ「知的財産特論（Advanced Intellectual Property）」を開設する。

2) 専門科目

①共同開設科目（Jointly designed course）（選択必修 3単位）

本プログラムの中心課題である「熱帯性環境生物資源の開発やその利用」のための基礎的かつ総論的内容の講義として「Jointly Designed Course on Agricultural Science」及び「Jointly Designed Course on Life Science」を両大学合同で開設する。「Jointly Designed Course on Agricultural Science」は、修士（農学）「Master of Science in Agricultural Sciences」の学位を取得する学生が履修する科目で、山口大学においてSDGs（持続可能な開発目標）の13“気候変動に具体的な対策を”に関

連した、地球温暖化抑制に有望なバイオエタノールやバイオプラスチック生産に資する中高温機能性微生物とその利活用及び植物工場に関する研究について解説し、カセサート大学においては熱帯農業における作物生産、植物遺伝資源及び病害虫管理等に関する研究を中心に解説する。「Jointly Designed Course on Life Science」は、修士（生命科学）「Master of Science in Life Sciences」の学位を取得する学生が履修する科目で、山口大学においてSDGs（持続可能な開発目標）の13“気候変動に具体的な対策を”に関連した、地球温暖化抑制に有望なバイオエタノールやバイオプラスチック生産に資する中高温機能性微生物とその利活用及び植物工場に関する研究について解説し、カセサート大学においては植物 - 微生物相互作用、植物組織培養、酵母バイオリソース及びテクノロジー、生物医学及び農業用途のための生体分子に基づく物質並びにバイオインスパイアード及びバイオミメティックイノベーション等に関する研究を中心に解説する。なお、両科目とも山口大学において、昨今の地球規模での食料危機や食品廃棄物増大などをはじめとする社会問題への課題解決能力を修得するため、農業生産物等のグローバルな流通や食品産業との関連性についても解説する。カセサート大学では8～9月に、山口大学では11～2月に開講され、2年次に履修する。カセサート大学の学生が本学に滞在する期間、並びに本学の学生がカセサート大学に滞在する期間に、両大学の学生が一堂に会して受講することにより、学生相互の交流、コミュニケーション能力の向上が期待される。

なお、本科目実施に必要な使用教材、経費等は大学がそれぞれ負担することとし、成績評価・単位認定は両大学の担当教員が協議の上行う。

②集中講義 (Overseas course)

(山口大学の学生：選択必修、カセサート大学の学生：必修 2単位×2科目)

熱帯性環境生物資源に関する微生物学や植物病理学、園芸学、応用昆虫学、フィールド科学、環境植物学を中心とする内容で構成され、両大学が連携大学の学生に対し開設する科目となっている。山口大学では「Bioresource Analytical Sciences I、II」を2年次の11～2月に連続して開講し、カセサート大学では1年次及び2年次の8月～9月に「Seed Technology」、「Physiology of Plants under Stress」、「Introduction and Application in Life Science」、「Research Methods in Life Science」を開講する。

③海外研究プロジェクト (Experimental work for Selected Topics) (選択必修 3単位×2科目)

本専攻に所属する全ての学生に共通した専門知識や能力を身につけさせるための科目であり、両大学が連携大学の学生に対し開設する科目となっている。熱帯性生物資源科学に必要な専門知識及び国際的に通用する高い研究能力の礎を築くため、副指導教員による指導により、基本的な分析方法・技術を習得し、連携先大学での調査・実験等を通じて収集した基礎的データを分析し考察を加える。山口大学では

「Experimental work for selected topics I、II」を2年次の11～2月に連続して開講し、カセサート大学では1年次前期に「Experimental work for selected topics I」を、2年次前期に「Experimental work for selected topics II」をそれぞれ8～9月に開講する。

④農学系共通科目（選択必修）

本学創成科学研究科農学系専攻の既設の科目により、本学学生用に開設する。具体的には、専門分野に関する英語の読解力、コミュニケーション能力等の向上を目的とした「専門英語特別演習」、農学関連分野の基礎や最新の研究動向について講義する「農学系特論」を開設する。

⑤農学科目（選択必修）

創成科学研究科農学系専攻の既設の専門科目とカセサート大学の熱帯農学専攻既設科目における推奨科目を中心に、食料生産とそれを取り巻く環境の管理等に係る「農学」分野の科目を開設する。

⑥生命科学科目（選択必修）

創成科学研究科農学系専攻の既設の専門科目とカセサート大学の生命科学関連専攻の既設科目における推奨科目を中心に、生物資源の機能開発等に係る「生命科学」分野の科目を開設する。

主任指導教員と相談のうえ、取得する学位に応じて④～⑥の科目から7単位以上を修得する。

3) 特別演習（必修 2単位）・特別研究（修士論文）（必修 12単位）

それぞれの学生に対し、入学手続きを行った大学に所属する主任指導教員と連携大学に所属する副指導教員が連携して研究指導を行い、修士論文を完成させる。研究テーマは、国際的視点及び学生本人が有する知識や興味、得意とする能力を加味して主任指導教員と相談の上、設定する。「特別演習」においては、主任指導教員及び副指導教員の指導を受け、農学・生命科学研究分野における最先端の研究について学生が主体的に学び、プレゼンテーション及びディスカッションを実施する。「特別研究（修士論文）」（12単位）では、調査・実験等を通じてデータの収集を行い、分析し考察を加え、得られた結果を修士論文としてまとめ、発表を行う。なお、全ての学生が修士論文の提出までに、査読制度のある学術雑誌又は学会プロシーディングに1編以上の論文を投稿し採用される必要があるが、この論文は修士論文の一部をまとめたものも認められる。なお、学術雑誌等に投稿する論文に使用する言語は日本語、タイ語、英語のいずれかとする。

「特別研究（修士論文）」は12単位が付与されることとなっており、これは母体となる本学創成科学研究科農学系専攻が定めている「特別研究」（6単位）よりも多い単位

数となっているが、同単位数は、カセサート大学側の規則に従い、定めるものである。

カセサート大学では、修士課程は最少で36単位分の科目で構成され、次の三通りに分類される。

Plan A: 研究中心のプログラムで、さらに以下の二通りの構成に分類される。

Plan A1: 論文指導のための最少 36 単位の科目で構成される。この他にも、大学院レベルに到達するために必要とされる科目聴講等が求められる場合もある。

Plan A2: 論文指導のための最少 12 単位及びコースワークのための最少 12 単位で構成される。

Plan B: コースワーク中心のプログラムで、論文に代わり、最少で 3 単位、6 単位を超えない範囲で自主学修を行うことが求められる。

本専攻は、上記課程のうち、「Plan A2」の課程に基づいて教育課程を構成しており、修士論文指導に係る科目に対して 12 単位を付与する必要がある。カセサート大学大学院規則（資料 2）によると、「修士論文に係る科目については、1 学期間に最少で 45 時間を 1 単位とみなす」とあり、「特別研究（修士論文）」（12 単位）を履修することは、日本の制度に比べ、より多くの学修時間（週に 9 時間以上）が求められるため、この基準を満たす形で、「特別研究（修士論文）」の研究指導を行う。

以上のように、本専攻ではカセサート大学の大学院規則に従い、修士論文の作成に母体となる創成科学研究科農学系専攻以上の学修時間を要しており、さらに修士論文とは別に 1 編以上の論文を作成し、学術雑誌又は学会プロシーディングへの投稿・採用を条件としているため、創成科学研究科農学系専攻が定めている「特別研究」（6 単位）よりも多い単位数を設定している。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の考え方

本専攻は、本学から連携外国大学と調整を行う専任教授 1 名を配置し、既設の創成科学研究科農学系専攻の教授 16 名、准教授 8 名、助教 7 名、カセサート大学から、教授相当 12 名、准教授相当 27 名、講師相当 14 名を担当教員として配置する。なお、タイにおける教員職階呼称は日本の職名と合致していない。また、本学の教員組織の年齢構成は、開設時年齢において 30～39 歳 3 名、40～49 歳 8 名、50～59 歳 14 名、60～64 歳 6 名であり、50 歳代の教員が最も多く、次いで 40 歳代が多くなっているが、30 歳代、60 歳代の教員もおり、若手からベテランまで幅広い年代の教員で構成している。両大学における教員組織は、農学・生命科学分野における大学院での教育経験が豊富な教員や、海外の大学院で学位を取得した教員をはじめ国際性に優れた教員、農学・生命科学分野での最新のバイオテクノロジー技術や熱帯性生物資源について造詣の深い教員等、多様な教員を配置する。これにより、農学・生命科学分野に関する優れた知識・技術を有し、日本・タイのみならず、広く東南アジアや欧米等において国際的リーダーになり得る高度専門職業人の養成を推進していく

ことができる。

修士論文の作成にあたっては、より幅広い専門知識を修得させるため、学生が両大学の教員から助言・指導を受けることが可能な複数指導体制とし、緊密な連携を図ることのできる環境を整備する。

また、学位審査については、両大学教員で組織する合同学位審査委員会を設け、審査員となる教員の専門性については同等性を確保する。

本専攻の本学側の専任教員は、カセサート大学との調整等を行う専任教員1名を除き、母体となる創成科学研究科農学系専攻の教員が兼ねるが、本専攻の入学定員は既存の創成科学研究科農学系専攻の入学定員42名のうち6名を振り替えることとし、授業については専門科目の多くをオムニバス方式とすることにより、教員の負担軽減を図る。

(2) 教員配置計画

両大学は、収容定員及び開設科目数に応じ、両国の法令の定めるところにより、協議の上、適切な教員数を配置するものとする。

本専攻に所属する両大学の教員は互いに連携し、両大学の学生の学修計画や学修の進捗が本専攻のカリキュラムや規則に対応したものとなるように、計画の作成や進捗の確認をはじめとし、本専攻の学修全般について随時助言や援助を行う。

(3) 教員の専門分野の構成

本専攻の学問分野は農学・生命科学である。農学・生命科学はさらに細分化・専門化され、食料生産とそれを取り巻く環境の管理を中心とした「農学」の分野と、生物資源の機能開発を中心とした「生命科学」の分野から構成される。

農学の分野においては、主に下記の項目に係る専門を有する教員が担当する。

- ①山口大学大学院創成科学研究科農学系専攻において展開されてきた人工光型植物工場などの次世代農業技術開発研究を生かした、熱帯性作物を生産・管理する知識・技術。
- ②カセサート大学大学院熱帯農学専攻に整備されている広大なフィールドをはじめとする施設・設備を利用した熱帯性環境作物の資源開発。

生命科学の分野においては、主に下記の項目に係る専門を有する教員が担当する。

- ①山口大学大学院創成科学研究科農学系専攻において展開されてきた中高温機能性微生物開発研究などの生物機能科学研究を生かした、熱帯性環境生物を活用する知識・技術。
- ②カセサート大学大学院生命科学関連専攻に整備されている広大なフィールドをはじめとする施設・設備を利用した熱帯性環境生物資源の開発。

(4) 連携外国大学との調整を行う専任教員

カセサート大学との調整を行うため、本学に専任教員1名を配置する。当該教員には、カセサート大学との十分な交流実績を有し両国の教育方法等に精通した者を充てる。なお、当該教員が自らの教育研究活動及び連携大学との連絡調整に専念できるよう、学内マネー

ジメントに係る各種委員会業務を免除し、本専攻の事務を担当する農学部の事務組織がサポートする体制を整備する。

(5) 本専攻の長の選任方法

本専攻に専攻長を置き、本学の専任教員をもって充てる。本学の規定に基づき、専攻長の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、それぞれの国で発生した問題等は、専攻長のみならず、JDP運営協議会等を通じて双方の大学で協議し、双方の学長が責任を持って対応する。

6. 教育方法、履修指導方法、研究指導体制及び修了要件

(1) 教育方法

本専攻における授業のうち、専攻基盤科目（KU学生用）、共同開設科目、集中講義及び海外研究プロジェクトは英語で実施する。タイでは、教育・研究の場で国際通用性の高い英語を共通語として使用することが多く、本学創成科学研究科農学系専攻の前身である農学研究科においても、2000年から英語による授業（留学生特別プログラム）や研究指導を行っていることから、英語での指導は十分に可能である。

本学が開設する授業科目については、本学の教員が責任をもって実施し、その指導内容や履修状況についてカセサート大学の指導教員と共有する。同様に、カセサート大学が開設する授業科目については、カセサート大学の教員が責任をもって実施し、その指導内容や履修状況について本学の指導教員と共有する。両大学で共同で開設する授業科目については、TV会議、E-mail等の活用や、直接面会する機会を通じて、両大学の指導教員が連携して実施する。授業科目のうち選択必修の専門科目は、創成科学研究科農学系専攻の既設の専門科目及びカセサート大学の熱帯農学専攻及び生命科学関連専攻の既設科目における推奨科目を中心に開設する。そのため、学生が入学手続を行った大学においては、母体となる専攻の学生と共に履修することとなるが、本学においては、本専攻の入学定員は既存の創成科学研究科農学系専攻の入学定員42名のうち6名を振り替え、本研究科全体の収容定員を増加させないこととしているため、既存の科目の履修者数に大きな影響はなく、適切な履修学生数を保ち、教育を行うことが可能である。

(2) 履修指導

本専攻は2年間の教育課程であり、学生が明確な目標をもって計画的に履修し、研究を進められるように指導する。履修計画の指導については、学生の目標や研究内容及び希望する学位等により、入学手続を行った大学の主任指導教員が中心となり、TV会議、E-mail等の活用や共同開設科目実施時に直接面会する機会を通じて連携大学の副指導教員にも助言や協力を求めながら、相互に履修指導ができる体制を整備する。

(3) 履修モデル (資料3 : 学年暦・履修モデル)

4 (2) 授業科目の概要において記載したとおり、本専攻の科目群は、「専攻基盤科目」と「専門科目」に分類される。「専攻基盤科目」は、本学で開設する「研究者行動規範特論 (Code of Conduct Principles for Researchers) 」(1単位) 及び「知的財産特論 (Advanced Intellectual Property) 」(1単位) からなり、いずれも必修科目とする。専門科目は、両大学共同で開設する選択必修科目の共同開設科目 (Jointly Designed Course) 、両大学が連携大学の学生に対して開設する集中講義 (Overseas Course) 及び海外研究プロジェクト (Experimental Work for Selected Topics) とし、これらを中心とするカリキュラム構成とする。共同開設科目として「Jointly Designed Course on Agricultural Science」及び「Jointly Designed Course on Life Science」(各3単位) を開設し、集中講義としては、本学がカセサート大学からの学生に対して開設する科目として「Bioresource Analytical Sciences I、II」(必修 2単位×2科目) を、カセサート大学が本学からの学生に対して開設する科目として「Seed Technology」、「Physiology of Plants under Stress」、「Introduction and Application in Life Science」、「Research Methods in Life Science」(選択必修 2単位×4科目のうち2科目選択) を開設する。海外研究プロジェクトは、本学がカセサート大学からの学生に対して、カセサート大学が本学からの学生に対してそれぞれ実施する科目として「Experimental Work for selected topics I、II」(選択必修 3単位×2科目) を開設する。

本専攻の学生は、上記科目 (計15単位) に加え、各大学で開設する専門科目から7単位以上を修得する。本専攻では、修士 (農学) 又は修士 (生命科学) の学位の取得が可能であるので、取得学位に応じ、主任指導教員と相談の上、選択必修の専門科目のうちから「農学科目」又は「生命科学科目」を履修する。その上で、修士論文作成に係る「特別演習」(2単位) 及び「特別研究 (修士論文) 」(12単位) を履修した上で、修士論文の審査に合格することが必要となる。また、最終的には36単位以上の単位の修得が必要となる。なお、1単位当りの時間数は、山口大学で開設される科目は講義15時間、演習15時間又は30時間、実習30時間であり、カセサート大学でも同様である。

本学で入学手続きを行った学生は、1年次及び2年次の8～9月に合計4か月間カセサート大学に滞在し、集中講義「Seed Technology」、「Physiology of Plants under Stress」、「Introduction and Application in Life Science」、「Research Methods in Life Science」(選択必修 2単位×4科目のうち2科目選択) 及び海外研究プロジェクト「Experimental Work for selected topics I、II」(選択必修 3単位×2科目) の履修に加え、共同開設科目「Jointly Designed Course on Agricultural Science」(3単位) 又は「Jointly Designed Course on Life Science」(3単位) の一部を履修する。

カセサート大学で入学手続きを行った学生は、2年次の11～2月に4か月間本学に滞在し、専攻基盤科目「研究者行動規範特論 (Code of Conduct Principles for Researchers) 」(1単位)、「知的財産特論 (Advanced Intellectual Property) 」(1単位)、集中講義「Bioresource Analytical Sciences I、II」(必修 2単位×2科目) 及び海外研究プロジェクト「Experimental Work for selected topics I、II」(選択必修 3単位×

2科目)の履修に加え、共同開設科目「Jointly Designed Course on Agricultural Science」(3単位)又は「Jointly Designed Course on Life Science」(3単位)の一部を履修する。

以上のように、2年間(24か月間)のうち、入学手続きを行った大学で20か月間にわたり同大学が開設する科目を希望する学位に応じて履修し、連携大学滞在中の4か月間に連携大学が開設する「集中講義」(2単位×2科目)及び「海外研究プロジェクト」(3単位×2科目)を履修する。また、両大学の指導教員のもと、修士論文の作成に取り組むと同時に、2年次には共同開設科目を自大学及び連携大学で履修することになる。

(4) 成績評価

本専攻の各授業科目は、授業科目を開設する大学の担当教員が成績評価及び単位認定を行う。ただし、共同開設科目は、両大学の担当教員が協議の上、成績評価及び単位認定を行う。単位認定の時期については、科目を開設している大学の単位認定の時期とする。

本学における各授業科目の成績については、GPで行い、「A」「B+」「B」「C+」「C」「D+」「D」「F」の8段階で評価し、「C」以上を合格とする。カセサート大学においても同様の評価方法である。

【成績換算表】

A	GP 4.00	Excellent
B+	GP 3.50	Very Good
B	GP 3.00	Good
C+	GP 2.50	Fairly Good
C	GP 2.00	Fair (PASS)
D+	GP 1.50	Poor (Not Pass)
D	GP 1.00	Very Poor
F	GP 0.00	Fail

両大学は、達成すべき評価基準を明確にし、履修要項もしくはシラバスに記載するとともにホームページ等により周知する。また両大学の教員は、相互に学生の成績を確認するなど、透明性と客観性を確実にすることによって、厳格な成績評価を行う。

(5) 修了要件

修了にあたっては、日本の法令及び本学で規定された修了要件を満たすほか、タイの法令及びカセサート大学で規定された修了要件を満たさなければならない。これを踏まえ、両大学の協議により本専攻の修了要件を次のように定めることとする。

本専攻の修了要件は、本専攻に2年以上(最大4年)在学し、本学で入学手続きを行った学生は本学開設科目から26単位以上(「共同開設科目」、「特別研究(修士論文)」を含む)、カセサート大学開設科目から10単位以上、カセサート大学で入学手続きを行った

学生は本学開設科目から15単位以上（「共同開設科目」を含む）、カセサート大学開設科目から21単位以上（「特別研究（修士論文）」を含む）、合計36単位以上を指導教員の指導に基づき、取得する学位に応じて修得することとし、GPAについては3.00以上でなければならない。かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査に合格することとする。また、修士論文の提出までに、査読制度のある学術雑誌又はプロシーディングに1編以上の論文を投稿し、採用される必要がある。論文を投稿する学術雑誌は、原則として印刷公表されたものでなければならない。同論文は、修士論文の一部をまとめたものも認められる。

<カセサート大学大学院の修了要件>

カセサート大学大学院の修了要件は、各自のカリキュラムに必須である学修課程を全て完了し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査に合格し、36単位以上を修得する。その際、プログラムに規定された全ての科目を履修し、GPAについては3.00以上でなければならない。なお、修士論文を提出するまでに査読制度のある学術雑誌又はプロシーディングに1編以上の論文を投稿し、採用される必要がある。論文を投稿する学術雑誌は、原則として印刷公表されたものでなければならない。同論文は、修士論文の一部をまとめたものも認められる。

<タイにおける修了要件>

タイにおける修士課程の修了要件については、タイの教育省告示「大学院カリキュラム基準規定第13項」において、以下のとおり規定されている。

学位論文により修了する場合は2つの方式があり、一方は、論文のみの作成を行い36単位以上修得し、学位審査に合格することとする。この際、査読制度のある学術雑誌に論文を投稿し、採用される必要がある。論文を投稿する学術雑誌は、原則として印刷公表されたものでなければならない。もう一方の方式は、教育課程で定められた全ての科目を履修し、GPAは3.00以上の成績を修める方式である。また、学位論文を提出・発表し、学位審査に合格することも条件となる。さらに、査読制度のある学術雑誌に論文を投稿し、採用される必要がある。論文を投稿する学術雑誌は、原則として印刷公表されたものでなければならない。

自主研究で修了する場合は、教育課程で定められた全ての科目を履修し、GPAは3.00以上の成績を修めなければならない。また、自主研究の成果を提出・発表し、学位審査に合格することが条件となる。

(6) 研究指導の方法

本専攻における研究指導は、複数指導体制をとり、指導教員は本専攻を担当する両大学の教員から選任する。学生毎に入学手続きを行った大学から主任指導教員を1名、連携大学から副指導教員1名を選任し、両大学の教員が連携し学修計画の作成から学位論文完成に至るまで、学生の学修や研究を支援するための適切な指導及び研究施設の確保に責任を負う。なお、必要に応じ、両大学から1名以上の副指導教員を追加できるものとする。

指導教員は、日常の指導のほか、学修計画の作成補助や援助、進捗状況の把握や、個々の学生の状況に応じた指導及び調整にも関わり、TV会議やE-mail、直接面会する機会などを活用して両大学の教員が連携することにより、教育研究活動がより効果的に推進されるように努める。研究指導を行う本学及びカセサート大学の教員は、農学・生命科学分野を専門とし、豊富な教育研究の経験と実績を有する者を配置する。

具体的な研究指導の適否は、学位論文公聴会において、本専攻に係る教員が主体となり評価する。この研究指導のもとで行われた学生による研究活動の成果を学位論文として執筆させる。

本専攻においては、単一の大学で行う研究指導、論文指導、学位審査と比較し、より多くの専門教員が携わることになる。そのため、質の高い研究及び指導内容が期待され、評価の妥当性も向上することとなり、質の高い教育研究活動が確保できる。また、研究指導は常に複数の眼や外部的視点が入るように設計されており、論文審査については、透明性を確保すると共に、個別の判断による恣意性を排除し、厳格な審査が行える体制としている。

(7) 学位審査、学位授与

<学位授与の方針>

所定の修業年数である2年以上在学し、設定された教育プログラムを履修し、研究指導を受け、日本の法令及び本学で規定された修了要件を満たすほか、タイの法令及びカセサート大学で規定された修了要件を満たすことにより、修士（農学）又は修士（生命科学）の学位を授与する。本専攻の学位授与の方針は、以下のとおり定めるディプロマ・ポリシーに基づいている。

<ディプロマ・ポリシー>

本専攻は、農学・生命科学分野の専門的知識・技術を持ち、熱帯性環境生物資源を対象とする研究や異文化体験により、先端的技術や研究能力、東南アジア諸国の生物資源に対する理解を備え、国際的視点に立って新しい時代を牽引することのできる先導的・指導的かつグローバルな高度専門職業人を育成することを目的としており、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、本専攻の人材養成目的に適う、以下の知識・能力などを身につけた上で、学位論文の審査及び最終試験に合格することが課程修了の必須条件となる。なお、本専攻では、農学及び生命科学に関するカリキュラムをそれぞれ編成しており、授与する学位は「修士（農学）」又は「修士（生命科学）」とする。

- ①熱帯性環境生物資源をフィールドにて探索・開発する知識と技術力
- ②生物資源を解析・評価し、活用する知識と技術力
- ③英語を共通語としたコミュニケーションを円滑にできる語学能力とグローバルな視点
- ④国際学会等での研究成果発表を可能とするプレゼンテーション能力

<学位審査体制>

本専攻の学位授与については、両大学の規定に基づき必要事項等を協議して定め、両大学で合同学位審査委員会を組織し、学位審査申請をした学生毎に実施する。学位授与までの流れは以下のとおりである。

<学位授与までの流れ>

本専攻の学位審査は、研究科教授会から審査を委嘱された両大学の教員で組織する合同学位審査委員会を学位論文申請者ごとに設置して行い、審査委員の構成は、主査1名及び学位審査論文に関係の深い専門分野の教員を両大学からそれぞれ1名以上、合計3名以上とし、審査員となる教員のレベルの同等性を確保する。なお、必要に応じ、他の専攻又は他の研究科並びに他の大学・研究所等の教員・研究者に審査委員を委嘱することができるものとする。審査員となる両大学の教員のほとんどが国内外大学の博士の学位を取得しており、農学分野又は生命科学分野の学位に係る研究指導及び授与の実績を有している。過去5年間の山口大学の学位授与者数は、修士（農学）108名、修士（生命科学）47名、カセサート大学の過去4年間の学位授与者数は、Master of Science (Tropical Agriculture) 87名、Master of Science (Microbiology) 32名、Master of Science (Biology) 15名、Master of Science (Botany) 26名、Master of Science (Genetics) 55名、Master of Science (Zoology) 28名、Master of Science (Biochemistry) 16名であり、したがって、両大学の教員の専門性に関して、同等性を確保している。

合同学位審査委員会は、学位論文の公聴会を開催し、透明性及び公平性を確保することとしており、審査は前述の学位授与の方針に則り、語学能力とグローバルな視点、多様な生物資源を開発・活用する知識と技術力、論理的思考、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力等の観点より厳格に行う。

最終試験は、修士論文の内容に関連する科目等について、審査委員により口頭での試問として実施する。試問は主に、修士論文の内容を中心に、当該研究領域における修士としての知識を十分に修得し、新たな理論・技術を創造するとともに、新しい課題を発掘し、課題解決への展開を図るなど、当該学問分野の発展に寄与する能力を十分に備えているかという観点から厳格に行う。また本専攻の最終試験は英語で実施する。審査期間については、審査書類を提出した学生が在学すべき所定の期間内に終了するものとする。

上記の厳格性及び透明性を確保した審査を経た後、審査委員は、修士論文の審査結果を研究科教授会及び研究科教授会に相当する連携外国大学の会議に報告し、研究科教授会は、学位授与の可否について審議し、議決する。

<学位授与>

本専攻を修了した者には両大学から修士の学位を授与し、その学位記に付記する学位は、「修士（農学）（英語名称：Master of Science in Agricultural Sciences）」又は「修士（生命科学）（英語名称：Master of Science in Life Sciences）」とする。

また、学位記は、国際連携専攻であることを踏まえ、両大学が共同で、日本語、タイ語、

英語の3か国語で併記された1枚の学位記を発行する。学位記には両大学が署名することとし、本学は学長が、カセサート大学は協議会議長、学長、研究科長がそれぞれ署名し、入学手続きを行った大学が手交する。カセサート大学においては協議会が、学位授与を含む大学の管理・運営に関するすべての権限を有する最高決定機関であることから、協議会議長の署名も付されることになる。

(8) 研究倫理審査体制

山口大学では、学術研究活動における研究者の使命と目標を明確にし、その責務を果たしていく決意を込めて、「山口大学研究者倫理綱領」(資料4)及び「国立大学法人山口大学における研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関する規則」(資料5)を制定するとともに、学術研究に係る不正行為の防止のために必要な事項「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(資料6)を制定している。また、本専攻では、研究者としての行動規範や知的財産に関する知識を身につける「研究者行動規範特論」及び「知的財産特論」を専攻基盤科目として必修科目にしている。

さらに、国立大学法人山口大学研究規範委員会を設置し、申立て等により指摘のあった不正行為に関する調査を行う等、本学における倫理審査に対する体制は十分に整っているといえる。

カセサート大学にも同様に倫理審査委員会が設置されており、カセサート大学の研究開発機関のメンバーにより構成されている。研究者が、ヒトや動物を対象とする研究を実施しようとする場合、あらかじめ委員会による研究倫理審査を受け承認を得なければならない。また、ヒトや動物を対象とした研究に関する論文を大学院に提出する場合は、倫理審査承認書と共に提出しなければならないこととしている。以上のとおり、カセサート大学においても倫理審査に対する体制は整っている。

7. 施設、設備等の整備計画

本専攻における既存の施設、設備等については、山口大学及びカセサート大学のそれぞれについて共同利用するものとする。

(1) 校地・校舎等敷地の整備計画

本学においては、吉田キャンパスが本専攻を組織する専任教員の教育研究の拠点であるため、既存の施設・設備を共同利用するものとする。既設の学部・学科や研究科・専攻と共用することになるが、本専攻の収容定員数(12名)を母体となる創成科学研究科農学系専攻から振り替えて設定していることを鑑みると、支障はないものとする。なお、吉田キャンパスには、中高温微生物研究センターを含む教育研究棟のほか、附属農場、植物工場実証施設、学生実習棟Bといった本専攻で実施する教育・研究に必要な施設・設備が備わっている。その他、プレゼンテーションや講演会に用いる大学会館、附属図書館等の附属施設を有しており、充実した学修環境を整えている。

カセサート大学においては、熱帯農学専攻及び生命科学関連専攻があるバンケンキャンパスあるいはカンペンセンキャンパスが本専攻を組織する教員の教育研究の拠点であるため、既存の施設・設備を共同利用するものとする。本専攻で主に利用する教育研究棟は、45th Anniversary Building等であり、大小の講義室、講堂、会議室の他、学生の学修研究の活動場所となる実験室及びフィールド等、本専攻における教育研究に必要な施設・設備が備わっている。

校舎等施設においては、講義形式又は演習、実験、実習を伴う形式と、それぞれの授業科目の内容により、各授業が行われる大学の既設の講義室及び実験室・実験フィールド等を共同利用することとする。研究スペースには、電気、水道、空調の他、ワイヤレスでのLAN接続のためのWi-Fi機能を整備している。両大学の既存の施設を共用することには、本専攻の指導面から見ても教育研究に必要な環境が備わっていることはもとより、学生の教育研究においても、多角的に幅が広がり、より優れた効果が期待できると考える。

(2) 図書館の整備計画

山口大学の総合図書館（延床面積8,667㎡：吉田キャンパス）は、現在約130万冊の書籍と約24,000タイトルに及ぶ雑誌を所蔵し、このうち約60万冊の書籍は閲覧室書架に配架され、自由な利用が可能である。さらに、電子図書館機能としてインターネットを利用した電子ジャーナル及び学術文献データベースへのアクセス（図書館ホームページからも可）、全国の国公立大学図書館、各種研究機関の所蔵する学術資料の検索、相互貸借、複写サービスも行える。

開館時間は、平日8時30分から21時45分まで、土曜・日曜・祝日11時15分から18時45分までであり、年末・年始は休館となっている。また、夏休みなどの学生休業期間中の開館時間は、平日8時30分から17時30分まで、土曜・日曜・祝日は休館となっている。館内には、学生が利用可能なPC（60台）の他、無線LAN、プリンター、コピー機の設置があり、閲覧スペースに加えて、学生が自主的に利用できる学習スペース、グループ学習室、文化交流スペース、ラーニング・コモンズ、メディアブース等も設け、多様な学修形態に対応している。

セキュリティの面に関しては、入館の際にICカード型学生証及び職員証での認証を必要としたゲートを設置しており、防犯カメラで館内の様子が確認できる仕組みとなっている。

カセサート大学の図書館は、約100万冊を超える書籍、約68,000タイトルの電子書籍、論文、雑誌を提供している。メインライブラリーの他に、24の分館があり、図書館ネットワークも4つのキャンパスすべてで利用することができる。また、カセサート大学図書館は、タイの農業情報の利用を支援する農業情報ネットワークセンターにもなっている。通常学期の開館時間は、平日8時から20時まで、土曜・日曜11時から19時までで、夏学期は、平日8時から18時30分、土曜は11時から19時までである。休業期間中の開館時間は、平日8時30分から16時30分までとなっている。なお、最終試験の週には24時間の利用も可能である。さらに、プロジェクター、ホワイトボード、Wi-Fiなどが完備されカードキーによりセキュリティが確保されたグループ学習室も10室程度用意されている。また、各種言語によ

る対応や、オーディオ・ビジュアルサービス、情報リテラシー等のサービスも利用可能である。

(3) 自習室について

本学において、大学院生は、所定の大学院生室の自席で、学生個人の研究テーマに基づいた研究を行っている。また、総合図書館にも自習できるスペースがあり、大小のグループ学習室や研究個室が多数設けられていることから、自習を行う環境は十分に整備されている。

カセサート大学においては、大学院生は所定の大学院生室の自席、もしくは所属研究室の教員室において、各々の研究テーマに基づいた研究や設計課題を行っている。また、メインライブラリーにおいても学生が自習可能なスペースが確保されている。さらに、600平方メートルの広さの24時間利用可能な図書館、学習室、カフェを備えた“TOO FAST TO SLEEP”という自習室も設置され、こちらも自習を行う環境は十分に整備されている。

8. 基礎となる学部との関係との関係 (資料7：農学部とJDプログラムにおける教育課程関係図)

本学では、本専攻の基礎となる学部として農学部を有しており、生物資源環境科学科及び生物機能科学科で構成している。

生物資源環境科学科では、人類が持続的に楽しく豊かに生活できる環境を作り出すために、植物や動物を利用した生産経済活動に関する学術分野を中心に、それらを取り巻く環境に関する学術分野も学び、農業と環境、経済活動、地域社会の相互関係が理解できる教育カリキュラムを提供している。

生物機能科学科では、将来の食料・健康・環境分野が抱える問題の解決を主要なテーマとして、分子生物学・細胞工学・応用微生物学などの先端バイオテクノロジーの知識や技術を修得し、それらを基にして社会に貢献できる人材を育成することを目指しており、最新のバイオテクノロジーを駆使した先端研究を行い、最新の研究成果を積極的に授業に取り入れ、教育の充実化を行っている。

1年次での共通教育科目及び専門基礎科目の履修を基盤として、2～3年次には基礎理論系科目で農学基礎能力を、発展理論系科目でそれらの応用や総合的知識を修得する。また、2年次から始まる実験・実習系科目では技術者として必要な技法や考察力、農学的諸問題の解決方法を自ら考え実践する能力を修得し、4年次に卒業論文として結実させる。これらの教育課程を履修した人材は、本専攻が養成を目指す「農学・生命科学分野の専門的知識・技術を持ち、熱帯性環境生物資源を対象とする研究や異文化体験により、先端的技術や研究能力、東南アジア諸国の生物資源に対する理解を備え、国際的視点に立って新しい時代を牽引することのできる先導的・指導的かつグローバルな高度専門職業人」のために必要な素養を持っており、農学部と本専攻が連携し教育課程を編成することにより、安定的に本専攻が目指す人材の養成及び社会への輩出が可能となる。

9. 入学者選抜の概要

(1) 学生の受入れに関する考え方

本専攻では、「農学・生命科学分野の専門的知識・技術を持ち、熱帯性環境生物資源を対象とする研究や異文化体験により、先端的技術や研究能力、東南アジア諸国の生物資源に対する理解を備え、国際的視点に立って新しい時代を牽引することのできる先導的・指導的なグローバルな高度専門職業人」の育成を目指している。

そのために、当該目標に相応しい学生を希望し、選抜する。具体的には以下のとおりアドミッション・ポリシーを定めている。

<アドミッション・ポリシー>

本専攻は、農学・生命科学分野の専門的知識・技術を持ち、熱帯性環境生物資源を対象とする研究や異文化体験により、先端的技術や研究能力、東南アジア諸国の生物資源に対する理解を備え、国際的視点に立って新しい時代を牽引することのできる先導的・指導的なグローバルな高度専門職業人の育成を目的とする。

求める学生像

- ①農学及び生命科学分野に関する基礎的知識を持っている人
- ②生命機能の解明と生物資源の利用への関心を持っている人
- ③国際的な環境でのコミュニケーションやプレゼンテーションへの意欲・行動力を有する人

なお、本専攻の入学定員は6名であり、本学で2名、カセサート大学で4名を選抜する予定である。山口大学農学部及び創成科学研究科では、カセサート大学をはじめとする東南アジア諸国の大学への短期交流を毎年行っており、平成27年度は16名、平成28年度は26名、平成29年度は16名を派遣しており、本学側の入学定員2名以上は確保できると判断する。また、カセサート大学からも、短期交流で毎年学生が本学に派遣されており、平成27年度は5名、平成28年度は6名、平成29年度は6名と、両大学がコンスタントに学生を派遣している。これらの実績に基づき、適正な入学定員として6名を設定している。

(2) 入学選抜の概要

前述のアドミッション・ポリシーに合致し、かつ本専攻で修得可能な知識や能力を求める学生を確保するため、両大学による厳格な選抜方法により、学生を受入れることとする。合否判定については、両大学の教員で構成される合同入学審査委員会を組織し、合議により判定する。

1) 入学資格

本専攻の入学資格は本学の入学資格を満たすとともにカセサート大学の入学資格を満たす必要があり、以下のとおり定める。

<山口大学大学院修士課程の入学資格>

次のいずれかに該当する者とする。

- ①大学を卒業した者
- ②学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- ③外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者
- ⑥外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑦専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑧文部科学大臣の指定した者
- ⑨学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- ⑩研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

<カセサート大学大学院の入学資格>

入学しようとするプログラム領域に関連する分野の学士あるいはそれに同等する学位（農学系又は理学系の分野を想定）を授与され、カセサート大学の定める英語要件を満たす者

カセサート大学では、大学院の入学資格として、英語5科目を含めた学部教育の修得科目GPAが3.0以上であることが要件となっており、英語科目については、リーディングとリスニング、ライティング等の実践的科目となっている。英語能力については、上記要件を満たすことにより、現在のカセサート大学においては、入学時に求められる学術雑誌又はプロシーディングを英語で作成するための基盤的能力が備わっているものとして設定されている。

<タイにおける大学院修士課程の入学資格（タイ教育省告示「大学院カリキュラム基準規定第11項」で規定）>

学士の学位又は同等のものを有している者

2) 選抜方法・選抜時期

入学者選抜は、両大学の教員で構成される合同入学審査委員会を組織し実施する。本専攻を志望する者は本学又はカセサート大学に出願し、出願した大学の試験方法による入学者選抜試験を受験する。合否判定は、合同入学審査委員会において、各大学の候補者の中から合議により合格者を決定する。

入学者選抜試験の実施時期及び入試方法は、山口大学では年2回、8月及び1月に面接試験、筆記試験及び出願書類により実施する。筆記試験は専門科目と英語を課し、本専攻を修学するために必要な学力及び英語能力について測る。カセサート大学では年2回、10月及び5月に面接試験を行い、学力及び意欲等に関して厳格な審査を実施する。また、大学院の入学資格として、英語5科目を含めた学部教育の修得科目GPAが3.0以上であることが要件となっており、農学系又は理学系学部出身者からの出願が想定されることから、本専攻に必要な専門分野の基礎学力を確保しているが、志願者数の動向を踏まえ、出願者が多数見込まれる場合は、さらに詳細な順位付けが必要となった際に使用するための筆記試験を課す場合がある。両大学の英語能力についてはカセサート大学においては、入学時に求められる学術雑誌又はプロシーディングを英語で作成するための基盤的能力、山口大学においては、農学や生命科学の専門分野の英語論文を読み解き、国際会議の学術講演で用いられる表現を理解する等、修学上必要となる英語能力を測ることにより、本国際連携専攻で求められる英語能力を確保する。

なお、両大学における入学者の能力の同等性を確保するために、面接試験では共通の質問項目として①志望動機、②これまでの研究内容、③入学後の研究計画、④在学中及び修了後の国際的な活動に対する意欲 の4つを設定し、質問内容については両大学で協議を行う。なお、研究領域に応じた質問となることから、異なる時期に実施する試験の公平性を確保できることとしている。

3) 転専攻の取扱い

転専攻については、本学大学院創成科学研究科農学系専攻（博士前期課程）あるいはカセサート大学のMaster of Science Program in Tropical Agriculture、Master of Science Program in Botany、Master of Science Program in Zoology、Master of Science Program in Microbiology、Master of Science Program in Biology、Master of Science Program in Genetics、Master of Science Program in Biochemistry に1年以上所属する学生で、2年次から本専攻に参加を希望する学生がいる場合は、所属専攻における成績、本専攻における研究計画の提出を求めた上で面接を行い、本専攻学生と同等以上の学力及び修学の意思が確認された場合、転専攻を認める。

(3) 入試運営体制

入試運営は、両大学の責任のもとで実施し、前述の合同入学審査委員会は、事前に面接試験における共通の質問事項等を協議するとともに、各大学から提出された判定案により合否判定を行う。また、各々の大学において、合格者に対し入学許可認定を行う。

(4) 周知方法等

両大学において、学生募集要項やホームページ等で十分な情報を事前に周知することとする。具体的には、アドミッション・ポリシー、取得できる学位、修了の要件、授業科目及び教育研究内容、学年暦、連携大学滞在に係る経費、入学料・授業料の額、奨学金制度や福利厚生等の学生支援等について周知する。

(5) 修業年限及び学籍の取扱

標準修業年限は、本学で入学手続きを行った学生、カセサート大学で入学手続きを行った学生のいずれも2年間であり、4年を超えて在学することはできない。学年については、本学で入学手続きを行った学生は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わり、カセサート大学で入学手続きを行った学生は、6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。（先方大学の学年暦変更に係る協議中に協定書の締結が行われたため、協定書においては入学時期が6－8月と記載されているが、その後、先方大学から入学時期が6月に決定したとの通知があった。）なお、在学期間中は、連携大学の学籍も有するものとする。

10. 学生の在籍管理及び安全に関する取組

本専攻に入学した学生の学籍は本学及びカセサート大学の二重学籍とし、在学期間中は両大学に籍を置くこととする。

本専攻を廃止しようとする場合の手続き及びその際、学生が在籍している期間の経過措置及び廃止後の学籍簿等の取扱については、カセサート大学と協議の結果、次のように取り決めることとする。

両大学は、本専攻を廃止しようとする場合、2年前までに相手大学に書面をもって申し出なければならない。その際、本専攻に学生が在学している間は、共同実施を継続するものとし、全学生が在籍しなくなったことをもって廃止するものとする。また、天災など相手国の状況により本専攻の維持が困難になった場合、学生保護の観点から、当該大学の責任の下に、転専攻や既修得単位の認定又は補完的な授業科目を提供することができるよう必要な方策や措置を講ずる。学籍簿及び成績は永久に保持する。

本専攻に係る諸経費等についても同様にカセサート大学と協議の上、次のように取り決めることとする。

本専攻の運営に係る経費については、経費の配分は行わず、本学及びカセサート大学がそれぞれの経費で負担するものとする。

検定料については、入学試験を受ける大学に納め、入学料は入学手続きを行った大学に納

める。授業料については、入学手続きを行った大学に納め、連携大学への納付は免除する。

11. 学生への経済的支援及び福利厚生に関する取組

本学で入学手続きを行った学生がカセサート大学に滞在する際、日本学生支援機構の海外留学支援制度（協定派遣）奨学金及び本学独自の奨学金制度に申請する。カセサート大学からは本学からの学生に対し、滞在期間中の宿舍が提供され、宿舍費として奨学金が支給される予定である。なお、本学で入学手続きを行った本専攻の学生は、他の学生と同様に入学料免除、授業料免除、奨学金の申請が可能である。

カセサート大学で入学手続きを行った学生が本学に滞在する際、本学は日本学生支援機構の海外留学支援制度（協定受入）奨学金もしくは本学独自の奨学金を支給する予定である。渡航の際に加入する海外旅行保険費用は本学が支給する。また、宿舍も提供することとしており、本学キャンパス内に設置された留学生向けの国際交流会館を活用する予定である。

両大学の学生は、受入機関の保健サービスを受けることができるが、健康保険加入や地域の医療機関を受診する場合の費用は自己負担となる。

以上のように、本専攻に在籍中、両大学は本専攻の学生に対し、就学面を含む継続的なサポートを行うものとする。

12. 管理運営

（1）学内の管理運営体制

国立大学法人化以降、教育活動に係る重要事項の審議は、法人に置かれた教育研究評議会と各学部又は各研究科に置かれた教授会で行っている。

教育研究評議会は、①中期目標についての意見のうち教育研究に関する事項、②中期計画及び年度計画のうち教育研究に関する事項、③学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項、④大学教育職員の人事に関する事項、⑤教育課程の編成に関する方針に係る事項、⑥学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項、⑦学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項、⑧教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項、⑨その他教育研究に関する重要事項を審議している。

また、各学部又は各研究科に置かれた教授会においては、①学生の入学及び課程の修了に関する事項、②学位の授与に関する事項、③学生の休学に関する事項、④学生の懲戒に関する事項、⑤学生の除籍に関する事項を審議し、学長に意見を述べることとしている。なお、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項として、①中期目標・中期計画及び年度計画のうち教育研究に関する事項、②教育課程の編成に関する事項、③学部又は研究科の自己点検・評価に関する事項、④大学教育職員の教育研究業績等の資格審査に関する事項、⑤学部長候補適任者又は研究科長候補適任者の選考に関する事項、⑥学部附属教育研究施設長候補者の選考に関する事項が

定められている。

創成科学研究科は、理学系、工学系、農学系で構成されており、研究科教授会は、研究科長によって主宰され、代議員会による長所を生かした迅速で円滑な運営を図っている。

本専攻の教授は全員、創成科学研究科教授会の構成員である。専攻内においては、本専攻が農学系の専攻であることから、既存の創成科学研究科教授会農学系専攻代議員会を開催し、議長が専攻内教員的意思・意向を研究科長が主宰する研究科教授会に提示できる体制とする。

(2) 連携外国大学との調整

本専攻においては、連携外国大学であるカセサート大学との調整者として、本学所属の専任教員1名を配置する。当該教員は、連携外国大学であるカセサート大学と中高温微生物の開発・利用に係るワークショップを毎年行っており、十分な交流実績を有している。また、タイの文化にも慣れ親しんでいる当該教員は、英語が堪能で、カセサート大学若手教員及び大学院生が本学に留学した際の指導に関わり、本学とカセサート大学双方の教育方法等にも精通していることから調整者として適任である。なお、カセサート大学との本専攻の研究・教育及び目的や運営等について協議し共有を図るために設置するJDP運営協議会の審議事項、構成員、開催頻度等については、「18. 協議及び協定について」に記載のとおりである。

(3) 事務組織

本専攻を担当する事務組織はそれぞれの大学に置く。本学においては、創成科学研究科農学系の事務を担当している農学部の事務組織が中心となり、本学事務局各課と連携し、本専攻を支援する。また、JDP運営協議会の庶務を担当するなどカセサート大学事務職員と連携し、緊密な連絡を取りながら大学間での調整を行う。本専攻の学生は両大学に籍を置くため、両大学の事務職員が連携し、本専攻における履修登録など、修学に関する事項をサポートし、円滑な運営に努める。生活支援については、本学の留学生支援を担当する国際交流課留学生交流係と連携して行う体制とする。また、カセサート大学理学部構内に開設している本学のバンコク国際連携オフィスにおいては、本学の学内事情に精通したスタッフが事務担当者として配置されているため、連携大学の教職員や学生とのコミュニケーションを円滑に図ることが可能となる。カセサート大学の事務組織は、大学協議会と、総務部、人事部、学生部、財務部、教育サービス部、企画部、車両建物・物的設備部及び国際部の8部門からなる学長室で構成されている。また、国際研究センター、ネットワーク拠点センター、内部監査室、財産管理室、学術サービス室、法務室、スポーツ室、品質保証室、公共開発委員会事務室、医務室という2つのセンターと8つのオフィスを置いている。

13. 自己点検・評価

(1) 全学の自己点検・評価

山口大学では、教育研究評議会にて策定された「山口大学における全学的自己点検評価活動に関する基本的な考え方」に則って自己点検・評価活動を推進しており、具体の計画として「第3期中期目標・計画期間における山口大学全学的自己点検評価活動実施要領（アクションプログラム）」を定め実施している。その実施体制は、大学評価を担当する副学長を委員長とし部局長等で構成する評価委員会が基本方針等の重要事項を審議し、企画や実施を大学評価室が担っている。また、大学評価室には、広く他の関係部署から評価企画員を召集し、具体の施策の企画・立案等を行っている。

○機関別認証評価

これまでに、平成21年度及び平成27年度に大学改革支援・学位授与機構による機関別認証評価を受審し、いずれも「大学評価基準を満たしている」との評価を受けた。現在は、改正された基準に基づき、学内の見直しを検討しているところである。

○国立大学法人評価

山口大学では、中期計画ごとに担当理事・副学長を設定しており、毎年度進捗管理を書面やヒアリングで確認することで効率的な法人評価への対応や適切な年度計画の設定を行っている。

○自己点検・評価

評価項目として評価体制、現状分析と課題、課題への取組状況を設定しており、毎年度部局ごとにとりまとめを行い、評価委員会にて審議を行っている。また、部局ごとにとりまとめた自己点検・評価結果は毎年度、自己点検評価書として公表している。

(2) 本専攻の自己点検・評価

本専攻では、プログラムの質保証を行うため、JDP運営協議会において年次評価を行い、併せて進捗状況や課題を確認する。この年次評価を基に、本専攻の完成年度（2年）経過後は、外部有識者を含めた構成員による外部評価の受審を検討する。また、年次報告書を作成し公表する。

なお、カセサート大学が設置されているタイでは、国家教育法により外部質保証と内部質保証を担保するために審査を受けることが義務付けられており、タイの大学は少なくとも5年毎に教育省の外部審査を受け、内部質保証は、毎年評価を実施する必要がある、カセサート大学側ではこれに対応していく。

14. 情報の公表

(1) 山口大学における教育情報等の公表

本学では、学校教育法第113条「教育研究活動の公表」の趣旨を踏まえ、本学のホーム

ページや広報誌の刊行等を通じて、多様な教育研究活動の状況を広く社会に発信している。

本学のホームページでは、「大学紹介」、「学部・大学院・研究所」、「附属病院・附属施設等」、「学生生活・就職情報」、「教育・研究」、「国際・社会連携」、「入試」に区分し、閲覧者に分かりやすく情報を提供することに努めている。

【参考URL】 山口大学：http://www.yamaguchi-u.ac.jp/home_in.html

本学の理念・基本方針として、「山口大学憲章」をはじめ、「教育理念」、「研究基本方針」、「研究者倫理綱領」及び「公的研究費の使用に関する行動規範」の基本的な考え方を社会に示し、その具体的な方策として、中長期的なビジョン「明日の山口大学ビジョン」、それをより具体化した「中期目標・計画」及び「年度計画」とその「達成状況（法人評価の結果）」を公表している。

【参考URL】 山口大学総務企画部企画・評価課：

<http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~kikakuka/mokuhyo/mokuhyo.html>

学校教育法施行規則第172条の2に基づき公表すべき教育研究活動の状況の以下の9項目について、本学のホームページ「大学紹介」の「情報開示（教育情報の公表）」として、関係情報とリンクさせることにより一括して提供することで、閲覧者の利便性を確保している。

- ①大学の教育研究上の目的に関する事
- ②教育研究上の基本組織に関する事
- ③教育組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
- ④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事
- ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事
- ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事
- ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
- ⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
- ⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事

【参考URL】 山口大学 教育情報の公開：

http://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/public_info/1338.html

また、山口大学のカリキュラムとして、「ディプロマ・ポリシー（DP：Diploma Policy）」、「シラバス（Syllabus）」、「カリキュラム・マップ（CUM：Curriculum Map）」、「カリキュラム・フローチャート（CFD：Curriculum Flow Chart）」を公表し、卒業時に身につけるべき

能力、カリキュラム編成の考え方、授業科目の内容と科目毎の達成目標等を示すことにより、学生の自学自習を促し、教育の質の保証をしている。

また、本学では毎年度自己点検評価報告書を作成し、大学のホームページにて公開している。

【参考URL】 山口大学 大学評価室：

http://committee.ue.yamaguchi-u.ac.jp/New_HomePage/

(2) カセサート大学大学院における教育情報等の公表

大学ホームページ

<http://www.ku.ac.th/web2012/index.php?c=adms&m=changepage&page=home&lang=eng>

大学院ホームページ

<http://www.grad.ku.ac.th/en/>

①大学の教育研究上の目的及び基本組織に関すること

http://www.ku.ac.th/web2012/index.php?c=adms&m=linkmenu_eng&time=20120627113237&page=Academic%20Service%20Projects&page1=Vision,%20Mission&load=' '&lang=eng&ip=1&id=10

このページでは、大学のビジョン及びミッションを公表している。

Home > About KU > Vision, Mission

<http://www.grad.ku.ac.th/en/the-graduate-school/>

このページでは、大学院のビジョン、ミッション及び組織図を公表している。

The Graduate School, Kasetsart University > ABOUT US > The Graduate School

http://www.ku.ac.th/web2012/index.php?c=adms&m=selcon_eng&time=20141223104515

このページでは、農学系の学部、大学院の専攻について公表している。

Home > Faculty and Program > Bangkok Campus > Faculty of Agriculture > Program of Agriculture

http://www.ku.ac.th/web2012/index.php?c=adms&m=selcon_eng&time=20150123144535

このページでは、理学系の学部、大学院の専攻について公表している。

Home > Faculty and Program > Bangkok Campus > Faculty of Science > Program of Science

②教員組織、教員の数に関すること

<http://www.grad.ku.ac.th/en/administrative-team/>

このページでは、大学院組織について公表している。

Home > About Us > Administrative team

http://www.ku.ac.th/web2012/index.php?c=adms&m=linkmenu_eng&time=20120712123147&page=Academic%20Service%20Projects&page1=Administration&load=' '&lang=eng&ip=1&id=70

このページでは、教員数等について公表している。

Home > About KU > Facts and Figures > Administration

③入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

<http://www.grad.ku.ac.th/en/application/>

このページでは、入学者に関する受入方針、受入手順を公表している。

The Graduate School, Kasetsart University > Applications

http://www.ku.ac.th/web2012/index.php?c=adms&m=linkmenu_eng&time=20120627130637&page=Academic%20Service%20Projects&page1=Educational&load=' '&lang=eng&ip=1&id=34

このページでは、在学生数について公表している。

Home > About KU > Facts and Figures > Educational

④授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること並びに学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定にあたっての基準に関すること

<http://www.grad.ku.ac.th/en/curriculum/masters-programs-2018/>

このページでは、大学院修士課程のカリキュラム及び修了要件について公表している。

The Graduate School, Kasetsart University > Curriculums > Master's programs

<http://www.grad.ku.ac.th/en/curriculum/doctoral-programs-2018/>

このページでは、大学院博士課程のカリキュラム及び修了要件について公表している。

The Graduate School, Kasetsart University > Curriculums > Doctoral programs

<http://www.grad.ku.ac.th/en/download/regulations-graduate-studies-2016/?wpdmdl=27559&masterkey=59f9805b6e30b/>

このページでは、大学院規程等について公表している。

The Graduate School, Kasetsart University > Home > Kasetsart University Regulations on Graduate Studies of The Graduate School, Kasetsart University, B. E. 2559 (2016)

⑤校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

http://www.ku.ac.th/web2012/index.php?c=adms&m=linkmenu_eng&time=2012071017215

0&page1=&page=KU MAP&load=&lang=thai&ip=20&id=63

このページでは、大学の地図を公表している。

Home > KU Map

http://www.ku.ac.th/web2012/index.php?c=adms&m=linkmenu_eng&time=20120627130236&load=&lang=eng&ip=1&id=30&page=About%20KU&page1=

このページでは、キャンパスについて公表している。

Home > About KU > Campus

<http://lib.ku.ac.th/web/index.php/en>

このページでは、大学図書館について公表している。

Home > Organization > Bangkokhen > Office of Kasetsart University Library > For more information > English

⑥大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<http://www.grad.ku.ac.th/en/service/>

このページでは、履修手続き等について公表している。

The Graduate School, Kasetsart University > Students > Service

<http://www.interprogram.ku.ac.th/newsite/index.php/curriculum-15/exchange>

このページでは交換留学について公表している。

Home > Contact > International Studies Center (ISC) > Education > Exchange Program (KUSEP)

<http://www.interprogram.ku.ac.th/newsite/index.php/student-life/accommodation/on-campus>

このページでは、宿舎について公表している。

International Studies Center (ISC) > Student Life > Accommodation > On campus

<http://www.inf.ku.ac.th/intl/en/>

このページでは、保健室について公表している。

Home > Campus Life > Infirmary of Kasetsart University > Infirmary of Kasetsart University

<http://www.interprogram.ku.ac.th/newsite/index.php/students-handbook-51>

このページの留学生用ハンドブックにおいて、健康保険及びキャンパス近隣の医療機関の情報を公表している。

Home > General Information > International Studies Center (ISC) > Student Life Menu > KU Students Handbook

15. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学では、本学の共通教育、専門教育を体系的に捉えた教育システムの実施、授業評価等の全学システムの実施並びに教育活動評価及び授業改善の企画等をより具体的、実践的に行うために大学教育の企画・実施を行い、本学の教育活動の充実発展に寄与することを目的とする組織として、大学教育センターを設置している。とりわけ、教育評価・FDに関することについては、大学教育センターに教育開発部及び教学IR部を設置しており、教育開発部では、厳格・公正な成績評価に関すること、教授内容・方法の改善及び向上のための研修会に関すること、教学IR部では、教育活動及び教育改善の情報収集・分析に関すること、学生の学修成果の情報収集・分析に関すること、学生授業評価及び大学教育職員等自己授業評価に関すること、自己点検評価及び外部評価に関することを専門的に企画実施し、本学の教育活動の充実発展に努めている。

また、教授内容・方法の改善及び向上のため、毎年度、大学教育センターで設定したテーマによる各学部の教員に対する教育改善FD研修会及び同センターが準備した複数のテーマから各学部・研究科が選択するアラカルト方式によるFDを導入している。これらの取組により、FD研修参加者が年々増加している。また、「学生による授業評価」や「卒業生満足度」調査によって意見聴取を行い、その分析結果を全学委員会等で共有している。

16. 連携外国大学について

タイの国際連携教育課程の制度については、タイ教育省告示「タイの学術機関と外国の学術機関との協力の合意に関するガイドライン」（2007年2月1日）の第6条「学修と教育」に取扱が規定されており、タイ側の学術機関と外国の学術機関が連携カリキュラムを編成する場合、双方の学術機関が承認し、連携協定を締結することとされている。協定締結後、タイ側の学術機関は、質保証委員会、教育政策委員会（教育省高等教育庁）にそのカリキュラムを提出し承認を得ることが規定されており、タイの大学と本専攻を実施することについては制度上の問題はない。また、学位授与に関しては、タイの学生が外国の学術機関から学位を授与される場合、外国の学術機関で、少なくとも1学期（セメスター）もしくはコースの半分を学修しなければならないと規定されているが、本専攻では、2年間両大学に在籍し、それぞれの大学の教員から研究指導を受けるとともに、4か月間日本に滞在し履修する科目及び共同開設科目というカリキュラムを編成していることから制度上の問題は無い。

タイでは高等教育の質保証制度が国家教育法（1999年）及び改正 No. 2（2002年）により規定され、教育機関内部での質保証制度の確立、並びに全国教育水準・質評価局（The Office for National Education Standards and Quality Assessment: ONESQA）による教育水準及び質に関する評価を5年に一度受けることが義務付けられている。カセサート大学ではその規定に則り、学内に教育品質保証部（Educational Quality Assurance Section）を設け、大学院では試験、論文及びカリキュラムの担当に分かれて教育の質の確保に努めている。また、外部機関である上述の全国教育水準・質評価局による評価は、2001年から5年ごとに実施されており、2011年から2015年までの第3期評価期間に実施された最新の評価（3要素18指標）に

において、カセサート大学は全国教育水準・質評価局が公認した教育水準であることが、2013年12月に評価され、2014年3月に発表されている。

17. 知的財産権の扱い

知的財産権については次のように取り決めることとする。

両大学は本専攻が実施する教育プログラムが、様々な種類の知的財産及び技術移転に発展する可能性があることを認識する。両大学は、本専攻の教育プログラムの実施に伴い、知的財産及び技術移転が生じる場合は、個別に所有権、保護、商業化、活用、発表及び守秘義務を含む知的財産と技術移転の取扱いについて、公平になるよう誠意を持って別途協議の上、諸条件を取り決めた契約書を締結するものとする。

18. 協議及び協定について

本学とカセサート大学との協議体制については、協定書に定めるJDP運営協議会を設置することとしている。構成員は、以下のとおりとし、連携外国大学との実質的な協議ができる体制とする。

- (1) 山口大学農学部長及び国際連携専攻長並びにカセサート大学の研究科長、研究科長アドバイザー、理学部長及び農学部長
- (2) 山口大学大学院創成科学研究科農学系専攻から選出された教員2名並びにカセサート大学理学部又は農学部から選出された教員2名
- (3) その他委員会が必要と認めた者

本協議会は、本学又はカセサート大学において共同開設科目を実施する時期に合わせ、年1回以上開催することとする。本協議会における主な協議事項は、教育課程の編成に関する事項、教育組織の編成に関する事項、入学者の選抜及び学位の授与に関する事項、学生の在籍管理及び安全に関する事項、学生の奨学及び厚生補導に関する事項、教育研究活動等の状況の評価に関する事項である。これ以外にも、必要に応じてTV会議やE-mailなどを活用して、指導教員間で連絡を取り、指導内容や履修状況を確認し、課題等について対処する。

不測の事態が生じた場合の対応のため、本学及びカセサート大学の教員及び担当事務職員の緊急連絡網をあらかじめ整備する。本専攻の学生がタイへ渡航する際には、海外旅行保険への加入を義務化し、事故や病気などに対応することとする。

協定書の締結者は、本学側は学校教育法及び国立大学法人法の規定に基づき、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する本学学長とし、カセサート大学側も学長とする。協定書の締結者が、両大学を代表する学長であることから、責任ある管理運営体制が構築されることは明確である。

資料目次

資料 1	学位記様式.....	46
資料 2	カセサート大学大学院規則	48
資料 3	両大学の学年暦・履修モデル.....	71
資料 4	国立大学法人山口大学研究者倫理綱領.....	75
資料 5	国立大学法人山口大学における研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置 等に関する規則	76
資料 6	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン	82
資料 7	農学部と JD プログラムにおける教育課程関係図.....	95
資料 8	カンペンセンキャンパス図.....	96



山口大学およびカセサート大学協議会 は
 มหาวิทยาลัยยามากุจิ และ สภามหาวิทยาลัยเกษตรศาสตร์
 YAMAGUCHI UNIVERSITY and KASETSART UNIVERSITY COUNCIL



以下の学位を
 ประสาทปริญญา
 confer the degree

修士(農学)
 วิทยาศาสตร์มหาบัณฑิต (วิทยาศาสตร์เกษตร)
 Master of Science in Agricultural Sciences

以下の者に授与する
 แก่
 upon

ソムワン ขันตยานูนวงศ์
 นายสมหวัง ขันตยานูนวงศ์
 Mr. Somwang Khantayanuwong

上記の者は山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻において所定の単位を修得し
 学位論文の審査及び最終試験に合格したのでxxxx年xx月xx日付けで単一の共同学位として
 修士(農学)の学位を授与する

ผู้สอบไล่ได้ตามหลักสูตรร่วมระหว่างมหาวิทยาลัยยามากุจิและมหาวิทยาลัยเกษตรศาสตร์
 มีเกียรติและสิทธิแห่งปริญญาannทุกประการ
 ณ วันที่ xx เดือน xxxx พุทธศักราช xxxx

who has completed all the requirements of the joint curriculum between
 Yamaguchi University and Kasetsart University
 with all the rights and privileges thereto pertaining
 given on this xxxx day of xxxx in the year two thousand and xxxx

山口大学
 มหาวิทยาลัยยามากุจิ
 Yamaguchi University

カセサート大学
 มหาวิทยาลัยเกษตรศาสตร์
 Kasetsart University

学長
 อธิการบดี
 President

学位記番号
 ใบประกาศเลขที่
 Ref. No.

協議会議長
 นายกสภา
 Chairman of the council

学長
 อธิการบดี
 President

研究科長
 คณบดี
 Dean

เอกสาร 1



山口大学およびカセサート大学協議会 は
 มหาวิทยาลัยยามากุจิ และ สภามหาวิทยาลัยเกษตรศาสตร์
 YAMAGUCHI UNIVERSITY and KASETSART UNIVERSITY COUNCIL



以下の学位を
 ประสาทปริญญา
 confer the degree

修士(生命科学)
 วิทยาศาสตร์มหาบัณฑิต (วิทยาศาสตร์เพื่อชีวิต)
 Master of Science in Life Sciences

以下の者に授与する
 แก่
 upon

ソムワン ขันตยานูนวงศ์
 นายสมหวัง ขันตยานูนวงศ์
 Mr. Somwang Khantayanuwong

上記の者は山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻において所定の単位を修得し
 学位論文の審査及び最終試験に合格したのでxxxx年xx月xx日付けで単一の共同学位として
 修士(生命科学)の学位を授与する
 ผู้สอบไล่ได้ตามหลักสูตรร่วมระหว่างมหาวิทยาลัยยามากุจิและมหาวิทยาลัยเกษตรศาสตร์
 มีเกียรติและสิทธิแห่งปริญญาในทุกประการ
 ณ วันที่ xx เดือน xxxx พุทธศักราช xxxx
 who has completed all the requirements of the joint curriculum between
 Yamaguchi University and Kasetsart University
 with all the rights and privileges thereto pertaining
 given on this xxxx day of xxxx in the year two thousand and xxxx

山口大学
 มหาวิทยาลัยยามากุจิ
 Yamaguchi University

カセサート大学
 มหาวิทยาลัยเกษตรศาสตร์
 Kasetsart University

学長
 อธิการบดี
 President

学位記番号
 ใบประกาศเลขที่
 Ref. No.

協議会議長
 นายกสภา
 Chairman of the council

学長
 อธิการบดี
 President

研究科長
 คณบดี
 Dean

***Kasetsart University Regulations on
Graduate Studies of The Graduate School, Kasetsart University,
B.E. 2559 (2016)***

For effective implementation of the graduate study, it is appropriate to announce the Kasetsart University regulations on graduate studies of The Graduate School, Kasetsart University, in order to be consistent with the Announcement of the Ministry of Education on Standard Criteria on Graduate Studies B.E. 2558 (2015), as well as to be an autonomous university.

As empowered by virtue of Article 22(2) of the Kasetsart University Act of B.E. 2558 (2015), and the resolution of Kasetsart University Council meeting number 10/2559 on Monday 14 November, B.E. 2559 (2016), Kasetsart University has enacted the regulations as follows:

Item 1 These regulations are referred to as “Kasetsart University Regulations on Graduate Studies of The Graduate School, Kasetsart University, B.E. 2559 (2016)”.

Item 2 These regulations shall apply from the first semester of academic year B.E. 2559 (2016) onwards.

Item 3 These Regulations shall supersede:

3.1 The Announcement of Kasetsart University Council on Academic Regulations for Graduate Studies, Kasetsart University, B.E. 2556 (2013) issued on 29 May B.E. 2556 (2013).

3.2 The Announcement of Kasetsart University Council on Academic Regulations for Graduate Studies, Kasetsart University, (No. 2) B.E. 2558 (2015) issued on 7 April B.E. 2558 (2015).

Item 4 In these regulations:

“University Council” means the Kasetsart University Council

“University” means Kasetsart University

“The Graduate School” means The Graduate School, Kasetsart University

“President” means the President of Kasetsart University

“Dean of The Graduate School” means the Dean of The Graduate School, Kasetsart University

“Students” mean graduate students of Kasetsart University

“Academic Affairs Board” means Academic Affairs Board of Kasetsart University

Item 5 The President shall monitor these regulations as follows:

For any announcements or directives that are not contained in these regulations, or not specified in these regulations, the President, with approval from the Academic Affairs Board, has the authority to issue regulations, specify methods, and command as it is appropriate. The pertinent regulation, method and command shall not contradict the current announcement of the Ministry of Education on “Standard Criteria on Graduate Studies B.E. 2558 (2015)”.

In any cases that cannot be resolved according to these regulations, a petition to the President, with approval from the Academic Affairs Board is required, for consideration upon each case.

Chapter 1

Admission of Students

Item 6 Qualifications of Candidates

6.1 Graduate diploma program

Candidates must hold a bachelor's degree, or be studying in the last year of a bachelor's degree or equivalent.

6.2 Master's degree program

Candidates must hold a bachelor's degree, or be studying in the last year of a bachelor's degree or equivalent. Candidates must have an English examination result as required by the university.

6.3 Higher graduate diploma program

Candidates must hold a master's degree or equivalent, or be studying in the last year of a graduate diploma program or a 6-year bachelor's degree program.

6.4 Doctoral degree program

Candidates must hold a bachelor's degree, or be studying in the last year of a bachelor's degree or equivalent with an outstanding study record; or a master's degree or equivalent. Candidates must have an English examination result as required by the university.

6.5 Candidates must meet additional requirements as specified by the program being applied for.

6.6 Candidates must not:

6.6.1 Have severely damaged behavior

6.6.2 Have any mental health issues

6.6.3 Have a lethal contagious disease

6.6.4 Have been expelled from an academic institution due to committing a disciplinary offence

Admission, application form, and relevant application documents are subject to The Graduate School Announcement in each semester.

Item 7 Admission Consideration

7.1 The Dean of The Graduate School appoints the Graduate Studies Admission Committee. Departments or graduate programs present committee member names consisting of at least 3 permanent lecturers, and 2 out of the 3 committee member must be a Program Coordinator.

7.2 The main responsibility of the Graduate Studies Admission Committee is to choose qualified candidates at the discretion of the committee. The consideration for admission depends upon the consent of the head of department, or the graduate program committee chairperson, and the Dean of The Graduate School.

Item 8 Students' Status

8.1 The status of graduate students is to be defined as either regular student or trial student:

8.1.1 Regular students are registrants who have been accepted to be a student without a trial period of enrollment.

8.1.2 Trial students are registrants who have complete qualifications and have already been accepted to be a student. In the first semester, trial students are required to register at least 9 credits of GA (Graduate Credit) subjects and must pass all the subjects enrolled with a Grade Point Average (GPA) of 3.00 in order that they can change their status from a trial student to a regular student. In case of non-attainment of the required GPA, expulsion of the student from The Graduate School is mandatory.

Item 9 Students Admission

9.1 Admitted students must be graduates and can enroll in only one field of study/program. Simultaneous registration of more than one field of study/program is prohibited.

9.2 Admitted students must pay tuition fee and report to The Graduate School within the deadlines specified by The Graduate School Announcement. Failure to adhere to deadlines may void the admission. The Graduate School will not return tuition fee to admitted students in all circumstances

Chapter 2 Registration

Item 10 Registration

Students are required to register on the date and time as specified by the university.

10.1 Registration must not be over 15 credits in a regular semester and must not be for over 7 credits in a summer semester. Additionally, registration in the first semester must not be less than 9 credits.

In case that students require to register differently from the regulations, students must receive consent from their main thesis advisor, or main independent study advisor; together with consent from their head of department, or from the graduate program committee chairperson; and the Dean of The Graduate School.

10.2 Any late registration must be completed within 2 weeks counting from the beginning of the regular semester. For the summer semester, the period for any later registrations must comply with the university regulations. To register after the registration periods, students are required to receive consent from their main thesis advisor, or main independent study advisor; together with consent from their head of department, or from the graduate program committee chairperson; and the Dean of The Graduate School.

10.3 Failure by students to register within 2 weeks counting from the beginning of the regular semester will result in the termination of the students' status as specified in 32 (8).

10.4 Students must check their student status every time prior to registration. If students are found to have already registered or paid their tuition fee without the registration right, that registration will be void, and students will not be refunded the paid tuition fee in all circumstances.

Item 11 Adding, Dropping, and Withdrawal from Courses

11.1 Requests for adding, dropping, or changing a course or a group must be made within 2 weeks counting from the beginning of a regular semester. Adding, dropping, or changing a course or a group in the summer semester must comply with the university regulations.

11.2 The withdrawal from some courses after a period of 60 days counting from the beginning of a regular semester, or after the timeframe specified in academic calendars of each semester, must receive consent from the student's main thesis advisor, or main independent study advisor. The withdrawal must be completed at least 7 days before the final examination of that semester as

specified in the academic calendar.

Item 12 Registration for Maintenance of Student Status

12.1 Students who complete course work specified in the course structure and complete all conditional courses required for admission, but do not graduate, are required to register to maintain their student status for each particular semester as follows:

(1) Students who do not take the final oral examination are subject to paying tuition fees and faculty fee.

(2) Students who pass the final oral examination are subject to paying tuition fees.

12.2 Students, who do not complete course work specified in the course structure and do not complete all conditional courses required for admission, and request a leave of absence, are subject to paying tuition fees and faculty fee in the semester of the leave of absence, together with having to register to maintain their student status.

12.3 Students who wish to graduate in a summer semester are subject to paying tuition fees for the summer semester.

12.4 Students who wish to register to maintain their student status are subject to paying maintaining student status fee and must register "Maintaining Student Status" within two weeks counting from the first day of semester. Otherwise, their student status is to be terminated as specified in item 32 (8).

Item 13 Cross-University Registration

13.1 Students can petition to register for a course at other universities/institutes when they receive approval from their main thesis advisor or main independent study advisor; together with approval from their head of department, or from the graduate program committee chairperson; and the Dean of The Graduate School with the following conditions.

(1) A course, which is required by a curriculum, is not available in that semester and academic year.

(2) A course that is beneficial to their studies or thesis or independent study conduction.

13.2 A grade obtained from a cross-university course is not calculated as a grade point average.

13.3 Students are subject to be responsible for the registration fee from cross-university registration at the rate determined by that university/institute.

Deadlines, methods, fee payments, and registrations depend upon details specified by The Graduate School in each semester.

Item 14 Tuition Fees

14.1 The tuition fee rates are applicable as announced in the Kasetsart University Announcement by the approval of the Board of University meeting. Any such rates are subject to change without prior notice.

14.2 Students are required to pay tuition fees according to methods, processes, and dates determined by the university. Delay of tuition fee payment is subject to the authority of the President and cannot be delayed longer than 1 semester.

14.3 The waiving of all kinds of tutor fees is subject to the authority of the President by means of university announcement for each kind of fee waived.

14.4 The tuition fees are not refundable in all circumstances, unless the Dean of The Graduate School, with the approval from the Board of The Graduate School, presents to the President to refund tuition fees upon case by case basis.

Chapter 3 Graduate Lecturers

Item 15 Graduate lecturers can be classified as follows:

15.1 The term “Permanent Lecturer” denotes people who have academic positions as lecturer, Assistant Professor, Associate Professor, or Professor in the University. The duties of such individuals are in line with higher education missions, working fulltime.

15.2 The term “Program Lecturer” denotes any Permanent Lecturer who has exact or related qualifications to the program. The duties of such individuals consist of teaching and conducting research in the teaching program. Additionally, lecturers can be “Program Lecturers” in other programs at the same time, lest those lecturers have exact or related qualifications to the other programs.

15.3 The term “Program Coordinator” denotes a Program Lecturer who is appointed to administration and development of the program, including teaching, planning, quality control, program development, and program evaluation. A lecturer assigned as a Program Coordinator must be in that program throughout the program period. Lecturers cannot be a Program Coordinator in more than one program at the same time, lest a Program Coordinator in an interdisciplinary program can be a Program Coordinator in another program. The Program Coordinates of one program can not be in another program more than 2 persons. The Senior Expert cannot be appointed as Program Coordinator.

15.4 The term “Lecturer” denotes a Permanent Lecturer or a Special Lecturer appointed to teach in a particular subject, or diverse topics related to a single subject of study.

15.5 The term “Advisor” denotes Permanent or Special Lecturers appointed to be accountable for the erudition of the conduct of the thesis, or independent study of each student, for example: approval of thesis proposal; provision of suggestions and control; research progress evaluation; and thesis or independent study examinations.

15.6 The term “External Expert” denotes any individual who is not employed as a Permanent Lecturer of Kasetsart University.

15.7 The term “Senior Expert” denotes any individual appointed by Kasetsart University as a Program Lecturer with an explicit function for a particular program during a specified period.

15.8 The term “Special Lecturer” denotes any lecturers who are not a Permanent Lecturer.

15.9 The term “Graduate Special Lecturer” denotes a Special Lecturer or expert appointed by the Dean of The Graduate School, responsible for the erudition of the conduct of the thesis, or independent study of each student.

Item 16 Required number of lecturers and their qualifications

16.1 Graduate Diploma

16.1.1 Program Lecturers must hold at least a master's degree or equivalent and have academic work which is not work written for graduation. In the last 5 years, at least 3 pieces of work must have been disseminated according to the rule for academic position classification. In addition, at least one of the publications must be published in a national or international journal, or in proceedings from an academic conference.

Regarding Graduate diplomas for profession, the qualifications of Program Lecturers

must conform to standards of the particular profession or career.

16.1.2 At least 5 of Program Coordinators must hold a doctoral degree or equivalent, or hold at least a master's degree or equivalent with academic title of not less than Associate Professor and have academic work which is not work written for graduation. In the last 5 years, 3 pieces of work must have been disseminated according to the rule for academic position classification. In addition, at least one of the publications must be published in a national or international journal, or in proceedings from an academic conference.

In case that the number of Program Coordinators does not match with the required number as specified in 16.1.2, or have the number of students less than 10, the University must present the current number and qualifications of Program Coordinators to the Higher Education Commission on a case by case basis.

16.1.3 Lecturers must be Permanent Lecturers or special lecturers holding at least a master's degree or equivalent in the field of study or a related field with teaching skills and experience in the conduct of research which is not part of studies conducted in order to complete their degree. In the last 5 years, 3 pieces of work must have been disseminated according to the rule for academic position classification.

The master's degree qualification of a Special Lecturer can be exempt, if a Special Lecturer has a minimum of a bachelor's degree or equivalent, together with at least 6 years of work experience in teaching. Special Lecturers must have teaching hours totaling not more than 50% of a particular course, and must be under the supervision of a permanent lecturer in that course.

For graduate diplomas for profession, the qualifications of lecturers must conform to standards of the particular profession or career.

16.2 Master's Degree

16.2.1 Program Lecturers must hold at least a master's degree or equivalent and have academic work which is not work written for graduation. In the last 5 years, 3 pieces of work must have been disseminated according to the rule for academic position classification. In addition, at least one of the publications must be published in a national or international journal. Program Lecturers teaching in Plan A: A2 and Plan B can use proceedings from an academic conference.

16.2.2 The minimum number of Program Coordinator is to be three (3). Program Coordinators must hold a doctoral degree or equivalent, or hold at least a master's degree or equivalent with academic title of not less than Associate Professor and have academic work which is not work written for graduation. In the last 5 years, at least 3 pieces of work must have been disseminated according to the rule for academic position classification. In addition, at least one of the publications must be published in a national or international journal. Program Coordinators teaching in Plan A: A2 and Plan B can use proceedings from an academic conference.

In case that the number of Program Coordinators does not match with the required number as specified in 16.1.2, or have the number of students less than 10, the University must present the current number and qualifications of Program Coordinators to the Higher Education Commission on a case by case basis.

16.2.3 Thesis advisors and independent study advisors can be divided into two groups:

(1) Thesis advisors and independent study advisors must be a Program Lecturer holding a doctoral degree or equivalent, or holding at least a master's degree or equivalent with academic title of not less than Associate Professor and have academic work which is not work written for graduation. In the last 5 years, at least 3 pieces of work must have been disseminated according to the rule for academic position classification. In addition, at least one of the publications must be published in a national or international journal. Thesis advisors and independent study advisors in Plan A: A2 and Plan B can use proceedings from an academic conference.

(2) Thesis co-advisors must be a Permanent Lecturer holding the same educational qualifications and academic work as those of a Thesis advisor.

For a Thesis co-advisor who is an External Expert or a graduate Special Lecturer, he/she must hold a doctoral degree or equivalent, and have at least 10 academic works

published in acceptable journals listed in a national database, or at least 5 academic works published in acceptable journals listed in an international database, which exactly match with, or relates to the thesis or independent study.

If External Experts do not have adequate academic qualifications or the number of academic works that match with the requirement, External Experts must have expertise or high experience and must be acceptable in the field, or in the related field of the thesis or independent study conducted. The approval of the external expert's qualifications is upon the decision of the University Council and the University must inform the Higher Education Commission of the approval result.

16.2.4 Examiner

16.2.4.1 Thesis examiner committee must consist of Program Lecturer and External Expert totally not less than 3 people. An examination chairperson must not be thesis advisor or thesis co-advisor. The qualifications of thesis examiners are as follows:

(1) Program Lecturers must hold a doctoral degree or equivalent, or hold at least a master's degree or equivalent with academic title of not less than Associate Professor and have academic work which is not work written for graduation. In the last 5 years, at least 3 pieces of work must have been disseminated according to the rule for academic position classification. In addition, at least one of the publications must be published in a national or international journal. Program Lecturers working as thesis examiners in Plan A: A2 and Plan B can use proceedings from an academic conference.

(2) External Experts must hold a doctoral degree or equivalent and have at least 10 pieces of academic works published in acceptable journals listed in a national database, or at least 5 academic works published in acceptable journals listed in an international database, which exactly match with, or relates to the thesis or independent study.

If External Experts do not have adequate academic qualifications or the number of academic works that match with the requirement, External Experts must have expertise or high experience and must be acceptable in the field, or in the related field of thesis or independent study conducted. The approval on an External Expert's qualifications is upon the decision of the University Council and the University must inform the Higher Education Commission of the approval result.

16.2.4.2 Independent study examiners must have the same qualifications and the number of academic work requirements as those of thesis examiners.

16.2.5 Lecturers must be Permanent Lecturers or special lecturers holding at least a master's degree or equivalent in the field of study or a related field with teaching skills and experience in the conduct of research which is not part of studies conducted in order to complete their degree. In the last 5 years, at least one piece of work must have been disseminated according to the rule for academic position classification.

Special Lecturers must have teaching hours totaling not more than 50% of a particular course, and must be under the supervision of a permanent lecturer in that course.

16.3 Higher Graduate Diploma

16.3.1 Program Lecturers must hold a doctoral degree or equivalent, or hold at least a master's degree or equivalent with academic title of not less than Associate Professor and have academic work which is not work written for graduation. In the last 5 years, 3 pieces of work must have been disseminated according to the rule for academic position classification. In addition, at least one of the publications must be published in a national or international journal, or in proceedings from an academic conference.

Regarding higher graduate diplomas for profession, the qualifications of Program Lecturers must conform to standards of the particular profession or career.

16.3.2 The minimum number of Program Coordinator is to be five (5). Program Coordinators must hold a doctoral degree or equivalent, or hold at least a master's degree or equivalent with academic title of not less than Professor and have academic work which is not work

written for graduation. In the last 5 years, 3 pieces of work must have been disseminated according to the rule for academic position classification. In addition, at least one of the publications must be published in a national or international journal, or in proceedings from an academic conference.

In case that the number of Program Coordinators does not match with the required number as specified in 16.3.2, or have the number of students less than 10, the University must present the current number and qualifications of Program Coordinators to the Higher Education Commission on a case by case basis.

16.3.3 Lecturers must be Permanent Lecturers or Special Lecturers holding a doctoral degree or equivalent, or holding at least a master's degree or equivalent with academic title of not less than Associate Professor in the field of study or a related field with teaching skills, and experience in the conduct of research which is not part of studies conducted in order to complete their degree. In the last 5 years, at least one piece of work must have been disseminated according to the rule for academic position classification.

The doctoral degree qualification of a Special Lecturer can be exempt, if a Special Lecturer has at least a master's degree or equivalent together with at least 5 years of teaching experience. Special Lecturers must have teaching hours totaling not more than 50% of a particular course, and must be under the supervision of a Permanent Lecturer in that course.

Regarding higher graduate diplomas for profession, the qualifications of Special Lecturers must conform to standards of the particular profession or career.

16.4 Doctoral Degree

16.4.1 Program Lecturers must hold a doctoral degree or equivalent, or hold at least a master's degree or equivalent with academic title of not less than Associate Professor. Their academic works must not be a part of studies conducted in order to complete their degree. In the last 5 years, at least 3 pieces of work must have been disseminated according to the rule for academic position classification. In addition, at least one of the publications must be published in national or international journal.

16.4.2 The minimum number of Program Coordinator is to be three (3). Program Coordinators must hold a doctoral degree or equivalent, or hold at least a master's degree or equivalent with academic title of not less than Professor. Their academic works must not be a part of studies conducted in order to complete their degree. In the last 5 years, 3 pieces of work must have been disseminated according to the rule for academic position classification. In addition, at least one of the publications must be published in national or international journal.

In case that the number of Program Coordinator does not match with the required number as specified in 16.4.2, or have the number of students less than 10, the University must present the current number and qualifications of Program Coordinators to the Higher Education Commission on a case by case basis.

16.4.3 Thesis advisor can be divided into two groups:

(1) Thesis advisor must be a Program Lecturer holding a doctoral degree or equivalent, or holding at least a master's degree or equivalent with academic title of not less than Associate Professor. His/her academic works must not be part of studies conducted in order to complete his/her degree. In the last 5 years, at least 3 pieces of work must have been disseminated according to the rule for academic position classification. In addition, at least one of the publications must be published in national or international journal.

(2) Thesis co-advisor (if any) must have following qualifications:

Thesis co-advisor appointed from a Permanent Lecturer must have degree and research work qualifications the same as a thesis advisor.

Thesis co-advisor appointed from an External Expert or a Special Lecturer must hold a doctoral degree or equivalent and have 5 academic works which was published in international journals presented in acceptable databases. In addition, the academic work must be

related to a student's thesis title.

For thesis co-advisor appointed from an External Expert who do not have adequate degree and publication qualifications that match with the requirement, that External Expert must be the person who has high expertise and experience that must be acceptable in the field or the related field of thesis conducted. The approval on a thesis co-advisor appointed from an External Expert is upon the decision of the University Council and then the University Council informs the approval result to the Higher Education Commission.

16.4.4 Thesis examiner committee must consist of Program Lecturers and External Expert consisting of totally not less than 5 people.

The chairperson of a thesis examiner committee must be an External Expert. The qualifications of thesis examiners are as follow:

(1) In case of Program Lecturers, they must hold a doctoral degree or equivalent, or hold at least a master's degree or equivalent with academic title of not less than Associate Professor and have academic work which is not work written for graduation. In the last 5 years, at least 3 pieces of work must have been disseminated according to the rule for academic position classification. In addition, at least one of the publications must be published in national or international journal.

(2) In case of External Experts, they must hold a doctoral degree or equivalent and have at least 5 academic work published in acceptable journals listed in an international database which exactly match with, or relates to thesis or independent study.

If an External Expert does not have adequate degree and publication qualifications that match with the requirement, that External Expert must be a person who has high expertise and experience that must be acceptable in the field or the related field of thesis conducted. The approval on a thesis co-advisor appointed from an External Expert is upon the decision of the University Council and then the University informs the approval result to the Higher Education Commission.

16.4.5 Lecturers must be Permanent Lecturers or Special Lecturers holding a doctoral degree or equivalent or holding at least a master's degree or equivalent with academic title of not less than Associate Professor in the field or a related field of study. They must have teaching experience and have the academic works that are not part of studies conducted in order to complete their degree. In the last 5 years, at least one piece of work must have been disseminated according to the rule for academic position classification.

In case of teaching in the subject outside in the curriculum, people holding a master's degree or equivalent with academic title of less than Associate Professor can be assigned as lecturers.

Special Lecturers must have teaching hours for not more than 50% of a particular course under the supervision of a Permanent Lecturer in that course.

Item 17 Student's Advisory Committee

Students are required to appoint their advisory committee with approval from the committee members; head of department, or graduate program committee chairperson; and then receive approval from the Dean of The Graduate School. The advisory committee appointment must be completed by the end of the fourth semester counting from the beginning of the student's study.

If the student does not yet have an advisory committee, the head of department, or the graduate program committee chairperson, or lecturers in the department/program whose names are presented in the graduate lecturer list and who have received approval from the graduate program committee chairperson can work as a thesis advisor.

Item 18 Responsibilities of Thesis and Independent Study Advisors

18.1 One Program Lecturer can work as a main thesis advisor of master's and doctoral degree students from the following criteria:

If Program Lecturers have a doctoral degree or equivalent and have academic work as specified in the criteria, that Program Lecturer can be a thesis advisor for master's and doctoral degree students, but totaling not more than 5 students in a semester.

If Program Lecturers have a doctoral degree or equivalent and have academic title of not less than Assistant Professor, or have a master's degree or equivalent with academic title of not less than Associate Professor and have academic work as specified in the criteria of thesis and independent study advisors, that program lecturer can be a thesis advisor for master's and doctoral degree students but totaling not more than 10 students in a semester. If program lecturers have a doctoral degree or equivalent and have academic title of Professor, wish to take care of more than the specified number of students, that program lecturer is required to submit a request to the University Council for approval. In case that program lecturers wish to take care of more than 15 students in a semester, Program Lecturers are required to request for permission from the Higher Education Commission.

18.2 One Program Lecturer can work as an independent study advisor of not more than 15 master's degree students in a semester.

In case that Program Lecturers work as both thesis and independent advisors, the proportion of student must be calculated, that is, 1 student conducting thesis is equal to 3 students conducting independent study. However, the total number of students must not be over 15 students in a semester.

18.3 Program Coordinators must be responsible for thesis advisors, or thesis examiners, or lecturers in that particular program.

Chapter 4 Academic System

Item 19 Academic System

19.1 One Academic year can be divided into 2 regular semesters: the first semester and the second semester. Additionally, a summer semester may take place after the second semester. One regular semester usually has a minimum duration of 15 weeks. The summer semester duration is approximately 6 weeks. The number of class periods and credits in the summer semester are proportionally equal to those of the regular semesters.

19.2 Credit calculation

One credit equals 1 weekly hour of lectures and/or a discussion class, or 2 to 3 hours weekly of laboratory class per semester.

19.2.1 Study course: minimum of 15 hours in lectures and/or discussion class per regular semester is equal to 1 credit in the bi-semester system.

19.2.2 Practice course: minimum of 30 hours of practice and/or in laboratory per regular semester is equal to 1 credit in the bi-semester system.

19.2.3 Internship or field practice: minimum of 45 hours per regular semester is equal to 1 credit in the bi-semester system.

19.2.4 Other assigned projects or activities: minimum of 45 hours per regular semester is equal to 1 credit in the bi-semester system.

19.2.5 Independent study: minimum of 45 hours per regular semester is equal to 1 credit in the bi-semester system.

19.2.6 Thesis: minimum of 45 hours per regular semester is equal to 1 credit in the bi-semester system.

19.3 Students must have attendance time of no less than 80% of the total course time in order

to sit for final examination, except students who receive approval from the owner of the class.

19.4 Students absent, unless exempt, in excess of 20 percent of classes of a particular subject, as counted from the beginning of a semester, are not eligible to partake in the final examination, and are consequently deemed to have failed such a subject.

Item 20 Program Structure

20.1 The graduate diploma program structure and the higher graduate diploma program structure consist of a minimum of 24 accumulated credits.

20.2 The master's degree structure consists of a minimum of 36 accumulated credits. The Master's Degree structure is classified into 2 plans:

Plan A is a research oriented program which is characterized by two subcategories:

- Plan A1 consists of a minimum of 36 credits for the thesis. The departments or the programs may require additional audited class participation or involvement in further academic activities which are subject to attainment of achievements as determined by The Graduate School.

- Plan A2 consists of a minimum of 12 credits for the thesis and an additional minimum of 12 credits for course work.

Plan B is a course work oriented program. Students are required to conduct independent studies for a minimum of 3 credits but not in excess of 6 credits to substitute for a thesis.

20.3 Doctoral degrees are classified into 2 plans: research for academic staff development, and research for advanced professional development as follows:

Plan 1 is a research oriented program with the objective of an innovative thesis. Departments may require additional audited class participation or involvement in further non-credit academic activities, but they are subject to attainment of the achievement as determined by The Graduate School. This plan is characterized by two formats as follows:

Plan 1.1 is designed for students with a master's degree. This plan consists of a curriculum with a minimum of 48 credits for the thesis.

Plan 1.2 is designed for students with a bachelor's degree. This plan consists of a curriculum with a minimum of 72 credits for the thesis.

The theses conducted in both Plan 1.1 and Plan 1.2 need to attain equivalent levels of standard and quality.

Plan 2 is a research oriented program with the objective of a high quality thesis as well as academic advancement and the development of occupational skills, and may require additional study participation. This plan is characterized by two formats as follows:

Plan 2.1 is designed for students with a master's degree. This plan consists of a minimum of 36 credits for the thesis, and minimum 12 credits for the course work.

Plan 2.2 is designed for students with a bachelor's degree. This plan consists of a minimum of 48 credits for the thesis, and minimum 24 credits for the course work.

The theses conducted in both Plan 2.1 and Plan 2.2 need to attain equivalent levels of standard and quality.

20.4 Any programs that have different structures from item no. 20.1, 20.2, and 20.3 are required to ask for approval from The Graduate School, and submit a request to the University together with the Office of the Higher Education Commission upon a case by case basis.

Item 21 Study Periods

21.1 The maximum permissible period for the completion of the graduate diploma program and the higher graduate diploma program cannot exceed 3 academic years.

21.2 The maximum permissible period for the completion of a master's degree does not exceed 5 academic years.

21.3 Doctoral degree:

(1) The maximum permissible period for the completion of a doctoral degree does not exceed 8 academic years for candidates with a bachelor's degree.

(2) The maximum permissible period for the completion of a doctoral degree does not exceed 6 academic years for candidates with a master's degree.

Students are to register for doctoral degrees for duration of not less than 4 regular semesters, and students are to study for not less than 3 regular semesters at the University.

If students fail to comply with the permissible period, their student status is terminated as specified in item 32 (9).

21.4 Students with a requirement to change their major field of study are subject to adherence to the new curriculum within the timeframe as specified in items 21.1, 21.2 and 21.3. The study period consists of the preceding study period, and the new study period.

Item 22 Assessment levels

22.1 Assessment levels are as follows:

<u>Grade</u>	<u>Denotation</u>	<u>Point</u>
A	Excellent	4.0
B+	Very Good	3.5
B	Good	3.0
C+	Fairly Good	2.5
C	Fair	2.0
D+	Poor	1.5
D	Very Poor	1.0
F	Fail	0
I	Incomplete	-
S	Satisfactory	-
U	Unsatisfactory	-
P	Passed	-
N	Grade Not Reported	-

The I grade level is used only when students do not complete partial work or assignments, but they have satisfied class assessment result throughout semester.

The S and U grade levels are used in audit subjects as well as in independent study, and in thesis that students register as credit subjects.

The P grade level is used in subjects for which grades are not included in Grade Point Average calculations, non-credit apprentice classes, or subjects transferred from cross-university registrations.

The N grade level is used when class assessments are not reported.

22.2 The change of I and N grades must be completed within 30 days after the last day of grade submission in that semester. A late change of grade must receive consent from the class owner, together with consent from the dean of the owner of the class. The late change must not occur later than the end of the subsequent semester, otherwise the student's grade is to be changed to F grade or U grade.

22.3 The grade can be corrected for necessary reason. The correction must done together with pertinent documents, and must receive consent from owner of the class, consent from the faculty board of the owner of the class, as well as approval from the vice president in charge of academic affairs.

22.4 Pass-fail Grades

22.4.1 Graduate diploma program students, higher graduate diploma program students, and master's degree students with an F grade for any undergraduate subjects, or a grade of less than C

for any graduate subjects, are counted as below the required standard and must re-enroll in the course.

22.4.2 Doctoral degree students with a grade in any graduate credit subjects of less than C are counted as below the required standard and must re-enroll in the course.

22.5 Grade Point Average (GPA) Calculation

22.5.1 The assessments of all registered courses -- both pass and fail grades -- are subject to inclusion in a grade point average (GPA). Undergraduate subjects are to be calculated separately.

The grades obtained from subjects or groups of subjects transferred from other campuses of Kasetsart University are to be included in the grade point average (GPA).

The grades obtained from subjects or groups of subjects transferred from other universities are not to be included in the grade point average (GPA).

22.5.2 Unsuccessful students of an undergraduate subject wishing to re-enroll in the course, but with a GPA still less than 2.50 points, are permitted to either register for the same course, or register for another undergraduate subject so as to elevate their GPAs, with the consent of their advisor, head of department, or the graduate program committee chairperson, and must receive approval from the Dean of The Graduate School.

22.5.3 Graduate subject with B grades and above cannot be re-enrolled for the purpose of the elevation of students' GPA.

22.5.4 Students enrolled in graduate diploma programs, higher graduate diploma programs, master's degree programs, or doctoral degree programs are to acquire a GPA of not less than 3.00 points from 4.00 points or equivalent in order to qualify for a successful graduation.

A GPA for undergraduate subjects as requested for fundamental graduate studies is to be not less than 2.50 points.

22.5.5 The University will suspend students' transcript and degree certificate, if students still have debt obligations regarding the University, even if the University has already announced students' graduation.

Item 23 English Languages Examinations

All master's and doctoral degree students are required to pass the English language examinations set forth by The Graduate School in at least one of the following choices:

23.1 Students sit for an English examination as required by The Graduate School and receive a pass grade.

23.2 The Graduate School permits a transfer of both written and oral examinations for master's and doctoral degree students from KU-EPT, TOEFL, IELTS, or other examinations as required by The Graduate School, together with consent from the Academic Affairs Board.

23.3 Students who cannot pass English examinations as outlined in 23.1 or 23.2 may enroll in an English class as required by The Graduate School and need to pass the pertinent examinations, so as to comply with the pertinent requirements of The Graduate School.

23.4 English examination for doctoral degree students:

Doctoral degree students are required to pass an English language examination so as to complete the doctoral program as follows:

(1) The written examination: Students are able to transfer KU-EPT result as required by The Graduate School or enroll in an English class as required by The Graduate School and receive a pass grade.

(2) The oral examination: This examination is held individually. Students are required to pass the written assessment prior to being eligible for the oral assessment. Applicants for oral English examinations are required to receive consent of their thesis advisor, in addition to approval from the head of department or the graduate program committee chairperson. The examination committee consists of two English experts and one representative appointed by The Graduate School from the student's thesis advisory committee.

23.5 The exemption of English examination is upon the discretion of the Academic Affairs Board.

Item 24 Qualifying Examination for Master's and Doctoral Degree

24.1 Qualifications

(1) Master's Degree

Students in plan A (A1) are required to take the qualifying examination upon completion of 1 semester of the program registration, and the examination must be complete not less than 120 days prior to the final oral examination. The qualifying examination format may be written, oral, or both.

(2) Doctoral Degree

Students in Plan 1.1 and plan 1.2 are required to sit for the qualifying examination upon completion of 1 semester of the program registration, and the examination must be completed not less than 120 days prior to the final oral examination. The examination format may be written, oral, or both.

Students in Plans 2.1 and 2.2 are required to sit for the qualifying examination upon completion of not less than 2/3 of the graduate subjects specified in the course structure (exclusive of thesis credits). The examination is conducted in both written and oral.

24.2 Examination Methods

24.2.1 Written Examination

(1) Master's Degree

Students in Plan A (A1) are required to select the examination relevant to the student's thesis which is conducted with the consent of the main thesis advisor, the head of department; or the graduate program committee chairperson; together with approval from the Dean of The Graduate School. The examination committee of the student's selected field is appointed by the head of department or graduate program committee chairperson of the particular field, and the thesis advisor is to assume the responsibilities of a coordinator.

(2) Doctoral Degree

Students in Plan 1.1 and plan 1.2 are required to select the examination relevant to the student's thesis which is conducted with the consent of the main thesis advisor, the head of department; or the graduate program committee chairperson; together with approval from the Dean of The Graduate School. The examination committee of the student's selected field is appointed by the head of department or graduate program committee chairperson of the particular field, and the thesis advisor is to assume the responsibilities of a coordinator.

Students in Plans 2.1 and 2.2 are required to sit for the examination held by an examination committee appointed by the head of department, or the graduate program committee chairperson of a student's major field; as well as lecturers in the relevant field of study as the examination committee members, together with approval from the Dean of The Graduate School.

24.2.2 Oral Examination

(1) Master's Degree

Students in Plan A (A1) are required to select the examination relevant to the student's thesis which is conducted with the consent of the main thesis advisor, the head of department; or the graduate program committee chairperson; together with approval from the Dean of The Graduate School. The thesis advisor is to assume the responsibilities of the examination chairperson. If members of the thesis advisory committee consist of less than 3 persons, the student's department or program is to propose an additional member to complete the 3 required committee

members.

(2) Doctoral Degree

Students in plans 1.1 and 1.2 are required to select the examination relevant to the student's thesis which is conducted with consent from a main thesis advisor; the head of department, or the graduate program committee chairperson; together with approval from the Dean of The Graduate School. The student's main thesis advisor is to assume the responsibilities of an examination chairperson. If members of the thesis advisory committee consist of less than 3 persons, the student's department or program is to propose an additional member to complete the 3 required committee members.

Students in plans 2.1 and 2.2: The Graduate School will appoint the examination committee of at least 3 persons consisting of a main thesis advisor, thesis co-advisor (if any), and 1 representative of The Graduate School. The student's main thesis advisor is to assume the responsibilities of the examination chairperson. For students who do not have a thesis co-advisor, the students' program or department can admit 1 permanent lecturer as an additional committee member.

24.3 Students unable to attain satisfactory examination results are allowed to sit for a further examination within 90 days of the date of the first examination. Failure of attainment of satisfactory results in a second examination will result in the termination of student status as specified in item 32(6).

24.4 Attainment of satisfactory examination results is based upon the unanimous decision of all examination committee members.

Item 25 Comprehensive Examination for Doctoral Degree

25.1 Qualifications

25.1.1 Students in plan A (A2) may sit for a comprehensive examination upon completion of at least 3/4 of the graduate subjects specified in the course structure (exclusive of the thesis credit). The comprehensive examination is held at the discretion of programs or departments.

25.1.2 Students in plan B are required to sit for the comprehensive examination upon completion of at least 3/4 of the graduate subjects specified in the course structure (exclusive of the independent study credit).

The comprehensive examination format may be written, oral, or both.

25.2 Examination Methods

25.2.1 Written Examination

Students in Plan A (A2) and Plan B are required to sit for the comprehensive examination operated by the committee appointed by the head of department, or the graduate program committee chairperson in the student's major field; together with lecturers from the relevant field of study, who work as committee members, with the approval of the Dean of The Graduate School.

25.2.2. Oral Examination

Students in plan A (A2) and Plan B are required to sit for the comprehensive examination. The Graduate School is to appoint a minimum of 3 committee members including a main independent study advisor, independent study co-advisor (if any), and 1 representative of The Graduate School. The main independent study advisor is to assume the responsibilities of the chairperson of the examination. For students who do not have an independent study co-advisor, the students' program or department can admit 1 permanent lecturer as an additional committee member.

25.3 Students unable to attain satisfactory examination results are allowed to sit for a further examination within 60 days of the date of the first examination. Failure of attainment of satisfactory results in a second examination results in the termination of student status as specified in item 32(6).

25.4 Attainment of satisfactory examination results is based upon the unanimous decision of all examination committee members.

Item 26 Thesis

26.1 Students are required to submit their thesis proposal with the consent of the thesis advisory committee; and the head of department, or the graduate program committee chairperson in the students' major fields of study; in order to ask for an approval from The Graduate School as follows:

26.1.1 Master's degree students: before the end of the 4th regular semester counting from the commencement of studies.

26.1.2 Doctoral degree students: before the end of the 6th regular semester counting from the commencement of studies.

Failure to do so results in the termination of student status as specified in item 32(7).

26.2 Presentation of thesis proposal approval

26.2.1 Master's Degree students are to establish with the appropriate thesis advisor the pertinent details of their thesis proposal. Once consent is attained from the student's advisory committee as well as the head of department, or the graduate program committee chairperson of the students' major fields of study, students may submit 1 proposal to the Dean of The Graduate School. Students' project proposal must be approved at least 90 days prior to taking the final oral examination.

26.2.2 Doctoral Degree students are to establish with the appropriate thesis advisor the pertinent details of their thesis proposal. Once consent is attained from the student's advisory committee as well as the head of department, or the graduate program committee chairperson of the students' major fields of study, students may submit 1 proposal to the Dean of The Graduate School. Student's project proposal must be approved at least 270 days prior to taking the final oral examination.

26.3 Any changes related to the approved thesis proposal can be made by submission of a request of alteration with consent from the student's advisory committee; and the head of department, or the graduate program committee chairperson; to the Dean of The Graduate School. A period of 90 days or 270 days respectively prior to the final oral examination as outlined in item 26.2 commences as from the approval date of thesis proposal.

26.4 The style of the thesis is to abide by the formats and patterns rendered in the current thesis manual of The Graduate School, Kasetsart University.

26.5 Student's thesis must be checked for plagiarism as required by The Graduate School.

Item 27 Final Oral Examination of Thesis Oriented Program

27.1 The Graduate School appoints the final oral examination committee, which is composed of an examination chairperson, an external expert, a thesis or independent study advisor, and a thesis or independent study co-advisor (if any). The minimum academic requirements of committee members are specified in item 16.2.4 for master's degree programs and item 16.4.4 for doctoral degree programs.

27.2 Students are to submit the thesis or independent study to the final oral examination committee at least 7 days prior to the examination.

27.3 The thesis or independent study used in the final oral examination needs to abide by the format suggested by The Graduate School.

27.4 A final oral examination must be held openly and interested people can attend the examination.

27.5 Successful final oral examination is based upon the unanimous consent of the examination committee.

27.6 When students successfully pass the final oral examination, students are required to completely correct and edit their thesis or independent study complying with the suggestions given by the examination committee. Additionally, students are required to submit their thesis and independent study to The Graduate School pertaining to the processes and timeframes announced by The Graduate School at that time. Failure to submit a complete version of a thesis or independent study together with relevant documents within 120 days counted from the final oral examination date, will render the pertinent final oral examination results void.

Item 28 Change of Student's Major Field

28.1 Only in a reasonable case, a change in a major field of study is subject to the consent of the thesis advisor; the heads of departments, or the graduate program committee chairperson of both prior and new fields of study; as well as the approval of the Dean of The Graduate School.

28.2 Regular Students who request a change in a major field of study need to have completed at least 1 semester in their current major field of study. Additionally, the students' Grade Point Average (GPA) is to be not less than 3.00, by means of calculation of all registered subjects from the commencement of the student status. In case of master's degree students in Plan A (A1) or doctoral degree students in Plan 1, students must obtain S grades in all registered subjects. The counting of study period commences from the time of validation of the student's status at Kasetsart University.

Item 29 Transfer of Subjects and Credits

29.1 Any transfer of credits is subject to approval from the thesis advisor; the head of department, or the graduate program committee chairperson; and the Dean of The Graduate School. The criteria for credit transfers are as follows:

(1) Subjects or groups thereof are required to have been taught on a graduate level or equivalent as approved by the Office of the Higher Education Commission, or other governmental legal authorities.

(2) The contents of subjects or groups thereof are to be relevant to at least 3/4 of the transferred subjects or groups thereof; moreover, the subjects or groups thereof to be transferred must have been studied for not more than 5 academic years.

(3) The examination results of subjects or groups thereof are to be not less than grade B or 3.00 points, or equivalent to an S grade.

(4) A transfer of credits of a thesis or independent study cannot be accepted, except for students registered in other universities both in Thailand and in foreign countries under credit transfer collaboration programs.

(5) Transfer of credits in excess of 1/3 of the total number of credits applicable to the program requested is not acceptable.

If students who graduated from a diploma program would like to pursue their study in a master's degree program in the same or relevant field of the graduated diploma program, credits cannot be transferred in excess of 40 percent of the total credits of pursuing program.

(6) Students need to pursue a minimum of 1 academic year at Kasetsart University and to have appropriately registered a minimum of 12 credits for either course work or thesis as described in the pertinent curriculum descriptions for master's degrees. For doctoral degree students, the number of transferred thesis credits has to correspond with the curriculum. This regulation is not applicable to students registered in both Thailand and international institutes or universities under credit transfer collaboration programs.

29.2 Credit Transfer under cooperative credit transfer program.

29.2.1 Students registered at other domestic or overseas universities which are administered under the credit transfer program are eligible to transfer a maximum of 50 percent of the total number of credits, or an amount in accordance with current "Guideline on Academic Cooperation between Thai and Overseas Higher Education Institutions" announced by the Ministry of Education.

29.2.2 Transfer of credits earned at other domestic or overseas universities which are administered under the credit transfer program is not acceptable for subjects registered for fundamental studies.

Students registered at other universities which participate in the credit transfer program are regarded as full-time students with current student status of Kasetsart University. Students are required to register to maintain their student status, or register for coursework and settle of tutorial fees.

Item 30 Graduation

30.1 To graduate in diploma and higher graduate diploma programs, students are required to complete the number of credits as specified in the curriculum, and obtain a minimum Grade Point Average (GPA) of 3.00 out of 4.00 or equivalent.

30.2 Master's degree students

30.2.1 Plan A (A1)

(1) Students are required to submit their thesis and successfully pass a final oral examination conducted by a committee appointed by The Graduate School. The final oral examination must be held openly and interested people can attend the examination.

(2) Students achieve either publication, or at least approval for publication of thesis, or parts thereof, in acceptable national or international journals as announced by the Office of the Higher Education Commission on "The Criteria of Academic Journal for Publication Consideration".

30.2.2 Plan A (A2)

(1) Students are required to complete all pertinent course work requirements as specified in the curriculum and gain a minimum Grade Point Average (GPA) of 3.00 out of 4.00 or equivalent.

(2) Students are required to submit a thesis and successfully pass a final oral examination conducted by a committee appointed by The Graduate School. The final oral examination must be held openly and interested people can attend the examination.

(3) Students achieve either publication, or at least approval for publication of thesis, or parts thereof, in journals or academic publications; or alternatively, presentation of thesis in an academic conference which issues full version proceedings in the conference.

30.2.3 Plan B

(1) Students are to complete all pertinent coursework requirements as specified in the curricula and gain a minimum Grade Point Average (GPA) of 3.00 out of 4.00 or equivalent and;

(2) Successfully complete oral and/or written comprehensive examinations, and successfully pass a final oral examination of independent study conducted by a committee appointed by The Graduate School. The final oral examination must be held openly and interested people can attend the examination.

(3) Independent study or parts thereof is required to be disseminated in retrieval formats.

30.3 Doctoral degree students

30.3.1 Plan 1

(1) Students are to successfully pass a qualifying examination in order to be eligible to conduct a thesis.

(2) Students are required to submit their thesis and successfully pass a final oral examination conducted by a committee appointed by The Graduate School. The committee must consist of experts both internal and external to the university. The final oral examination must be held openly and interested people can attend the examination.

(3) Students achieve at least 2 publications, or at least approval for publications of thesis, or parts thereof, in acceptable national or international journals as announced by the Office of the Higher Education Commission on "The Criteria of Academic Journal for Publication Consideration".

30.3.2 Plan 2

(1) Students are to complete all pertinent course work requirements as specified in the curricula and need to attain a minimum Grade Point Average (GPA) of 3.00 out of 4.00 or equivalent.

(2) Students are to successfully pass a qualifying examination in order to be eligible to conduct a thesis.

(3) Students are required to submit their thesis and successfully pass a final oral examination conducted by a committee appointed by The Graduate School. The committee must consist of experts both internal and external to the university. The final oral examination must be held openly and interested people can attend the examination.

(3) Students achieve publication or at least approval for publication of thesis, or parts thereof, in acceptable national or international journals as announced by the Office of the Higher Education Commission on "The Criteria of Academic Journal for Publication Consideration".

Chapter 5

Leave of Absence, Student Status Termination, and Student Status Restoration

Item 31 Leave of Absence

31.1 Upon the approval of leave of absence, students are required to obtain consent from the thesis advisor, or independent study advisor; the head of department, or the graduate program committee chairperson; together with approval from the Dean of The Graduate School prior to the beginning date of a final examination as announced by the University in a particular semester.

31.2 Students approved for leave of absence are required to pay tuition fees, maintaining status fees, and register to maintain their student status.

31.3 Students cannot submit a petition for leave of absence in more than 2 consecutive regular semesters.

31.4 The period of leave of absence is counted in student's total study period.

31.5 Leave of absence is not permissible for new students enrolled in the first semester.

Item 32 Student Status Termination

Student status is subject to termination when:

(1) Students pass away.

- (2) Students are approved to graduate from the university council.
- (3) Students lack qualifications or have prohibited qualifications as presented in Item 6, or redundantly enroll as a graduate student in more than 1 field/program.
- (4) Students withhold documentation or present false evidence thereof for the purpose of application for graduate studies.
- (5) Trial students are unable to attain a Grade Point Average (GPA) as specified in item 8.2.
- (6) Students are unable to pass a qualifying examination or comprehensive examination at the second attempt.
- (7) Students are unable to submit their project proposals within the timeframe as specified in items 26.1.1 or 26.1.2.
- (8) Students fail to complete their registration procedure or maintain their student's status within 2 weeks of the date of the commencement of the semester, with the exception of students who receive approval from the dean of their program.
- (9) Students do not graduate within the timeframe specified.
- (10) Students are approved for resignation.
- (11) Students are subject to detention by a ruling of the final judiciary with the exception of crimes of misdemeanor or negligence.
- (12) Students face disciplinary dismissal or expulsion.
- (13) By announcement of The Graduate School, Kasetsart University on "The Termination of Student Status".

Item 33 Student Status Restoration

Students, whose status is terminated due to reasons as specified in items 32(7) or 32(8) can submit a petition for the restoration of graduate student status within the timeframe specified by The Graduate School. The restoration is subject to consent from the thesis advisor or independent study advisor, for non-thesis oriented programs, as well as the consent of the head of department or the graduate program committee chairperson; the Dean of The Graduate School is to consider approval of any such relevant request, and establish the applicable conditions for the continuance of studies.

Chapter 6 ***Student Code of Conduct***

Item 34 Student Code of Conduct

34.1 Students are to always comply with all University Rules and Regulations and strictly adhere to the Student Code of Conduct.

34.2 Students are to abide by the moral and traditional principles upheld by Thai society at all times.

34.3 Students are to protect the University's reputation by refraining from behavior that leads to defamation of self and the University.

34.4 Students are to maintain unity in the community and refrain from engaging in any behavior that is detrimental to this unity.

34.5 Students are to notify the University immediately when any change of personal information or residential information occurs.

34.6 Students are to present their student ID card immediately upon the request of University officer's or other officers.

34.7 Students are to refrain from consuming or selling alcohol, or any addictive substances on the University premises.

34.8 Students are to refrain from carrying weapons or explosives while on the University premises.

34.9 Students are to refrain from engaging in physical violence with fellow students or outsiders on or off the University premises.

34.10 Students are to refrain from any type of gambling activities on the University premises.

34.11 Students are to refrain from publishing, drawing, writing materials or electronic media that may negatively affect other individuals without prior consent from the University.

34.12 Students are to refrain from practicing inappropriate traditions or ceremonies on or off the University premises.

34.13 Students are to refrain from organizing meetings or activities without consent from the University.

34.14 Students are to refrain from vandalizing the University's properties.

34.15 Students are to refrain from bringing into the campus, or possessing, any illegal materials.

34.16 Students are to refrain from hooligan-like behavior.

34.17 Students are to refrain using from counterfeit documents or signatures.

34.18 Students are to refrain from cheating or attempting to cheat in examinations.

34.19 Students are to refrain from cheating in their thesis or independent study. Committing such offenses is an utterly serious breach of discipline.

34.20 Students are to refrain from thesis, independent study or other academic publication plagiarism. Committing such offenses is an utterly serious breach of discipline.

Item 35 Disciplinary Punishment

35.1 There are 10 disciplinary punishments

(1) Verbal or written warning

(2) Work for social services

(3) Written reprimand

(4) Suspension: the student is to be barred from studies for the duration of between 1 semester and 3 academic years.

(5) Withholding grant of degree certificate or issuance of transcripts, or any letters of certification for maximum 3 academic years

(6) Dismissal with the term "Dismissed" scribed in student's transcript

(7) Expulsion with the phrase "Dishonorably Expelled" scribed in student's transcript

(8) For serious wrong discipline committed, if students have already graduated, the degree can be withdrawn by the University Council.

(9) Students who cheat in examinations or attempt to cheat in examinations shall fail and get a grade F or U in that subject. Students cannot withdraw the cheated subjects, and students shall receive following disciplinary punishments by the University:

A. Suspension as in item 35.1(4) or

B. Dismissed as in item 35.1(6) or

C. Expelled as in item 35.1(7)

(10) Academic cheating on thesis or independent study and thesis or independent plagiarism can lead to one of the following:

A. Dismissed as in item 30.1(7) or

B. Expelled as in item 30.1(8) or

C. If students have already graduated, the degree can be withdrawn by the University Council.

In case that students lose or vandalize University property, students are subject to pay reimbursement for damages caused.

35.2 The Dean of The Graduate School is authorized to appoint an ad hoc committee to investigate any committed violation(s) of the student code of conduct and propose reasonable reprimands to the President.

Chapter 7 ***Degree Conferment***

Item 36 Application for Degrees Conferred

36.1 Students are subject to requirements for the conferment of a degree and settlement of related degree fees, as specified in the announcement published by the University.

36.2 Students who are nominated for degree conferment have to:

36.2.1 Adhere to all The Graduate School's regulations.

36.2.2 Clear all the debts owed to the University, any other institutions or organizations in Kasetsart University.

36.2.3 Adhere to decent forms of the University conduct code.

36.3 The Kasetsart University Council shall be responsible for degree approval.

Chapter 8 ***Transitory Provision***

Item 37 Any announcements or directives which have become effective either prior to, or concurrent with the enactment of this regulation are to remain applicable until the provision of pertinent amendments to this regulation or any actions empowered by the academic regulations of graduate studies of The Graduate School, Kasetsart University, render such aforementioned announcements and directives void.

Other regulations which are not specified in this regulation may use the current effective issue of The Undergraduate Study Regulations of Kasetsart University.

Item 38 Students who entered graduate studies prior to the academic year B.E. 2559 (2016) are deemed subject to the academic regulations of graduate studies, Kasetsart University, announced in

the admission year until the termination of student status. The regulations shall not contradict the announcement of the Ministry of Education on “Standard Criteria on Graduate Studies B.E. 2558 (2015)” and “Guidelines for the Management of Higher Education Curriculum Standards B.E. 2558 (2015)”.

Announced on December 30, B.E. 2559 (2016)

Signed Viroch Impithuksa
(Associate Professor Viroch Impithuksa, Ph.D)
Chairman of Kasetsart University Council

If you have any questions regarding these regulations, please kindly contact The Graduate School officer via this email address: fgraswc@ku.ac.th.



山口大学学生(農学)学年暦・履修モデル



熱帯性生物を探索・開発及び分析・評価する能力並びにグローバルな視点・英語コミュニケーション・プレゼンテーション能力を修得



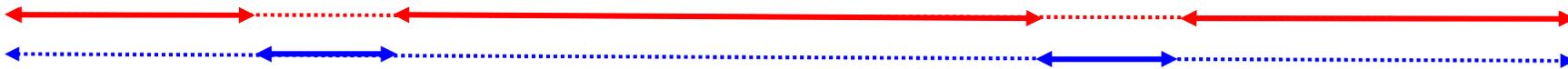
※ 青枠は山口大学からの単位、赤枠はカセサート大学からの単位

・Seed Technology
・Physiology of Plants under Stress

Jointly Designed Course on Agricultural Science

特別研究(修士論文)

指導体制(赤; 主指導, 青; 副指導, 実線; 直接指導, 点線; 主にE-mailおよびTV電話等による指導)



スケジュール





山口大学学生(生命科学)学年暦・履修モデル



熱帯性生物を探索・開発及び分析・評価する能力並びにグローバルな視点・英語コミュニケーション・プレゼンテーション能力を修得



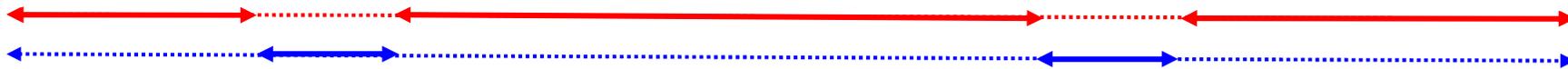
※ 青枠は山口大学からの単位、赤枠はカセサート大学からの単位

• Introduction and Application in Life Science
• Research Methods in Life Science

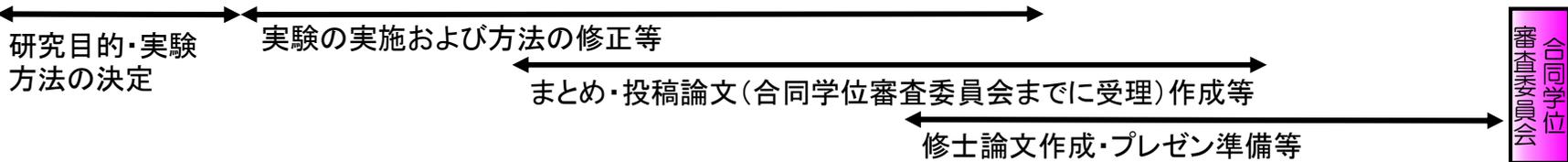
Jointly Designed Course on Life Science

特別研究(修士論文)

指導体制(赤; 主指導, 青; 副指導, 実線; 直接指導, 点線; 主にE-mailおよびTV電話等による指導)



スケジュール



修士(生命科学)

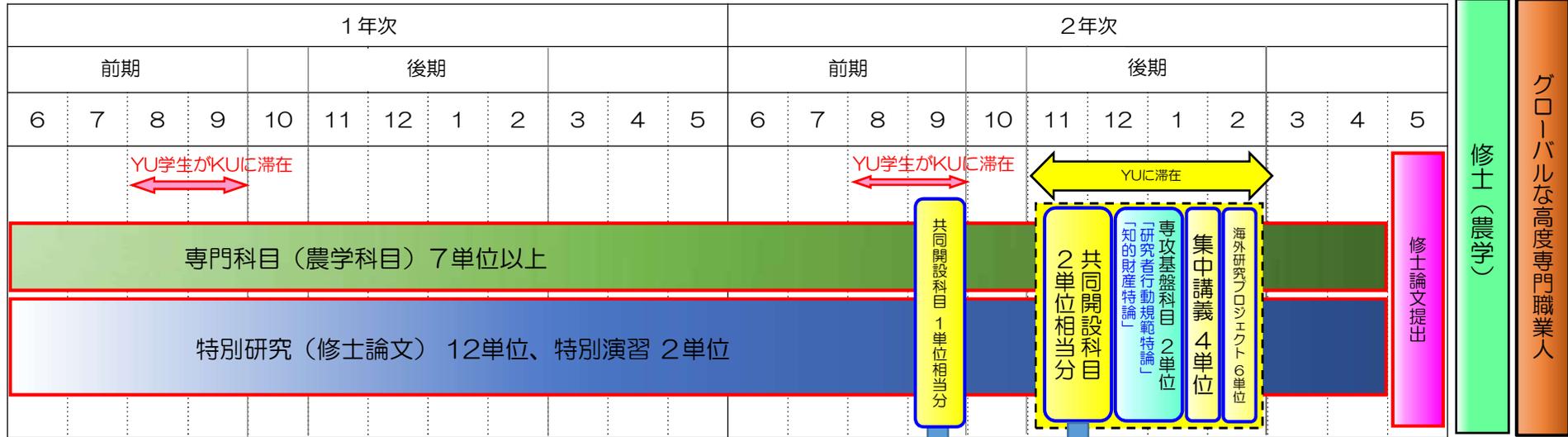
グローバルな高度専門職業人



カセサート大学学生(農学)学年暦・履修モデル



熱帯性生物を探索・開発及び分析・評価する能力並びにグローバルな視点・英語コミュニケーション・プレゼンテーション能力を修得



※ 青枠は山口大学からの単位、赤枠はカセサート大学からの単位

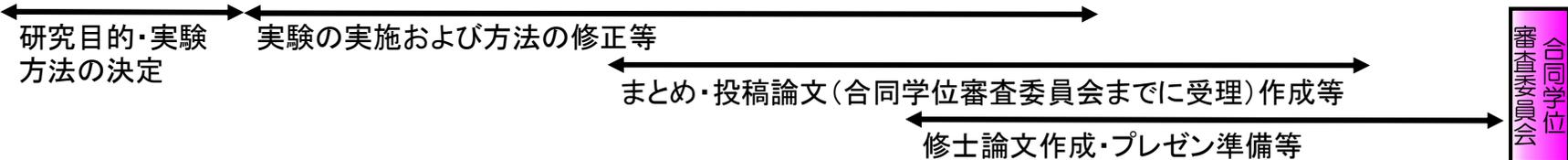
Jointly Designed Course
on Agricultural Science

特別研究(修士論文)

指導体制(赤;主指導, 青;副指導, 実線;直接指導, 点線;主にE-mailおよびTV電話等による指導)



スケジュール



合同学位
審査委員会

修士(農学)

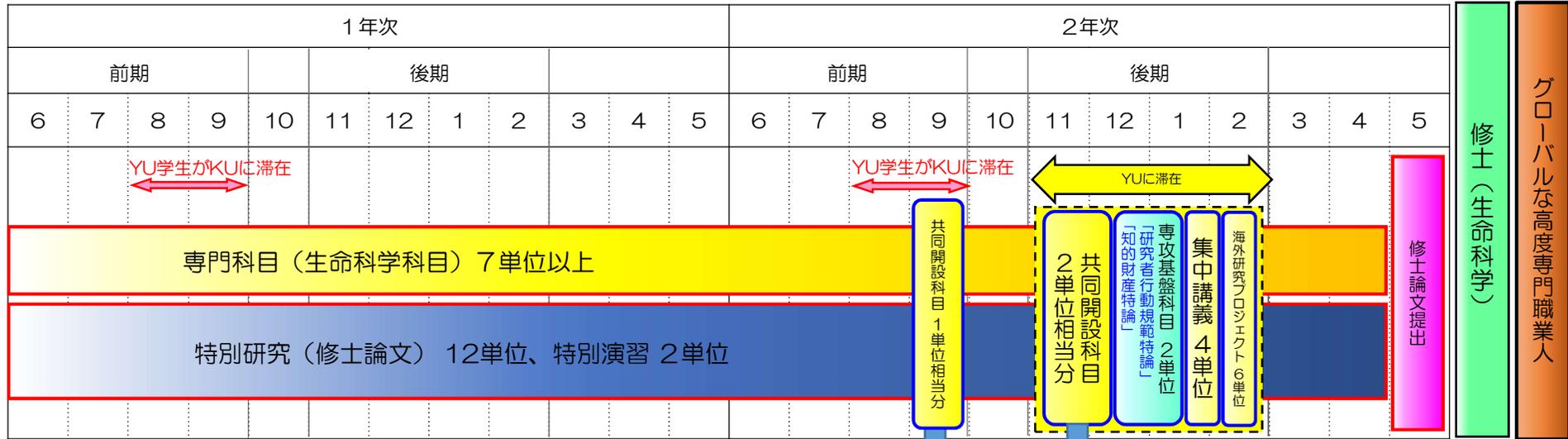
グローバルな高度専門職業人



カセサート大学学生(生命科学)学年暦・履修モデル



熱帯性生物を探索・開発及び分析・評価する能力並びにグローバルな視点・英語コミュニケーション・プレゼンテーション能力を修得



※ 青枠は山口大学からの単位、赤枠はカセサート大学からの単位

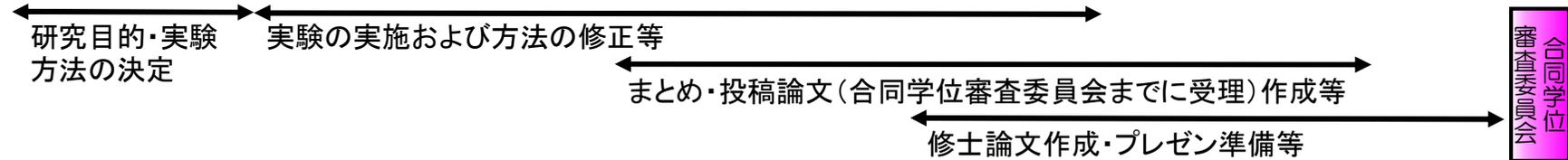
Jointly Designed Course
on Life Science

特別研究(修士論文)

指導体制(赤;主指導, 青;副指導, 実線;直接指導, 点線;主にE-mailおよびTV電話等による指導)



スケジュール



国立大学法人山口大学研究者倫理綱領

山口大学は、価値観の多様化する時代にあっても、現代における研究者の責務が公共利益の増進にあることを確信する。また、学術研究が人類共通の資産として蓄積される事実を踏まえ、研究の過程と成果に責任を負う。

山口大学は、研究者の責務を十分に果たしていく決意を込めて、ここに倫理綱領を制定し、これを遵守することを誓う。

研究者の使命

研究者の使命は真理の探究にあり、公共の福祉と利益への貢献にある。研究者はいかなる学問領域にあっても個人の利益のみを追求してはならず、自らの立場を絶えず確認し、社会の付託に応えるために研究者としてのモラルから逸脱してはならない。

山口大学の研究者は、研究不正を厳しく戒め、日常の研究活動のなかで誤解を招くことがないように、徹底した自己管理に意を用いなければならない。

研究者の目標

研究者の究極的目標は、人類の平和と幸福にある。そのために研究者は、いかなる権力や権威にも迎合してはならない。研究者は自らの責任を深く認識し、研究や学問の自由を堅持するとともに、その研究成果の普及に努めなければならない。

研究者の役割は重大である。公明正大な研究活動こそが、人類の平和と幸福に寄与する。山口大学の研究者は、その目標を達成するために常に自己研鑽に努めるものである。

国立大学法人山口大学における研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関する規則

平成19年3月13日規則第29号

改正	平成20年3月31日規則第85号	平成22年5月26日規則第74号
	平成22年6月23日規則第106号	平成23年3月31日規則第43号
	平成25年3月29日規則第57号	平成26年3月25日規則第68号
	平成27年3月27日規則第217号	平成27年12月9日規則第278号
	平成28年9月28日規則第193号	平成29年3月27日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）の研究者に国立大学法人山口大学研究者倫理綱領に基づいた行動を促すとともに、研究者の不正行為に対する措置等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学術研究」とは、先人達が行った諸業績を踏まえたうえで、自らの発想やアイデアに基づいた新たな知見を創造することをいう。
- (2) 「研究者」とは、学術研究に携わる役員、職員、学生、その他本法人の施設設備の利用者をいう。
- (3) 「不正行為」とは、研究の立案・計画・経費支援申請・実施・成果の取りまとめの過程において行われるデータその他研究結果の捏造、改ざん、盗用並びに二重投稿や不適切なオーサーシップなどの研究規範に反する行為、科学コミュニティにおいて学協会の倫理規定や行動規範及び学術誌の投稿規程等の違反をいう。
- (4) 「部局」とは、学部、研究科、全学教育研究施設、時間学研究所、大学評価室、地域未来創生センター、山口学研究センター、教職センター、ダイバーシティ推進室、医学部附属病院、事務局及び内部監査室をいう。

(不正行為の事前防止)

第3条 本法人は学術研究に係る不正行為を抑止する環境の整備を図るため、次の事項を行う。

- (1) 本法人における研究者へ定期的に行動規範教育を実施することによる研究者規範の向上。
- (2) 本学の学生に対する、研究者倫理に関する規範意識の修得を目的とした行動規範教育の実施。
- (3) 研究データの一定期間の保存、並びに適切な管理及び開示による、研究成果の第三者による検証可能性が確保された環境の整備。

- (4) 共同研究における個々の研究者等のそれぞれの役割分担・責任の明確化及び複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者による研究活動や研究成果の適切な把握。
- (5) 若手研究者等の自立した研究活動の遂行を目的とした、適切な支援及び助言等が行われる環境の整備。

(統括責任者)

第4条 学術研究を担当する副学長は、研究規範の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する統括責任者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(研究規範指導責任者)

第5条 部局に研究規範指導責任者を置き、部局の長（大学評価室、地域未来創生センター、山口学研究センター、事務局及び内部監査室にあっては、総務企画を担当する副学長）をもって充てる。

2 研究規範指導責任者は、学術研究に係る不正行為の事前防止のための実質的な責任と権限を持ち、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究者の研究規範意識が向上していくよう、規範教育を徹底し、定期的に指導すること。
- (2) 研究者が一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示できるよう環境整備に努めること。なお、研究データの保存等に関し必要な事項は、別に定める。

(研究規範委員会)

第6条 本法人に、国立大学法人山口大学研究規範委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第7条 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 研究規範についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
- (2) 研究規範についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
- (3) 申立等により指摘のあった不正行為に関する調査、審査及び認定
- (4) 前号の認定結果に基づく勧告、指導等
- (5) その他不正行為排除のため必要な措置等の実施

2 委員会は、前項の事項を行うに当たり、必要に応じて、外部の機関と情報交換等の連絡協議を行い、証拠保全等必要な措置を講じることができる。

第8条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学術研究を担当する副学長
- (2) 学長が指名する本法人の教授4名
- (3) 学長が指名する学外の学識経験者2名

2 委員長は学術研究担当副学長をもって充てる。

3 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は出席した委員の3分の2以上をもって決する。

第9条 前条の第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに、委員会の業務を総理する。

第11条 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第12条 委員会に、調査を行うため、部会を置くことができる。

2 前項の部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(申立等の窓口)

第13条 本法人に、不正行為に関する申立又は情報提供、その他不正行為に関する相談、照会等に対応する窓口を置く。

2 前項の窓口は、窓口業務の責任者及び窓口業務の担当者を置く。

3 窓口業務の責任者は、学術研究部長をもって充て、窓口業務の担当者は、学術研究部長が指名する学術研究部研究推進課の職員をもって充てる。

(不正行為の疑いの申立)

第14条 不正行為の疑いが存在すると思料する者は、何人も、前条に定める窓口で書面、電子メール、FAX、面談等の方法により申立を行うことができる。

(調査、審査及び認定)

第15条 委員会は、前条の不正行為の疑いの申立があった場合及び報道等により不正行為が指摘された場合は、速やかに調査を行い、不正行為の有無及び程度並びに不正行為に関与した者及びその関与の度合いについて審査し、調査開始後概ね5か月以内に事実の認定を行い、学長に報告するとともに、申立者及び不正行為の疑いがある調査対象の研究者(以下「対象研究者」という。)に通知するものとする。

2 委員会は、申立が悪意に基づいたものである疑いが生じた場合、申立者を対象研究者に含み前項の調査、審査及び認定を行うものとする

3 委員会は、前2項の事実の認定を行うに当たっては、対象研究者に、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

4 委員会は、個人情報、知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある部分を除き、原則として、認定の概要を公表するものとする。

(認定後の措置)

第16条 委員会は、不正行為の存在を認定した場合には、当該事案に対して、次の措置をとることができる。

- (1) 対象研究者に対する教育研究活動の停止，研究費の使用停止，研究費の返還等の措置に関する学長及び部局の長（事務局にあっては，学術研究部長）への勧告
- (2) 対象研究者に対する定期的な報告の義務づけ等の継続的な指導
- (3) 研究資金提供機関，関連論文掲載機関，関連教育研究機関等への通知及びこれらの機関等との協議
- (4) その他不正行為排除のため必要な措置

2 委員会は、不正行為が存在しなかったことを確認した場合には、対象研究者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

3 委員会は、不正行為の疑いの申立が悪意に基づくものと認定した場合には、当該申立者の所属機関の長に通知する。

(不服申立及び再調査)

第17条 委員会の認定に不服のある申立者及び対象研究者は、認定結果通知後10日以内に、委員会に対し不服申立を行うことができる。ただし、同一理由による不服申立を繰り返すことはできないものとする。

2 委員会は、認定結果に対して不服申立があった場合には、不服申立の趣旨、理由等を勘案の上、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、不服申立の却下を決定したときには、不服申立者に当該決定を通知するものとする。

3 委員会は、再調査を行うことを決定した場合には、申立者及び対象研究者に通知し、専門性を要する判断が必要となる時には調査を担当する者の交代若しくは追加、又は調査を実施する会に代えて他の者に審査をさせる。

4 前項の調査は、50日以内に終了しなければならない。

(協力義務)

第18条 職員及び関係者は、委員会の行う調査に誠実に協力しなければならない。

(申立者及び調査協力者の保護)

第19条 本法人は、不正行為の疑いの申立者（悪意に基づく申立者を除く。）及び調査協力者が申立又は情報提供を行ったことを理由とする不利益を受けないよう、十分に配慮しなければならない。

(守秘義務)

第20条 委員、調査関係者、窓口担当者、窓口責任者、次条に定める事務を処理する者その他の関係者は、立場上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務)

第21条 委員会の事務及び本法人における研究者の学術研究に係る不正行為に対する

措置等に関する事務は、学術研究部研究推進課において処理する。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、本法人における研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年5月26日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学における研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年6月23日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学における研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関する規則の規定は、平成22年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

研究活動における不正行為への対応等に
関するガイドライン

平成 27 年 4 月

国立大学法人山口大学

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

はじめに

(本ガイドラインの目的と策定の背景)

科学研究における不正行為は、真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みである科学の本質に反するものであり、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げ、冒瀆するものであって、許すことのできないものです。このような科学に対する背信行為は、研究者の存在意義を自ら否定することを意味し、科学コミュニティとしての信頼を失わせるものです。

科学研究の実施は社会からの信頼と付託の上に成り立っており、もし、こうした信頼や付託が薄れたり失われたりすれば、科学研究そのものがよって立つ基盤が崩れることになることを、研究に携わる者は皆自覚する必要があります。

また、今日の科学研究が限りなく専門化を深め複雑かつ多様な研究方法・手段を駆使して行われる結果、科学的成果・知見が飛躍的に増大していく反面、研究者同士でさえ、互いに研究活動の実態を把握しにくい状況となっていることから、研究者が公正に研究を進めることが従来以上に重要になってきています。

本ガイドラインは研究活動における不正行為への対応は、研究者自らの規律や研究機関、科学コミュニティの自律に基づく自浄作用によるべきものであり、これまで個々の研究者の自己責任のみに委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は、研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、山口大学が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応の強化を図ることを基本的な方針としています。

なお、本ガイドラインにおいて使用する主な略称は以下のとおりです。

国立大学法人山口大学研究規範委員会・・・・・・・・委員会
国立大学法人山口大学研究規範委員会委員長・・・・・・・・委員長
国立大学法人山口大学研究規範委員会調査部会・・・・・・・・調査部会
国立大学法人山口大学研究規範委員会調査部会予備調査会・・・・予備調査会
国立大学法人山口大学研究規範委員会調査部会調査会・・・・・・・・調査会

研究活動における不正行為への対応

1 対象とする研究活動及び不正行為等

このガイドラインで対象とする研究活動，研究者及び不正行為は，以下のとおりとします。

1-1 対象とする研究活動

このガイドラインで対象とする研究活動は，競争的資金等，運営費交付金等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動とします。

1-2 対象とする研究者

このガイドラインで対象とする研究者は，山口大学に所属し研究に携わる教職員，学生及び山口大学の施設や設備の利用者とします。

1-3 対象とする不正行為

このガイドラインで対象となる不正行為は，故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる，投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造，改ざん及び盗用，並びに二重投稿や不適切なオーサiershipなどの研究規範に反する行為，科学コミュニティにおいて学協会倫理規定や行動規範及び学術誌の投稿規定等の違反とします。

① 捏造

存在しないデータ，研究結果等を作成すること。

② 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い，データ，研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

③ 盗用

他の研究者のアイデア，分析・解析方法，データ，研究結果，論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

2 不正行為の申立の受付等

2-1 申立の受付体制

- ① 不正行為に関する申立（山口大学の職員による申立のみならず，外部の者によるものを含みます。以下同じ。）を受け付け，又は申立の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」といいます。）を設置します。
- ② 受付窓口は学術研究部研究推進課とし，連絡先，受付の方法などホームページにて周知します。
- ③ 申立の受付や調査・事実確認（以下「調査」といいます。）を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らいます。
- ④ 申立の受付から調査に至るまでの体制についての責任者は学術研究を担当する副学長とし，必要な組織を構築して企画・整備・運営を行います。

2-2 申立の取扱い

- ① 申立は受付窓口で書面，電話，FAX，電子メール，面談などを通じてすることができます。
- ② 原則として，申立は顕名により行われ，不正行為を行ったとする研究者・グループ，不正行為の態様等，事案の内容が明示され，かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付けます。
- ③ ②にかかわらず，匿名による申立があった場合，申立の内容に応じ，顕名の申立があった場合に準じた取扱いをすることができます。
- ④ 山口大学が調査を行うべき機関に該当しないときは，調査機関に該当する研究機関等に当該申立を回付します。また，申立があった研究機関等に加え，他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は，該当する機関に当該申立について通知します。
- ⑤ 書面による申立など，受付窓口が受け付けたか否かを申立者が知り得ない方法による申立がなされた場合は，申立者（匿名の申立者を除きます。ただし，調査結果が出る前に申立者の氏名が判明した後は顕名による申立者として取り扱います。以下同じ。）に，申立を受け付けたことを通知します。
- ⑥ 申立の意思を明示しない相談については，その内容に応じ，申立に準じてその内容を確認・精査し，相当の理由があると認めた場合は，相談者に対して申立の意思があるか否かを確認します。
- ⑦ 不正行為が行われようとしている，又は不正行為を求められているという申立・相談については，その内容を確認・精査し，相当の理由があると認めたときは，不正行為の疑いがある調査対象の研究者（以下「対象研究者」という。）に警告を行うものとします。ただし，対象研究者が他機関所属のときは，対象研究者の所属する研究機関に事案を回付します。

2-3 申立者・対象研究者の取扱い

- ① 申立を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを受付窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、申立内容や申立者（「2-2 申立の取扱い⑥及び⑦」における相談者を含みます。）の秘密を守るため適切な方法を講じるものとします。
- ② 受付窓口に寄せられた申立の申立者、対象研究者、申立内容及び調査内容については、調査結果の公表まで、申立者及び対象研究者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底します。
- ③ 調査事案が漏えいした場合は、申立者及び対象研究者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することとします。ただし、申立者又は対象研究者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とします。
- ④ 悪意（対象研究者を陥れるため、又は対象研究者が行う研究を妨害するためなど、専ら対象研究者に何らかの損害を与えることや、対象研究者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいいます。以下同じ。）に基づく申立を防止するため、申立は原則として顕名によるもののみ受け付けます。また申立には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であり、申立者に調査に協力を求める場合があります。調査の結果、申立が悪意に基づく申立であることが判明した場合、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ます。
- ⑤ 悪意に基づく申立であることが判明しない限り、単に申立したことを理由に、申立者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いはしません。
- ⑥ 相当な理由なしに、単に申立がなされたことのみをもって、対象研究者の研究活動を部分的若しくは全面的な禁止又は解雇、降格、減給その他不利益な取扱いはしません。

2-4 申立の受付によらないものの取扱い

- ① 「2-2 申立の取扱い⑥」による申立の意思を明示しない相談について、申立の意思表示がなされない場合にも、山口大学の判断でその事案の調査を開始することができることとします。
- ② 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、申立があった場合に準じた取扱いとします。
- ③ 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限り）ことを確認した場合、申立があった場合に準じた取扱いとします。

3 不正行為の申立に係る事案の調査

3-1 調査を行う機関

- ① 研究者に係る不正行為の申立があった場合、原則として、山口大学が申立された事案の調査を行います。
- ② 対象研究者が山口大学以外に複数の研究機関に所属する場合、原則として対象研究者が申立された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとします。
- ③ 山口大学に所属する研究者が山口大学と異なる研究機関で行った研究活動に係る申立があった場合、山口大学と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、申立された事案の調査を行います。
- ④ 山口大学を既に離職した研究者が、山口大学在職時に行った研究活動に係る不正行為の申立を受けた場合、現に所属する研究機関と山口大学とが合同で申立された事案の調査を行うものとします。離職した研究者が、どの研究機関にも所属していないときは、申立された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた山口大学において申立された事案の調査を行います。
- ⑤ 上記①から④までによって、申立された事案の調査を行うこととなった際は、対象研究者が山口大学に現に所属しているかどうかにかかわらず誠実に調査を行います。
- ⑥ 対象研究者の調査開始や申立された事案に係る研究活動を行っていた時期が不明及び調査を行うべき調査実施が極めて困難である場合において、他機関が調査を行うこととなった場合、当該機関から調査の協力を求められたときは、山口大学は誠実に協力します。
- ⑦ 山口大学は他の機関や学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求める場合があります。

3-2 申立に対する調査体制・方法

(1) 予備調査

- ① 山口大学は申立を受けた後速やかに、申立された不正行為が行われた可能性、申立の際示された理由の論理性、又は申立された事案に係る研究活動の公表から申立までの期間が各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間若しくは対象研究者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど、申立内容の合理性及び調査可能性等について予備調査を行うため、予備調査会を設置します。
- ② 申立がなされる前に取り下げられた論文等に対する申立に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経費・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとします。
- ③ 予備調査会は、申立を受け付けてから 20 日以内に本調査を行うか否かの意見を

付して、調査部会及び委員会に報告します。申立がなされた事案が本格的な調査をすべきものと委員会が判断した場合、本調査を行います。

- ④ 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに申立者に通知するものとします。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び申立者の求めに応じ開示するものとします。

(2) 本調査

① 通知・報告

- (ア) 本調査を行うことを決定した場合、委員長は申立者及び対象研究者に対し、本調査を行うことを通知し、本調査への協力を求めます。対象研究者が山口大学以外の機関に所属している場合は、これに加え当該所属機関にも通知します。申立された事案の調査に当たっては、申立者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や対象研究者に申立者が特定されないよう周到に配慮します。
- (イ) 当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨を報告します。
- (ウ) 本調査の実施は決定後 30 日以内に開始します。

② 調査体制

- (ア) 本調査は、山口大学に属さない外部有識者を含む調査会で行われます。この調査会は、調査員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査員は、申立者及び対象研究者と直接の利害関係（例えば、不正行為を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を持たない者とします。
- (イ) 調査会を設置したときは、調査員の氏名や所属を申立者及び対象研究者に示すものとします。これに対し、申立者及び対象研究者は、調査員に異議がある場合、通知を受けてから 10 日以内に調査会に異議申立をすることができます。異議申立があった場合、調査会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立に係わる調査員を交代させ、申立者及び対象研究者に通知します。

③ 調査方法・権限

- (ア) 本調査は、申立された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより実施されます。この際、対象研究者の弁明の機会は担保されます。
- (イ) 申立された不正行為が行われた可能性を調査するために、調査会が再実験などにより再現性を示すことを対象研究者に求める場合、又は対象研究者自らの意思によりそれを申出て調査会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含みます。）に関し合理的に必要と判断される範囲内において、これを行います。その際、調査会の指導・監督の下に行うこととします。

(ウ) 上記(ア)、(イ)に関して、委員会は調査会の調査権限について定め、関係者に周知します。この調査権限に基づく調査会の調査に対し、申立者及び対象研究者などの関係者は誠実に協力しなければなりません。また、山口大学以外の機関において本調査がなされる場合、当該機関に協力を要請します。

④ 本調査の対象となる研究活動

本調査の対象には、申立された事案に係る研究活動のほか、調査会の判断により調査に関連した対象研究者の他の研究活動も含めることができます。

⑤ 証拠の保全措置

本調査にあたっては、申立された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとります。また、山口大学が申立された事案に係る研究活動が行われた調査機関となっていないときは、調査機関の要請に応じ、申立された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとります。これらの措置に影響しない範囲であれば、対象研究者の研究活動を制限を行いません。

⑥ 本調査の中間報告

資金配分機関の求めがあれば、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出することが出来ることとします。

⑦ 本調査における研究又は技術上の情報の保護

本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮します。

3-3 認定

(1) 認定

① 委員会は調査の開始後、概ね5ヶ月以内に、不正行為が行われたか否かを認定します。

② 調査会は、上記①の期間を目安として調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著名の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定します。

③ 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて申立が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は、併せてその旨の認定を行うものとします。また、この認定を行うに当たっては、申立者に弁明の機会を与えなければならないものとします。

④ 上記②又は③について認定を終了したときは、委員会は直ちに学長に報告します。

(2) 不正行為の疑惑への説明責任

調査会の調査において、対象研究者が申立された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きにのっとって行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければなりません。

(3) 不正行為か否かの認定

① 調査会は、上記(2)により対象研究者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、対象研究者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行います。証拠の証明力は、調査会の判断に委ねられますが、対象研究者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断します。なお、対象研究者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することは行いません。

② 不正行為に関する証拠が提出された場合には、対象研究者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定されます。

また、対象研究者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示さないときも同様とします。ただし、対象研究者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではありません。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や対象研究者が所属する、又は申立に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とします。

③ 上記(2)の説明責任の程度及び上記②の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査会の判断に委ねられるものとします。

(4) 調査結果の通知及び報告

① 委員会は、調査結果を速やかに申立者及び対象研究者に通知するものとします。また、対象研究者が山口大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知します。

② 上記①に加えて、委員会はその事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告するものとします。

③ 悪意に基づく申立との認定があった場合、委員会は申立者の所属機関に通知します。

(5) 不服申立て

- ① 不正行為と認定された対象研究者は、通知を受けた日から 10 日以内に不服申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできません。
- ② 申立が悪意に基づくものと認定された申立者（対象研究者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく申立と認定された者を含みます。）は、その認定について、上記①の例により不服申立てをすることができます。
- ③ 不服申立ての審査は調査会が行います。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査員の交代若しくは追加、又は調査会に代えて他の者が審査を行います。ただし、委員会が当該不服申立について調査会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではありません。
- ④ 不正行為があったと認定された場合に係る対象研究者による不服申立てについて、調査会（上記③の調査会に代わる者を含む。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定します。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに対象研究者に当該決定を通知します。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査会が判断するときは、以後の不服申立てを受けつけないこととします。

上記①の不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査会は対象研究者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めます。なお、その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができることとします。その場合には直ちに対象研究者に当該決定を通知します。
- ⑤ 対象研究者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、申立者に通知します。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告を行います。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とします。
- ⑥ 調査会が再調査を開始した場合は、50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、当該結果を対象研究者、対象研究者が所属する機関及び申立者に通知します。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告を行います。
- ⑦ 上記②の悪意に基づく申立と認定された申立者から不服申立てがあった場合、申立者が所属する機関及び対象研究者に通知します。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告を行います。
- ⑧ 上記②の不服申立てについては、調査会は 30 日以内に再調査を行い、その結果を直ちに報告します。また、当該結果を申立者、申立者が所属する機関及び対象研究者に通知します。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告を行います。

(6) 調査結果の公表

- ① 山口大学は、不正行為が行われたとの認定がなされた場合、速やかに調査結果を公表します。
- ② 山口大学は、不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合は、原則として調査結果の公表は行いません。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意による誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとします。また、悪意に基づく申立の認定があったときについても、調査結果を公表するものとします。
- ③ 上記①、②の公表する調査結果の内容（項目等）は別に山口大学の定めるところによるものとします。

(7) 申立者及び対象研究者に対する措置

- ① 不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、山口大学は内部規定に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとします。
- ② 山口大学は、申立が悪意に基づくものと認定された場合、申立者が山口大学に属する者であるときは、当該者に対し、就業規則及び学則等に基づき適切な処置を行います。

附 記

- 1 このガイドラインは、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 国立大学法人山口大学における研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関するガイドラインは、廃止します。

調査結果報告書

経緯・概要

- 発覚の時期及び契機（※「申立場合はその内容・時期等」）
- 調査に至った経緯等

調査

- 調査体制（※調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置）
- 調査内容
 - ・調査期間
 - ・調査対象（※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕）
 - ・調査方法・手順（例：書面調査〔該当研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等）
 - ・調査委員会の構成（氏名・所属を含む）、開催日時・内容等

調査の結果（特定不正行為の内容）

- 認定した不正行為の種別（例：捏造、改ざん、盗用）
- 不正行為に係る研究者（※共謀者を含む）
 - ①不正行為に関与したと認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
 - ②不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
- 不正行為が行われた経費・研究課題
（競争的資金等）
 - ・制度名
 - ・研究種目名、研究課題名、研究期間
 - ・交付決定額又は委託契約額
 - ・研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - ・研究分担者及び連携研究者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号

<p>(基盤的経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金 <p>○不正行為の具体的な内容 (※可能な限り詳細に記載すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手法 ・内容 <ul style="list-style-type: none"> ・不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその使途 <p>○調査を踏まえた機関としての結論と判断理由</p>
<p><input type="checkbox"/> 調査機関がこれまで行った措置の内容</p> <p>(例) 競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等</p>
<p><input type="checkbox"/> 不正行為の発生要因と再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発生要因 (不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規定の整備状況を含む。) (※可能な限り詳細に記載すること) ○ 再発防止策



農学部とJDプログラムにおける教育課程関係図



山口大学農学部				
人類の生存を支える安全な食料の効率的生産，生態環境の保全及び生物資源の機能開発のための高度な教育				
	1年次	2年次	3年次	4年次
	導入	基礎	発展	応用
生物資源環境科学科	共通教育科目 (30単位)	専門科目 (84単位)		
	専門基礎科目 (10単位)	基礎理論系 植物生理学、生態学 他	発展理論系 植物病理学、作物学 他	実験・実習系 環境植物学実験、応用昆虫学実験 他
生物機能科学科	共通教育科目 (30単位)	専門科目 (82単位)		
	専門基礎科目 (12単位)	基礎理論系 微生物学、生物物理化学 他	発展理論系 環境微生物学、遺伝子工学 他	実験・実習系 細胞生化学実験、蛋白質化学実験 他
卒業要件単位 124単位				

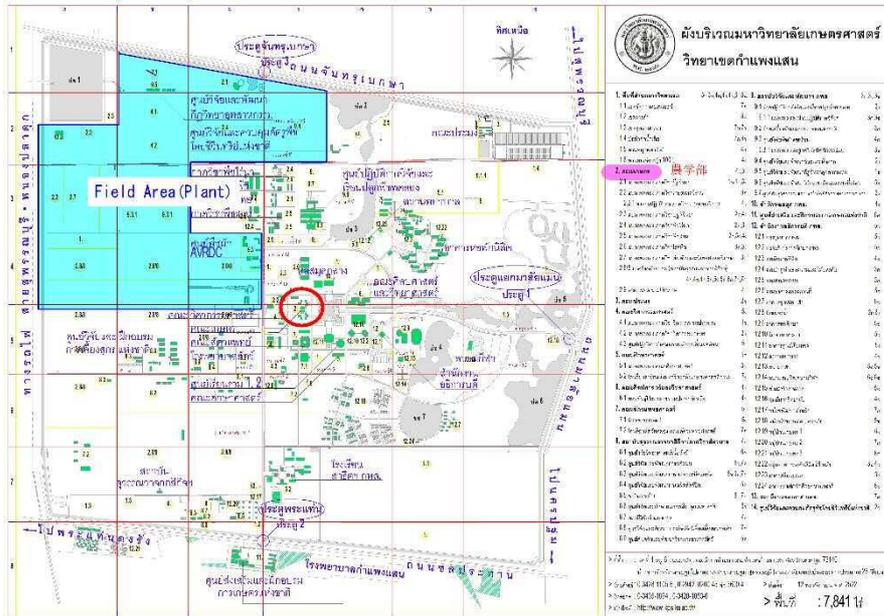
山口大学大学院創成科学研究科 修士課程 山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻	
農学・生命科学分野の専門的知識・技術を持ち，熱帯性環境生物資源を対象とする研究や異文化体験により，先端的技术や研究能力，東南アジア諸国の生物資源に対する理解を備え，国際的視点に立って新しい時代を牽引することのできる先導的・指導的かつグローバルな高度専門職業人の養成	
1年次	2年次
専攻基盤科目 (2単位) 研究者行動規範特論 (1単位)、知的財産特論 (1単位)	専門科目〔農学系共通科目・農学科目〕 (7単位以上) 専門分野の知識・技術、課題発見・解決能力の習得 ※「修士(農学)」の学位取得を希望する場合 カセサート大学で履修 集中講義 (4単位) 1・2年次各1科目 副指導教員による研究指導 海外研究プロジェクト (6単位) 1・2年次 共同開設科目 (3単位) 2年次2単位相当分 2年次1単位相当分 特別演習 (2単位)
	特別研究 (修士論文) (12単位) 修士(農学) 修士(生命科学)
専門科目〔農学系共通科目・生命科学科目〕 (7単位以上) 専門分野の知識・技能、課題発見・解決能力の習得 ※「修士(生命科学)」の学位取得を希望する場合	
修了要件単位 36単位	

農学

カセサート大学カンペンセンキャンパス内の

フィールド、施設・設備と教育（実験・実習）について

〈カンペンセンキャンパス図（再掲）〉



〈カンペンセンキャンパス上空写真〉



創成科学研究科山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻では、連携外国大学であるカセサート大学カンペンセンキャンパスにある、サトウキビなどの穀物や熱帯植物、熱帯野菜、熱帯果樹等の育成・実験を行っているフィールド、施設、設備を活用し、熱帯性環境生物資源をフィールドにて探索・開発する知識と技術力を身に付けた人材の養成を行うこととしている。

また、カリキュラム・ポリシーには、カセサート大学のフィールドをはじめとする施設・設備を活用し、熱帯性環境生物資源の利用開発に関する知識を深めることを

明記し、海外研究プロジェクト「Experimental work for selected topics I、II」において、有機農法での持続可能な作物生産、害虫及びその駆除、植物に関する環境生理学、土壌資源や土壌管理、トウモロコシやサトウキビの生産性向上、養蚕や産業昆虫学、野菜の育種や種子技術等について実験・実習等を行うカリキュラムを整備している。



Central Laboratory and Greenhouse Complex

温室での米の耐乾性実験や品種改良、土壌資源や管理について実習を行う。



Plant Diseases and Related Sciences Unit

植物の病気や害虫についてサンプル採取や観察を行う。また防除・害虫駆除についても実験・実習を行う。



Seed Technology and Crop Improvement Unit

植物や熱帯果実の育成環境、植物育種及び種子技術等について実習や穀物や熱帯野菜の育成や育種、土壌肥沃度と収穫量について実習を行う。



Plant Conservation and Utilization Unit

植物環境と、共存する微生物の多様性及び有機野菜の栽培について実習を行う。



Cane and Sugar Research and Development Center

サトウキビや砂糖の生産・利用の研究開発、研究成果の有効利用を行っている。収穫量とストレスの関係について実習を行う。